

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

2

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国勢調査調査員選考において税務関係者を避ける要件の廃止

提案団体

春日井市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国勢調査における調査員の選考要件の中の「税務に直接関係のない者であること」の記述を削除する。

具体的な支障事例

【支障事例】

国勢調査では他の調査に比べて桁違いの調査員が必要で、確保対策を講じているが有効な手立てがないまま苦慮している。

当市においては、平成 27 年調査でも一般公募での不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1 人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約 100 人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない今の状況が変わらなければ期日どおりに調査できなかつたり、調査できない調査区が出たりする可能性がある。

【税務関係者が統計調査業務に従事することについて、住民が疑念を持つという懸念に対する説明】

調査に従事した職員の中には多くの元税務関係課職員がいるが、税務の調査に利用されるとの誤解や苦情を受けたことはなく、県内の市町村にアンケートをした結果、他市町村でも同様であった。

実際、調査票の中に税務調査に密接に関係し、通常の税務調査では知り得ない項目はない。

元々、統計法で守秘義務が定められており、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律もある。個人情報に関する法律上での環境が整っており、統計調査の回答が他の用途に使用されないことは明らかである。また、市ではさまざまな分野で市民と利害関係にあるが、実際に国勢調査に従事した市職員が職員であることで調査対象から疑義を受けたり、トラブルになったりしたこともない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

円滑な調査実施の可否に重要な調査員について、成り手が減少している中で、調査員の確保に有効であり、十分な人数で調査を実施することは調査の精度向上にも繋がる。

根拠法令等

国勢調査市町村事務要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、山形市、福島県、郡山市、いわき市、白河市、水戸市、ひたちなか市、所沢市、富津市、野々市市、福井市、南アルプス市、山県市、三島市、一宮市、小牧市、八幡市、伊丹市、出雲市、広島県、徳島市、高松市、

愛媛県、新居浜市、東温市、高知県、北九州市、大牟田市、糸島市、大村市、八代市、宮崎市

○職員を調査員として動員する場合でも、100人余りの税務関係職員を除外すると、対象者が少なくなり、従事者の選出に支障が生じている。

○登録調査員の高齢化が進んでいる中、調査員の負担が増大するとともに、オンライン調査の推進に高齢化した調査員がなじめず、その確保を難しくしている現状にある。

○市報・掲示板等で公募しているが、高齢化が進んでいること、60歳代以上の方の就業率が高くなっていること等、一般公募で調査員を確保するのは非常に困難である。

○本市においても、登録調査員の数が年々減少しており、調査員確保に苦慮している。特に国勢調査においては従来より市職員を動員して調査にあたっているが、一般調査員の減少、市職員の多忙化、職員数削減等により、市職員による調査員確保にも苦慮している。

○本市では、国勢調査実施時に、元税務関係職員も調査員として従事しているが、税務調査に利用される等との苦情を受けたことはなく、税務関係職員を除外することにより、調査員の確保が一層難しくなっている。

平成27年国勢調査においては、調査員確保に苦慮し、一般公募も実施したところであるが、調査員の力量のバラつきは否めず、指導員や統計担当職員の事務負担増となった。

○大都市統計協議会から国に対して要望しているところである。

○本市においては、平成27年調査でも一般公募や自治会推薦を行った上で生じた100名以上の不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約50人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない今の状況が変わらなければ、正確な調査実施に支障が生じる可能性がある。

各府省からの第1次回答

税の賦課徴収の事務に従事している者については、調査票が徴税の資料として利用されるのではないかとの誤解を招くことがないようにするため、国勢調査の調査員の選考に当たっては、税の賦課徴収に直接関係する者は避けるよう市町村事務要領で定めているところ。一方、留意事項で税務所管課の総務(庶務)、納税思想の普及、電算処理など税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えないとしている。

今回の提案では、賦課徴収に直接関係している者であっても調査員として選考できるようにしてほしいものであると認識しているが、当該要件は、世帯における調査への誤解を招くことのないようにするものでもある。

一方で、国勢調査の実施に当たっては、全国で約70万人の調査員を選考する必要があり、調査員の確保に当たっては様々な工夫をしなければならないことも理解している。

このため、選考に当たっては、要件の緩和等も含め、幅広く地方公共団体の意見を聞きつつ対応の方向性を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

統計調査実務上で住民から税務情報を使って調査を省略してほしいと言われることはよくあるが、税務への情報流用について誤解を受け、調査に支障が出たということは聞いたことがない。

税務職員についての条件緩和が実行されれば、即、候補者が増えると言う意味で実際的であり、調査員確保の一環として、実現を強く求める。

平成32年国勢調査の調査員確保計画を立てるためにも地方公共団体の意見徴収の時期・方法、結果の公表について具体的に提示いただきたい。また、対応の方向性についても、平成32年国勢調査に反映できるような検討時期を明示願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【三島市】

市町村事務要領の留意事項において、税務所管課の中でも税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えない、との取り扱いが定められているが、多くの自治体では、限られた職員で効率的な行政運営を行うため、税の賦課徴収に直接関係する職員が総務(庶務)なども兼務しており、「賦課徴収に直接関係する業務を担当しない税務所管課職員」などほとんど存在していないことが一般的である。

このような自治体の職員数や配置の実態を踏まえた上で、各々の自治体の実情に応じて、柔軟な調査員選考

が可能になるような取り扱いを検討すべきであり、また、現在自治体が置かれている深刻な状況に鑑み、直ちに検討を開始し、次期(H32)国勢調査の調査員任命時までには結論を得ていただきたい。

【所沢市】

具体的な支障事例の中で例示しているとおり、調査への誤解を招くものではないため、ぜひとも対応していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

統計調査を実施する上で調査員の確保は重要な課題となっており、提案の内容を実現することで、解決の一助となり得るものであることは認識している。

このため、地方公共団体に幅広く意見を伺いながら対応の方向性を検討し、2020年国勢調査の実施までに結論を得たい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。

具体的な支障事例

生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入手できるものとされていない。

こうした中、本市では平成 29 年度中において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護を不正受給した事案が 2 件発生しており、こうした給付金の受給状況を効率的に把握する必要性が生じている。

このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、また、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号、別表第二の 26
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 19 条
生活保護法第 29 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、福井市、岐阜市、多治見市、浜松市、京都市、堺市、八尾市、神戸市、岡山市、高知県、熊本市、宮崎市

○労働者災害補償保険法による休業補償給付等の受給は申告がないと発見することが難しく、受給が疑わしい場合は生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会を実施するが、不正受給を発見されないまま徴収を免れて

いる受給者がいる可能性がある。

○休業補償給付等の受給の有無については、生活保護法第 29 条に基づく調査によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護受給者からの収入申告がなければ不正受給につながる可能性が高く、迅速かつ正確に生活保護受給者の収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要がある。

○休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正受給となる事例が懸念されるため。

○平成 29 年度中に労災に係る不正受給案件が 1 件発生した福祉事務所があった。

世帯からの申告が無かったが、職場で怪我をしたとの聴取内容から法 29 条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が発覚したもの。

照会内容についての回答は得られたものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに 2 週間程度を要した。

○休業補償給付等の受給の可能性のある場合において、生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会では、文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当な時間を要するため、保護費の遡及変更が生じる可能性がある。

その点、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、照会事務の負担が軽減し、即日支給情報が収集できることで、保護費の遡及変更の可能性は減少する。

ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことではあるが、情報提供エラーの発生や提供情報に不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供の担保が必要である。

○本市においても、生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会により受給状況を把握しているため、マイナンバーによる情報連携により、事務の効率化につながる考える。

○本市においても、平成 26 年度以降、休業補償給付が 3 件発生した。不正受給にまでは発展しなかったが、被保護者が申告をせず、不正に休業補償給付を受給するケースの発生が考えられ、その際には、関係機関へ照会して状況を把握する必要がある。

現行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。情報連携を活用することにより、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。

○提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果があると考えます。

各府省からの第 1 次回答

【内閣府、総務省】

まず、厚生労働省において、生活保護の決定・実施等に関する事務における労働者災害補償関係情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。

【厚生労働省】

現在、休業補償給付等の請求時には申請者からマイナンバーの提供を求めているところである。本連携を実施するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。

・申請者に対して、一時的に受給する短期給付(休業補償給付等)についてもマイナンバーの提供を求め、本人確認書類の郵送等が必要になる一方で、それにより省略できる労災保険の請求手続に係る添付書類はなく、国民の利便性向上の効果は低いこと。

・また、申請様式の改正に伴うシステム改修費用(システムの構築や帳票の改正費用等)等のコストを要すること。

・一方で、生活保護法に基づく支払証明の照会件数(労災保険の短期給付を含む照会に限る)は年間 84 件(平成 29 年度)と少なく、十分な費用対効果が見込まれない懸念があること。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバー制度の目的は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現とされているところである。

本市の提案が実現されることにより、休業補償給付をはじめとする各種労災給付の受給情報の照会及び照会に要する時間が大幅に削減され行政の効率化が実現されること、また、受給情報を収集可能とすることで生活保護の不正受給の早期発見が可能となり、公平・公正な社会の実現に寄与することから、マイナンバー制度の意義に適った内容であると考えている。

なお、受給手続において省略できる添付書類がないという点においては、雇用保険の失業給付に係る手続も

同様である。

本市の提案における「休業補償給付等」とは、休業補償給付をはじめ、療養補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償年金、介護補償給付など、全ての労災給付を意図したものであるが、これらの給付に関する労働基準監督署への照会件数は、本市だけでも年間29件(平成29年度)ある。本市の生活保護受給世帯が全国に占める割合が1.16%(平成29年度)であることを踏まえると、労働基準監督署への照会件数は全国で約2,500件程度あると推計される。これに対し、1次回答にある84件は本省が受け付けた短期給付に関する照会に限られたものと承知している。

また、現在、労働基準監督署等への照会は時間を要するため、生活状況の聞き取りなどを行い不正受給のおそれを把握した場合に限って行っていることから、不正受給を見逃がす可能性も高くなっている。

こうした状況を踏まえ、不正受給の早期発見を含む適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉市】

○ マイナンバーのメリットは、①行政事務を効率化し、人や財源を行政サービスの向上のために振り向けられること、②所得をこれまでより正確に把握するとともに、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現すること等、であるとされている。

特に、②の意義を踏まえ、費用対効果のみを理由とし不正受給防止対策を疎かにすることなく、適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。

○ また、休業補償給付については、受給資格のある期間中は期間の上限なく受給することができる制度であるため、正確な受給額の把握ができないことによる、適正額な生活保護費の支給が困難であり、生活保護制度への信頼を失墜させるものであると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めるべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】

○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、

・ 提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とのマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金併給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複者から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではないか。

【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】

○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、

・ 指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。

各府省からの第2次回答

【内閣府、総務省】

厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。

【厚生労働省】

生活保護法第29条に基づく労災保険給付に係る調査については、厚生労働省社会・援護局より民生主管部(局)長宛て通知において照会先等を示しており、所轄労働基準監督署ではなく、効率的に処理するために厚生労働省労働基準局へ照会していただくよう通知しているところである。

この照会状況は、平成29年度において、年間257件(※1)であり、そのうち、実際に労災保険給付を支給していたのは99件(※2)であった。この99件が、労災保険給付の受給件数等(休業(補償)給付:約57万件、年金受給者数:約21万人)と生活保護受給者数(約215万人)に占める割合はそれぞれ、休業(補償)給付等件数の約0.009%、年金等受給者の約0.02%、生活保護受給者の約0.005%と極めて低いものである。そのため、全数を照会対象としてシステムを構築することは効率的でないと考えられる。

また、休業(補償)給付の労災請求に当たり、申請者からマイナンバーの提供を求めているところであり、新たにマイナンバーの提供を求めることになれば、国民負担やその管理に要する行政負担が増加するものである。さらに、本連携を実施するに当たっては、数億円規模のシステム改修費用に加えて、運用に係る事務費等を要するものであることから、十分な費用対効果は見込まれないものとする。以上により、マイナンバーによる本情報連携の実現は困難である。

ご提案の不正受給防止対策を円滑に実施することは重要であり、生活保護法第29条に基づく各福祉事務所等から厚生労働省労働基準局への書面による調査について、現行通知よりも迅速かつ効率的に行うことができる方策を、関係部局で検討し、実施してまいりたい。

(※1) 休業(補償)給付等:84件、年金等:173件

(※2) 休業(補償)給付等:54件、年金等:45件

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例

国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「行政機関情報公開法」という。)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述等の審理手続を経ずに直ちに情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされており、迅速な審理が可能となっている。

一方、本市における情報公開・個人情報保護事務においては、広島市情報公開条例及び広島市個人情報保護条例に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、審査庁による口頭意見陳述等の審理手続を経て情報公開・個人情報保護審査会に諮問する必要があることから、国と比べて迅速な審理ができない状況にある。

実際、平成 28 年度及び平成 29 年度に、広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した審査請求のうち、11 件の審査請求について審査庁が口頭意見陳述を実施した。

については、地方公共団体の情報公開審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行う審査請求については、審査庁による審理手続を経ることなく、審査会に諮問できるよう、審理手続の廃止を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

また、当該審理手続に係る事務を廃止すると、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述に係る事務負担(日程調整、陳述の対応、記録作成等)の軽減が可能となる。

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、ひたちなか市、栃木県、川崎市、中津川市、山県市、浜松市、京都府、京都市、神戸市、伊丹市、徳島県

○簡易迅速な国民の権利利益の救済という改正法の目的の実現を図るためにも、都道府県や市町村の情報公開審査会等においても、インカメラ審理等、国の情報公開・個人情報保護審査会と同等の審理手続が保障されるのであれば、審査庁における審査手続を法の適用除外とし、簡素化できるようにしても特段の支障はないと考える。

○情報公開条例において、行政不服審査法に規定する審理手続と同等の内容を情報公開審査会の調査権限として規定しており、行政不服審査法に基づく審理手続を省略したとしても、審査請求人の救済の妨げとなることはなく、むしろ審理の迅速化につながるものと考えられる。

○本県でも審査請求の件数が増加しており、広島市と同様、審査請求人にとっては、簡易迅速な救済が可能になること、また、実施機関にあつては、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述に係る事務負担の軽減が可能となることの観点から廃止を求めたい。

有識者で構成される審査会において審査されることにより、不服審査法の目的は達せられると考える。

各府省からの第1次回答

○ 行政不服審査法（以下、「法」という。）は、国民の権利利益の救済を図るため、国・地方を問わず、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めた一般法であり、不服申立ての手続等については、不服申立人の手続的権利を保障する等の観点から、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによるものとされており（法第1条第2項）、条例において法に定める審理手続を適用除外とすることは、この法の基本原則に抵触することになる。

○ また、法においても、地方自治の尊重の観点から、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等について情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合などを念頭に、条例に基づく処分については、法第9条ただし書により、条例に特別の定めがある場合には審理員を指名しないことができることとされており、これらの活用により、一定の負担軽減を可能としているところである。

○ 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等について、条例の規定に基づき地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行うことを理由に審理手続を適用除外することとした場合、条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審理手続と同等の手続的権利が保障されないおそれも否定できず（※）、より簡易迅速な救済は図られるとしても、公正な手続という法の趣旨を損ねることになり、御提案を受け入れることは困難

○ なお、法第31条に規定する口頭意見陳述は、審査請求人等の申立てがあつた場合にのみ実施されるものであり、実質的な審理を行う情報公開・個人情報保護審査会等において同等の手続を保障し、その活用を図るなどの運用上の工夫により、迅速性の向上を図ることは可能であるとする。

※1 例えば、広島市情報公開・個人情報保護審査会条例では、第10条で「審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」と規定されており、法第2章第3節に定める審理手続の適用を除外したとしても、審査請求人による口頭意見陳述の機会が担保されていると言える。しかし、このような条例の規定が置かれない場合、法第2章第3節に定める審理手続の適用が除外されてしまうと、審査請求人による口頭意見陳述の機会は失われてしまうことになる。

※2 自治体の情報公開・個人情報保護関係条例を検索したところ、旭川市では口頭意見陳述の規定が確認できなかった。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国の情報公開・個人情報保護事務における開示決定等に係る審査請求については、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により、行政不服審査法に規定する審理手続が適用除外されている。これは、「新・情報公開法の逐条解説」（宇賀克也著）によれば、「一般的には、審査請求人が開示を求める理由を問うことなく、当該行政文書の開示が可能かを客観的に判断すれば足りるため、審理員が審理関係人から意見を聴取したりする必要性が乏しいこと」、「審理関係人から意見の聴取等を行う必要が生ずる場合もありうるが、その場合には、情報公開・個人情報保護審査会が行うことができるので、審理員による審理を経ずに直ちに情報公開・個人情報保護審査会に諮問するほうが、迅速な審理が可能になること」に照らしたものであるとされてい

る。

こうした情報公開・個人情報保護事務における開示決定等に係る審査請求の性質は国も地方公共団体も何ら変わるものではないが、現行の規定は国の事務についてのみ適用除外を認め、地方公共団体における迅速な審理を阻害しており、合理的ではない。

このような制度上の不合理性を改善するためには、現行の法の規定を改正するしかないと考えている。

については、国と同様の審理の簡素化・迅速化が図れるよう、審査庁による審理手続を適用除外とするための法整備について御検討いただきたい。

なお、「条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審理手続と同等の手続的権利が保障されないおそれも否定できず」という点については、法整備を行うことで解消できるものであり、貴省の懸念は当たらないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神戸市】

○行政不服審査法は行政処分一般における不服申立ての一般法であるが、情報公開・個人情報保護審査会等(以下「審査会」という。)による審理手続は、長年の実績もあり、条例において手続を定めるという1点をもって、審査請求人の手続的権利の保障されないものではない。また、国において法が適用除外としていることとの均衡からも、審査会が実質的審理を行うにもかかわらず、それに至る手続が、国と地方公共団体とで手続が大きく異なることは、審査請求人の混乱を招く一因でもあり、望ましいものではない。

○条例に基づく処分について、審理員指名手続の適用除外を設けているものの、多くの手続は、審理員を審査庁と読み替えて行うべきこととされており、大きな負担の軽減とはなっていない。従来、審査請求受理後、弁明書の作成を求めず、速やかに諮問し、審査会に対する主張書面を提出することにより、迅速に審理が行えていたところ、法改正により、弁明書の提出が義務化されたことにより、むしろ、審査庁における弁明書・反論書のやり取りのため、時間が費やされている。

○従来は、実質的審理を行う審査会の場で口頭意見陳述が行われ、審査庁に対し口頭意見陳述を求められるケースはなかったが、法の改正により審査庁が行う口頭意見陳述の場で処分庁に対する質問権が認められたことにより、質問権を行使するためだけに審査庁に対し口頭意見陳述の申立てをするケースがあり、審査庁が行う他の事務に加え、その負担は増加している。

○「条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審理手続と同等の手続的権利が保障されないおそれ」については、以下の案のように、条例で手続を定めた場合には法における同様の手続に代えることができるような制度設計にすれば、手続的権利を保障しつつ、屋上屋を重ねるような二重の手続を行うことはなくなる。(条例において、審査会が口頭意見陳述を不要と認めた場合には行わない旨規定している場合は、審査庁が法に基づき行うことが義務付けられるような制度とする。)

【第9条改正案(項追加)】

5 第1項ただし書の特別の定めがある場合において、当該地方公共団体の条例に地方自治法第138条の4第3項に規定する機関が第3節に規定する審理手続と同様の手続を行うことと定められているときは、第3項の規定にかかわらず、第3節に規定する審理手続に代えて、当該条例で定める手続により行うことができる。

【栃木県】

法第9条ただし書により、条例に基づく処分について、条例で審理員を指名しない規定を設けた場合、審査庁では実質的な審理は行わないこととなる。このような状況で口頭意見陳述を行っても、形式的なものの以上の効果は期待できない。

条例により情報公開・個人情報保護審査会等において口頭意見陳述の手続を保障している場合については、審査庁における口頭意見陳述を含む手続について、適用除外規定を設ける法改正を行うことが適当である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

○行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)は、国民の権利利益の救済を図ることを目的とする法律であり、国・地方を問わず、国民に一定の水準の手続的権利を保障する観点から、第1条第2項において、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(以下単に「処分」という。)に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」としている。

○国の情報公開・個人情報保護事務における開示決定等に係る審査請求については、情報公開・個人情報

保護審査会は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員から構成され、独立の事務局が設けられているなど、処分庁及び審査庁から独立した地位が保障されており、実際の運用においても、中立・公正な第三者機関として、審査請求の実質的な審理機関としての役割を担ってきた実績も踏まえ、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法に基づく特例として、法第2章第3節の規定が適用除外されたもの。

○ 情報公開条例及び個人情報保護条例における審査手続等の規定については、地方公共団体により相違がある状況にあると承知しているところ、御提案のような特例を設けることの可否、特例を設けることとする場合のその範囲や要件については、地方公共団体における情報公開条例及び個人情報保護条例の規定や情報公開・個人情報保護審査会の運用を含め、28年法改正後の各自治体における運用状況等を踏まえ検討する必要がある。

○ 法附則第6条においては、「政府は、この法律の施行後五年を経過（＝平成33年4月）した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されており、同条に基づく見直し検討に向けて、平成31年度に審査請求の処理実態等について調査を行うなど、今後調査を進めることとしているところ、御提案の点についても、これらにより把握した運用実態、支障等を踏まえた上で、有識者の意見も聴きながら、検討してまいりたい。

○ なお、「従来、審査請求受理後、弁明書の作成を求めず、速やかに諮問し、審査会に対する主張書面を提出することにより、迅速に審理が行えていたところ、法改正により、弁明書の提出が義務化されたことにより、むしろ、審査庁における弁明書・反論書のやり取りのため、時間が費やされている。」との御意見については、現行制度においても、処分段階の説明に更に付記する必要がない場合等において弁明書の記載を「処分の決定書に記載のとおり」とするなど、運用上の工夫により手続の簡略化を図ることは可能と考える。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

10

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国勢調査の調査員の選考基準の要件緩和

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国勢調査の調査員として税務関係職員も従事できるよう調査員の選考基準の要件緩和を求める。

具体的な支障事例

総務省が実施する国勢調査では、調査に従事する調査員を、原則として民間人(登録調査員や地元町内会から推薦された住民)の中から市町村が選考している。

しかしながら、オートロックマンションやワンルームマンションを中心に、調査のための面接さえ困難な世帯が増加し、調査員のなり手が不足することから、本市では市職員を調査員として従事させ、調査を実施しているところである。

この調査員の選考に関し、国の事務要領では、「国勢調査の調査票が徴税や犯罪捜査の資料として利用されるのではないかと誤解を招くことのないようにするため」という理由により、調査員の選考要件を「税務・警察に直接関係のない者であること」としている。このため、本市の税務関係職員を調査員として従事させることができない状況にある。

これについては、税務事務での活用が調査目的とならないことは国のホームページ等で明確化されており、また、そもそも調査員には統計法上の守秘義務があって他行政での転用が認められない制度上の担保がある。

今後の国勢調査の実施に当たっては、上記のように調査が困難な世帯がますます増加することや、登録調査員の高齢化が進むことを考慮すると、調査員のなり手がさらに不足し、これまで以上に市職員を調査員として活用することが必要になってくるものと予見される。

については、税務関係職員も国勢調査の調査員として市町村が選考できるよう要件の緩和を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国勢調査の調査員に税務関係職員を従事させることができるようになることで、調査員を安定的に確保し、今後も調査を着実に行うことが可能となる。

根拠法令等

- ・平成 27 年国勢調査 市町村の事務の処理基準
- ・平成 27 年国勢調査 市町村事務要領(その1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、山形市、福島県、郡山市、いわき市、白河市、水戸市、ひたちなか市、所沢市、市川市、富津市、野々市市、福井市、南アルプス市、山県市、三島市、春日井市、小牧市、八幡市、伊丹市、南あわじ市、島根県、防

府市、徳島市、高松市、愛媛県、新居浜市、東温市、高知県、北九州市、大牟田市、島原市、大村市、八代市、宮崎市

○職員を調査員として動員する場合でも、100人余りの税務関係職員を除外すると、対象者が少なくなり、従事者の選出に支障が生じている。

○登録調査員の高齢化が進んでいる中、調査員の負担が増大するとともに、オンライン調査の推進に高齢化した調査員がなじまず、その確保を難しくしている現状にある。

○市報・掲示板等で公募しているが、高齢化が進んでいること、60歳代以上の方の就業率が高くなっていること等、一般公募で調査員を確保するのは非常に困難である。

○本市においても、登録調査員の数が年々減少しており、調査員確保に苦慮している。特に国勢調査においては従来より市職員を動員して調査にあたっているが、一般調査員の減少、市職員の多忙化、職員数削減等により、市職員による調査員確保にも苦慮している。

○本市では、国勢調査実施時に、元税務関係職員も調査員として従事しているが、税務調査に利用される等との苦情を受けたことはなく、税務関係職員を除外することにより、調査員の確保が一層難しくなっている。平成27年国勢調査においては、調査員確保に苦慮し、一般公募も実施したところであるが、調査員の力量のバラつきは否めず、指導員や統計担当職員の事務負担増となった。

○大都市統計協議会から国に対して要望しているところである。

○本市においては、平成27年調査でも一般公募や自治会推薦を行った上で生じた100名以上の不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約50人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない今の状況が変わらなければ、正確な調査実施に支障が生じる可能性がある。

各府省からの第1次回答

税の賦課徴収の事務に従事している者については、調査票が徴収の資料として利用されるのではないかとの誤解を招くことがないようにするため、国勢調査の調査員の選考に当たっては、税の賦課徴収に直接関係する者は避けるよう市町村事務要領で定めているところ。一方、留意事項で税務所管課の総務(庶務)、納税思想の普及、電算処理など税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えないとしている。

今回の提案では、賦課徴収に直接関係している者であっても調査員として選考できるようにしてほしいものであると認識している。

国勢調査の実施に当たっては、全国で約70万人の調査員を選考する必要があり、調査員の確保に当たっては様々な工夫をしなければならぬことも理解している。

このため、選考に当たっては、要件の緩和等も含め、幅広く地方公共団体の意見を聞きつつ対応の方向性を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

調査員の選考に当たっては、統計法上、調査票情報等の利用制限が規定されていることを前提とするならば、現行の市町村事務要領に規定されている「税の賦課徴収の事務に直接関係する者」を選考しても支障とはならないことから、本市提案の実現に向け、2020年に実施予定の次回国勢調査に間に合うよう、具体的なスケジュールの下で検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【三島市】

市町村事務要領の留意事項において、税務所管課の中でも税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えない、との取り扱いが定められているが、多くの自治体では、限られた職員で効率的な行政運営を行うため、税の賦課徴収に直接関係する職員が総務(庶務)なども兼務しており、「賦課徴収に直接関係する業務を担当しない税務所管課職員」などほとんど存在していないことが一般的である。

このような自治体の職員数や配置の実態を踏まえた上で、各々の自治体の実情に応じて、柔軟な調査員選考が可能になるような取り扱いを検討すべきであり、また、現在自治体が置かれている深刻な状況に鑑み、直ちに検討を開始し、次期(H32)国勢調査の調査員任命時までに結論を得ていただきたい。

【春日井市】

統計調査実務上で住民から税務情報を使って調査を省略してほしいと言われることはよくあるが、税務への情報流用について誤解を受け、調査に支障が出たということは聞いたことがない。

税務職員についての条件緩和が実行されれば、即、候補者が増えると言う意味で实际的であり、調査員確保の一環として、実現を強く求める。

平成 32 年国勢調査の調査員確保計画を立てるためにも地方公共団体の意見徴収の時期・方法、結果の公表について具体的に提示いただきたい。また、対応の方向性についても、平成 32 年国勢調査に反映できるような検討時期を明示願いたい。

【所沢市】

具体的な支障事例の中で例示しているとおり、調査への誤解を招くものではないため、ぜひとも対応していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

統計調査を実施する上で調査員の確保は重要な課題となっており、提案の内容を実現することで、解決の一助となり得るものであることは認識している。

このため、地方公共団体に幅広く意見を伺いながら対応の方向性を検討し、2020 年国勢調査の実施までに結論を得たい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

11

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

選挙における投票管理者及び同職務代理者の要件緩和

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

選挙における投票管理者及び同職務代理者は、選挙の種類を問わず、選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。

具体的な支障事例

公職選挙法では、選挙当日の投票管理者及びその職務代理者(以下「投票管理者等」という。)は、「当該選挙の選挙権を有する者」でなければならないと規定されている。
特に市の選挙(市長選・市議選)においては、市外に居住する市職員を選任できないことから、投票管理者等の選任に苦慮しているという実態がある。
そこで、投票管理者等を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市議会議員選挙等の実施において、効率的に投票管理者等の選任が行えるようになる。

根拠法令等

公職選挙法第 37 条第 2 項
公職選挙法施行令第 24 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、仙台市、山形市、八王子市、小田原市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山口市、浜松市、田原市、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、生駒市、倉敷市、府中町、高松市、新居浜市、北九州市、筑紫野市、宮若市、芦屋町、熊本市、八代市、宮崎市

〇本市では、投票に関する事務の責任者である投票管理者等について、その職務の重要性及び専門性を考慮し、市職員を選任している。選挙に関する事務を委嘱された場合に忠実にそれを執行することが義務付けられている(公職選挙法第 273 条)市職員には、選挙事務に係る経験やノウハウの豊富な蓄積があり、投票事務の適正かつ公平な管理執行のためには、投票管理者等にも市職員を選任することが適当であるといえる。
しかしながら、投票管理者等を選任するにあたっては、本市には 85 か所の投票所があり、その人員確保に苦慮している。とりわけ、現行法令のもとでは、市長及び市議会議員の選挙において、投票管理者等に市内在住の職員を選任する必要があるが、選挙の都度、200 名近くを確保することは容易ではなく、結果として特定の職

員への選任の固定化及び負担の増大化を招いている。

一方、期日前投票においては適任者確保の観点から、投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」とされているところであるが、このことによって、投票期日当日の投票と比較して、期日前投票において選挙事務執行上、特別の支障が生じているとは言えず、また、適任者確保の観点は期日前投票のみに必要なものではない。

投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」と緩和することは、より広い視点で適任者を確保することにもつながり、より一層の公平公正な選挙執行に資するものである。また、平成 31 年には統一地方選挙を控え、本市でも市議会議員選挙執行が予定されていることから、提案内容の早期実現を求める。

なお、本提案内容については、平成 28 年度に全国市区選挙管理委員会連合会（全国 774 の市と特別区が加入）より、総務大臣等に要望している。

○本市においても、市内在住職員の数が減少しており、今までどおり投票管理者及び同職務代理者の確保が出来ない事が予想されている。

また、投票事務や選挙制度に関する十分な知識が必要であることから、住民の中から選任するのも難しく、自治会等の協力も得がたいため、法改正を要望する。

○本県においても、管理者に充当する市町職員の確保に苦慮している。（特に投票日と動員を要するイベントが重なった場合など）

各府省からの第 1 次回答

投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法第 37 条第 2 項において、「当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者」と規定されている。

これは、投票管理者は、選挙人の公益の代表として当該投票区の投票事務を管理執行するものであるという趣旨から「当該選挙の選挙権を有する者の中」から選任されるものとされているが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対処を検討していく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

投票管理者及び同職務代理者の選任要件を、「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求めるという本市の提案は、市の選挙（市長選・市議選）においては、市外に居住する市職員を選任できないことから、投票管理者等の選任に大変苦慮しているという実態を踏まえた上で提案したものである。

については、次回の統一地方選挙が平成 31 年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に間に合うよう、所要の法整備を早急をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

投票管理者等の職務である選挙人の公益代表として当該投票区の選挙事務を管理執行することは、「当該選挙の選挙権を有する者」という基準により担保されるものではなく、これを選任する各市町村の選挙管理委員会の権限及び責任において確保すべきものである。

平成 31 年執行予定の統一地方選挙においては、全国多くの自治体において市町村長等のいわゆる地方選挙が実施されるが、本提案内容は、まさにこの地方選挙における支障等の改善を求めるものである。このため、これまでの要望及び議論等を踏まえ、来年の統一地方選挙に確実に間に合うように、速やかに措置を講じられることを強く要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」において、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、今後の対処を検討したいと考えており、法制的な面から具体的な要件緩和の在り方等を検討していきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

12

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

選挙における投票立会人の要件緩和

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

選挙における投票立会人において、選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。

具体的な支障事例

公職選挙法では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されているが、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態がある。

そこで、投票立会人を、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各種選挙の実施において、効率的に投票立会人の選任が行えるようになる。

根拠法令等

公職選挙法第 38 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山県市、浜松市、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、岡山県、倉敷市、府中町、高松市、宇和島市、北九州市、筑紫野市、宮若市、芦屋町、熊本市、八代市、宮崎市

○当市においても投票立会人の選定には毎回苦労しているところであり、制度改正を希望する。「当該投票区の選挙人名簿に登録されていること」は、投票事務の公平を確保する公益代表という立会人の職責を果たすための必須要件ではないと考える。

○当市においても、提案団体が示す投票立会人選任要件に関する支障事例が発生している。提案団体と同様に高齢化と就業構造の変化が背景にあり、一つは中心商店街が属する投票区において、店舗は当該商店街の投票区にあるが、住所は郊外の住宅といった自営業者が多く、投票立会人の選任要件が支障となり選任することができない。いわば、地方都市におけるミニドーナツ化現象とも言うべき事態が進展しており、選任に時間を要し大変苦慮した事がある。また、もう一つは限界集落的な有権者 20 数名の投票区が存在しており、投票立会人の選任をしていたが、当日急病になったため、代替の投票立会人を依頼するのに時間がなく困ったこともある。

現在の投票所の環境を考えると、期日前投票所同様に「当該選挙の選挙権を有する者」に選任要件を緩和されると効率的な選任が行えるようになる。

○本市は山間部を有し、この地区においては、過疎化が進み有権者数が極少の投票区がいくつもある。そして、当該投票区は高齢化率が高く、投票立会人の選任に苦慮している。

○人口の都市部流入や高齢人口割合の著しい増加等により、選任可能な人材が著しく減少している投票区が多く、選挙執行自体に影響を与えかねない状況となっている。選任の幅を拡げ安定的な選挙執行を行う上で、投票立会人の選任要件を緩和することは必要であると考え。

(ただし、投票立会人の資質として、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に通曉し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」が求められるとされており、このことを鑑みると、選任要件の緩和と並行し、投票区についても社会情勢にあわせた見直しを図ることが必要と考える。)

○過疎化により有権者数が極めて少数となり、更に高齢化している、投票区においては、「各投票区の選挙権を有する者」を投票立会人として選任することが困難になっている。実際に投票立会人を選任できずに投票区を統合した事例もあることから、「当該選挙の選挙権を有する者」に要件緩和を要望する

○当県においても、選挙人数が少ない投票区を抱える市町村等から、投票立会人の選任に苦慮しているという声を聞いており、立会人の選任要件の緩和は、投票所の円滑な運営や少人数投票区の維持のため必要と考えている。

そもそも、選挙当日の投票立会人を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」に限ることとしているのは、「当該投票区の選挙人は、自己の区域内における事情に通曉し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者と認めた趣旨」(昭和31.6.9東京高裁判決)であるためと解される。

しかしながら、現在の地域コミュニティの状況においては、必ずしも上記趣旨を実現できるものとなっていないこと(地域・投票区により事情は様々であるため。)、期日前投票所における投票立会人には同様の制限がなく、かつ、そのために選挙の公正が阻害されるような具体的な支障は生じていないこと、上記立会人の制限により、投票立会人の選定に苦慮している市町村があること、等を考慮すると、投票立会人として「最も適当な立場にある者」は、法で一律に規定するのではなく、その地域の事情に精通している各市町村において個別に判断することが適当と考える。

○本市においては、投票区内の町内会連合会に対し、立会人の推薦を求めているが、投票区と町内会連合会の区域は必ずしも一致しないことから、投票区外の選挙人が推薦された場合、再度推薦依頼を行うなど、あらためて手続きが必要となり、町内会連合会、選管の双方に負担がかかっている。本市が構成員となっている指定都市選挙管理委員会連合会からも同内容の法改正要望を行っており、主旨に賛同する。

各府省からの第1次回答

公職選挙法第38条第1項では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されている。このことに関しては、昭和31年6月9日東京高裁判決でも、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に通曉し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」であるとの考えが示されている。

投票立会人については、基本的にこの考えに基づくべきものとするが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対処を検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

選挙当日の投票立会人の選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求めるとする本市の提案は、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態があるということ踏まえた上で提案したものである。

ついては、次回の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に間に合うよう、所要の法整備を早急をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」において、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、今後の対処を検討したいと考えており、法制的な面から具体的な要件緩和の在り方等を検討していきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

13

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

電子マネーを利用した公金の納付が可能であることについて、法令で明確化することを求める。

具体的な支障事例

地方公共団体の公金の納付方法については、現金による方法以外では、証紙、口座振替、クレジットカード等によることとされている。

しかし、近年、民間企業における決済手段として電子マネーが急速に普及しているが、この電子マネーを利用した公金の納付方法については、法令において明確な規定がされていない。

電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の収納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。

そこで、電子マネーを利用した公金の納付が可能であることを明確化するよう求める。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市税等の決済手段が多様化することにより、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。

根拠法令等

地方自治法第 231 条の 2、地方税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、群馬県、船橋市、兵庫県、南あわじ市、山口県、徳島県

○全国的に電子マネーが普及していることから、公共団体においても決済手段の一つとして整備されていくことで市民の利便性の向上、収納率の向上が期待できる。

○電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の収納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。

各府省からの第1次回答

地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証票などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。
電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の地方自治法第231条の2第6項の規定により、電子マネーを利用した公金の収納が可能である旨の回答をいただいたので、その旨を地方公共団体に対して通知していただきたい。
なお、クレジットカードによる市税等の納付においては、指定代理納付者に納入義務者の歳入を納付させることの申出や承認等の必要な手続は、一般的にはインターネットを活用したクレジットカード用の支払サイトにおいて行われている。一方、電子マネーを利用した市税等の納付について、本市ではコンビニエンスストアなどでの納付を想定しているところであるが、当該納付の際に、納入義務者が指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることをどのように地方公共団体へ申し出るのか、また、地方公共団体がどのようにこれを承認するのか等について、具体的な方法を御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 地方自治法231条の2第6項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能であり、また、地方公共団体から明確化が必要だということであれば、検討していくとの回答であった。明確化するにあたっては「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書（平成27年12月）」において検討すべきとされた、電子マネー事業者に必要な要件や事故等がある場合に調査を行う権限の付与などについて、これらの検討結果を留意事項として全国へ明示していただきたい。
- 既に電子マネーを導入している自治体もあるので、明確化することで現在活用している自治体に支障が出ないよう、現状を十分把握した上で対応していただきたい。

各府省からの第2次回答

自治体における導入事例や留意事項等について整理した上で、平成30年度中を目途に、電子マネーを利用した公金収納の取扱いが可能である旨を通知等により周知する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地方税法第 20 条の 11 に基づく税務署の調査協力についての対応改善

提案団体

松戸市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険料の滞納処分が必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第 20 条の 11 に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。

具体的な支障事例

国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、地方税法第 20 条の 11 により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」(平成9年3月 21 日)(国税庁長官・自治事務次官)の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第 20 条の 11 の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国税庁から税務署に対して、市町村が国民健康保険料の滞納処分に必要な情報を求めた場合には協力に応じるよう通知等されれば、税務署から十分かつ円滑な協力が得られることになり、国民健康保険料の滞納整理がより円滑に遂行することができる。

根拠法令等

国民健康保険法第 79 条の 2
地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
地方税法第 20 条の 11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

船橋市、横浜市、川崎市、神戸市、鳥取県、玉野市、高松市、東温市、熊本市

〇本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収事務に支障がでるため。
また、税務署ではないが、他の自治体の税部門へ照会した際にも、公課(国民健康保険料)であることを理由に

協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理事務への支障が生じる事例があった。

○国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、国税徴収法第 146 条の 2 により、他市に対して、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第 22 条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

○国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険税と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力に応じていただきたく、その一助として国から通知等を発出することは必要であると認識している。

○本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

各府省からの第 1 次回答

市町村による国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、金融機関や税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することがある。

しかしながら、税務署の職員には、税法により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されていることから、個々の納税者に関する情報は慎重に取り扱うことが求められており、税目的以外の目的で他の行政機関に提供することは困難である。

なお、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、国税徴収法第 146 条の 2(※)の規定に基づき、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することが考えられるほか、各市町村において同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで、滞納処分を円滑に進めることができると考えられる。

※ 国民健康保険料については、国民健康保険法 79 条の 2 の規定において地方自治法 231 条の 3 第 3 項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができることとされているため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国民健康保険料も国民健康保険税も国民健康保険事業に要する費用に充てるものである点で同様のものであって(国民健康保険法第 76 条第 1 項及び地方税法第 703 条の 4 第 1 項参照)、国民健康保険税と国民健康保険料とのそれぞれの滞納処分のための調査に差異はないと考える。国民健康保険税の場合は、法令に基づいて滞納処分のための調査をした際、税務署等から情報提供される。そうであるならば、国民健康保険料についても、同様に税務署に対して資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる、と考えている。

仮に国税通則法第 127 条が定める守秘義務により、国民健康保険料のための情報提供が困難とするならば、国民健康保険税については、守秘義務の範囲外として情報提供できる実質的な理由は何か。また、一部の管轄によっては国民健康保険料でも情報提供に応じる税務署もあるところ、このような税務署においては、国民健康保険税の場合と同様の理由で情報提供をしているものと考えられる。なお、回答の中で、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することや、同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで滞納処分を円滑に進めることができるとの意見があるところ、これは市税と国民健康保険料を同時に滞納していることが前提となるものである。今回の提案は、国民健康保険料のみの滞納者も多数存在することから、求めているものである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【横浜市】

税務署から市町村の税務所管部局に対して提供されている情報の範囲は限定されている。例えば、同情報の範囲では、ある滞納者が事業収入や不動産収入を得ていることは判明するが、滞納処分に必要な具体的情報である取引先事業者名及び所在地や、不動産の貸付先の名称及び所在地は不明である。そのため、滞納整理事務を円滑に遂行するには、確定申告書をはじめとする税務情報を閲覧することが不可欠である。

なお、正当な法令上の根拠のある照会に対して回答をする場合には、税務署職員に課せられた守秘義務の違反にはあたらないと考えられる。また、国民健康保険料の徴収職員は、地方税法上の徴税吏員の事務に相当する事務を行うものであり、地方税法上の守秘義務をも課されていると解すべきであるから、個人情報の漏え

い等の問題は生じないと考えられる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、国税徴収法第146条の2(※)の規定に基づき、税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することができる。

特に、国民健康保険料の滞納処分に必要とする情報を市町村が保有していない場合については、税務署に協力を依頼することが考えられる。

ただし、国税徴収法第146条の2の規定については、協力要請の相手方である官公署等に協力義務を課すものではなく、また、守秘義務を自動的に解除するものではないため、協力要請に応じるか否かは、その官公署がその行政目的を踏まえ、個々に判断することになる。

この点、税務署の職員には、国税通則法第127条により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されている。その趣旨は、申告納税制度の下で税務の執行を行うためには、納税者の信頼と協力を得ることが必要であり、税務職員が知りえた秘密を漏らすとすれば、納税者の税務官署に対する信頼を失うことになり、税務行政の適正な運営を損なうことになるためである。

このため、国税当局では、他の行政機関からの情報提供要請に対しては、情報提供により税務行政に与える影響と、情報提供により得られる公益とを勘案し、前者の影響が少なく、後者の影響が大きい場合に限り、情報提供を行ってきたところである。本件提案に関しては、情報提供により得られる公益について、税目的で情報提供する場合のように、十分に納税者等の理解が得られると判断できる状況にないため、情報提供に応じることは困難である。

なお、税務署の保有する多くの情報については市町村に提供しているため、滞納者の財産情報等については、「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」(平成19年3月27日総務省自治税務局企画課長通知)を踏まえつつ、徴収対策をより効率的かつ効果的に行う観点から、市町村内において連携を図ることが重要である。

※ 国民健康保険料については、国民健康保険法79条の2の規定において地方自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができることとされているため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人番号記載の住民票の取扱い

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一概にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。

具体的な支障事例

代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法定代理人が直接受け取ることで請求者本人が受け取れない状況にあっても個人情報の漏洩のリスクを減らすことができる。

代理人が行う手続きに関しても直接交付することで手続きの利便性が上がる。

根拠法令等

番号法第15条及び第19条

住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、山形市、白河市、ひたちなか市、高崎市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、清瀬市、川崎市、平塚市、三条市、福井市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、富田林市、東大阪市、伊丹市、庄原市、府中町、徳島市、宇和島市、筑後市、芦屋町、大村市、宮崎市

○当市においても、成年後見人が成年被後見人の「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を申請した場合の対応に苦慮しているところである。

成年被後見人の確定申告を成年後見人が代理で行う場合等に「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を求めるケースがあり、事務処理要領に拠って直接交付を行わず、請求者本人あてに郵便で送付する取扱いを行っている。その際に、要領の「適当である」という記述から、市町村の「柔軟な対応」を求める成年後見人の声もある。

また、本人が郵便物の転送手続きをとっている場合、転送不要郵便で送るため、転送先へは送れず返戻されてしまうといったケースも多々生じている。

○法定代理人や後見人、療育手帳に記載されている保護者などからマイナンバー入りの住民票を請求される事例が多い。しかし、同一世帯ではないため、郵送料を受領し、施設や被後見人等の単身世帯へ郵送しているため、手続きを行う代理人がその都度施設や該当者宅に出向き受け取っている状況である。交付を許容するよう整備されれば、代理人も事務の負担も軽減すると思われる。それと共にマイナンバーによる手続については、できる限り最小限に抑えていただきたい。

○番号法第14条第2項が周知されていないと考えられる。

○成年後見人が個人番号記載の住民票を請求される場合で、成年被後見人による受け取りが不安視される事例（認知症の方になると、受け取っても無くしてしまう等の問題を抱えているケース）も多く、対応に苦慮しているところ。

○当市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおりうると懸念される。」が同様に生じており、「法定代理人の請求に対し本人に郵送する」といった事務負担を招いている。

○当市でも同様の対応で実施している。

代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度による請求者本人宛てに郵便等で送付している。

○郵送したものが送付先不明で返送されることがあり、取扱いに苦慮したことがある。

○施設入所者や被後見人の場合など、請求者本人の心身上等の理由により代理人を通して取得する事例がある。成年後見人等の法定代理人に直接交付せず、請求者本人（被後見人）あてに郵送することは、個人情報漏洩のリスクに繋がると懸念される。

○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

○本市においても、代理人が個人番号入り住民票を請求をした場合は、法定代理人及び任意代理人を問わず、本人宛てに郵便等で送付している。

このことにより、特に成年後見人の場合に、制限行為能力者本人に送付せざるを得ないことにより、個人情報漏洩の危険性が高い状況となっている。

また、住民票を請求した成年後見人からは、直接代理人に交付されない状況は、「成年後見制度」の理念と目的に対し齟齬が生じているとの指摘があり、後見人からの理解が得難く、対応に苦慮している。

○本市においても、代理人が申請した場合は、現行制度により請求者本人に郵便で送付しているが、本人が入院中などにより長期にわたり自宅に不在なため郵便局から宛所なしで返送されてきた事例が2、3件発生している。このような場合でも返送されてきた書類を本人以外に手渡すことができないため、再度代理人に連絡を入れて郵便物が本人に届くような手続きをお願いするほか、申請を取り消すことになった場合は手数料の返金手続きを行う必要があるなどその都度対応に苦慮している。

○法定代理人が、個人番号記載の住民票を請求する件数は多くないが、法定代理人が成年後見人である場合、本人に郵送することが適切なかの疑問がある。

また、個人番号記載の住民票は、行政機関への提出のために請求されることが多いが、住民票関係情報は情報連携により取得することが可能であり、住民票の提出を求める必要はないと思われることから、市民と地方公共団体窓口の負担軽減のために、行政機関への制度周知は必要である。

○親族以外の成年後見人から被後見人の個人番号記載の住民票の申請があったが、同処理要領にしたがい、郵送による交付を行おうとしたところ、後見人は不服とトラブルとなった事例があった。

後見人は被後見人の財産管理等の職を担い、個人番号を利用した手続きの代行をすることも考えられるため、直接交付することは支障がないと思われる。判断能力が欠ける本人あてに住民票を郵送する場合のほうが事務が煩雑になる恐れがあると考えられる。

○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

○代理人が取得を希望する例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等、請求者本人が窓口に来ることができない場合等、現行制度では、請求者本人住所地宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求は拒否できないため、申請人住所地に送付せざるを得ない。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

○後見人から、なぜマイナンバー入りの住民票が直接受け取れないのかとの苦情が多い。

番号通知書類(通知カード)が役所に返戻された場合、後見の登記事項証明と後見人の本人確認があれば、返戻書類を後見人に渡している。(事務処理要領2-(1)-イ-(エ)-B)

特に一度上記運用で通知カードを受取った後見人からマイナンバー入りの住民票を請求された時に、大変もめたことがある。その時に上記運用上の矛盾を指摘された。

マイナンバー入りの住民票の発行については、事務処理要領2-(1)-イ-(エ)の運用を適用すべきと考えられる。

○県内のある市では成年後見人から被後見人のマイナンバー入り住民票の交付申請を受けたが、直接交付ができず被後見人の住所への郵送を行う旨を伝えたと、被後見人は郵送されても受け取れるだけの責任能力がない、法律で決められた代理人であるのに本人に代わって直接交付できないことに対し苦情があった。

また、任意代理人の場合でも、入院、施設入所等で自宅にいないケースもあり、自宅に簡易書留で郵送しても受け取ってもらえず返戻される場合も多くなっている。遠方から来ている代理人もおり、窓口での説明や、戻ってきた分についてのその後の処理など、市町村窓口では事務的な負担となっている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、総務省】

個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていること等から、個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である。

仮に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付した場合には、成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがある。また、法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。

よって、個人番号を記載した住民票の写し等の交付については、住民票の写し等が様々な場面で住民の居住関係を公証するものであることや、先述した個人番号の性格に鑑み、同一の世帯に属する者以外の代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付することが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

番号利用法第15条及び第19条の規定については重々承知しているところである。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領2-(1)-イ(エ)-Bによれば、返戻された通知カードの受け取りにおいて、条件を満たせば代理人でも受け取ることが可能となっている。

個人番号記載の住民票と通知カードはどちらも個人番号、住所、氏名、生年月日が記載されているが、取り扱いに差異が生じている。

成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードの受け取りに関しても同様ではないだろうか。

個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代替措置として位置づけられているのであれば、同様の取り扱いとすべきであるし、できないのであればその理由を明確に説明していただきたい。

法定代理人と任意代理人で取り扱いを分けることが困難ということであれば、必要最小限の範囲ということも考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対して直接交付することを検討していただきたい。直接交付に際しては、代理権の有無の確認が困難との懸念が想定されるが、対象を成年後見人に限定すれば、代理権に関する疑義は生じ得ない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【伊丹市】

平素より法定代理人と任意代理人の区別に関しては審査を行っており、困難とは考えられない。高齢者も増加するので、最低限「成年後見人」には直接交付すべきである

【東大阪市】

法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により本人に送付するよう取扱いを分けるべきと考える。

法定代理人は、個人番号利用事務の手続きや住民票等の交付申請を含む、法律行為について、本人の信任に基づく代理権ではなく、法律に基づく代理権によって行うことができる。よって、法定代理人からの個人番号を記載した住民票の写し等の請求は、本人の意思による請求ではないため、法定代理人に直接交付することを許容せず本人に郵送する取扱いについて、窓口で合理的に説明することが難しい。また、成年被後見人等については、郵便等の受け取りが不安視される事例が多く、そのような場合、本人に郵便等で送付することが、個人番号漏えいのリスクをかえって高めるのではないかと危惧される。そのため、法定代理人の場合は直接交付することが適当と考える。

その一方で、ご回答にある通り、任意代理人の場合は成りすまし等による個人番号漏えいのリスクが想定されるため、これまで通り本人に郵便等により送付する取扱いのままで問題ないとする。

また、法定代理人と任意代理人で取扱いを分ける事で市町村における代理権の審査が煩雑になるとのご回答をいただいているが、そもそも市町村の窓口では、個人番号の記載有無に関らず、代理人に住民票の写し等の交付を行う際は、法定代理人であるのか任意代理人であるのかを判断した上で、それぞれの場合に応じた方法で

代理権の確認を行っている。したがって、法定代理人の場合と任意代理人の場合で交付の方法を分けることが市町村における代理権の審査を煩雑にするものではないと考える。

【平塚市】

本提案は、特に成年被後見人について、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できるよう制度の改正を求めるものです。

今回示された総務省の回答では、「個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である」とする一方で、「成年後見人への直接交付ではなく、本人(成年被後見人)に郵便等で送付すること」としています。

しかし、回答に示された成年被後見人への郵便等での送付では、本人による紛失等の危険性が増し、再度交付申請が必要となる可能性があるなど、回答の主旨に反する結果となり得るリスクが高いものと考えます。

また、「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。」との回答については、登記事項証明書と運転免許証等を法定代理人(成年後見人)の本人確認資料とすることで、代理権は容易に確認できるため、審査の煩雑化にはつながらないと考えます。

【筑後市】

法定代理人(親権者、後見人)については、その者自身が請求者本人の住民票をもって、諸手続き(居住を別にする親権者による児童手当の手続き、後見人による被後見人の年金手続き等)を行う権限を持ち得ているため、請求者本人の住民票を取得する必要がある。特に後見人に関しては、被後見人の住所地に送付することにより、住民票の紛失が懸念されるため、法定代理人については、窓口交付とすることを求めたい。代理権の審査について、住民基本台帳法第12条の3に基づき、請求を明らかにする書類を提示又は提出(後見人に関しては、後見登記等の登記事項証明書の原本及び免許証等による本人確認、親権者に関しては、戸籍での続柄確認及び免許証等による本人確認)を求めるなどし、現在も確認を行っているため、窓口交付になるということで煩雑になるものではない。

【柏市】

法定代理人や任意代理人に該当するかの審査は、マイナンバー入りの住民票交付に係らず行っている業務であり、提案どおりの運用は可能かと思えます。

【江戸川区】

「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。」との見解について、市区町村窓口においては、通常の住所異動届出及び各種証明書発行申請時において、任意代理人及び法定代理人からの申請を受け付けており、代理権の審査についても日常的に実施している。このため、「代理権の審査が煩雑になり、困難である」との理由は適当ではない。

また、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」では、市区町村に返戻された通知カードを交付するにあたり、法定代理人への直接交付を認めている(第2-2-(1)-イ(エ)-B)。個人番号記載の住民票の交付においても、同様に法定代理人への直接交付を認めるべきと考える。

【山形市】

任意代理人と法定代理人では住民票の写し請求時の疎明資料が異なるため、取り扱いを分けることは可能と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

【個人番号記載の住民票の取扱い】

- 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。
- 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。

【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】

- 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。

○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようにしていただきたい。

○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。

○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。

【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】

○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。

○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。

○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。

各府省からの第2次回答

マイナンバー入り住民票の取扱いについては、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていること等を考慮した上で、代理人に直接交付することについても検討したい。

なお、マイナンバー入り住民票の使用件数を調査することは、官民で幅広くマイナンバーを提供するケースがあることから、困難である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

投票所入場券の交付時期の繰り上げ

提案団体

由布市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

選挙管理委員会の判断により投票所入場券の交付開始時期を繰り上げることができるよう公職選挙法施行令を改正すること。

具体的な支障事例

選挙の投票所入場券は、公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、選挙の期日の公示又は告示以降できるだけ速やかに交付するものとされている。この規定に基づき投票所入場券を発送すると、郵送には数日を要するため、期日前投票が始まった後に選挙人のもとに到着することになる。選挙人の中には、投票所入場券がなければ投票できないといった認識の方もおり、公示(告示)日に入場券を発送したにもかかわらず、「投票所入場券がまだ届かないから期日前投票ができない。」といった苦情が必ず寄せられている。また、当該選挙人が投票所入場券を持たずに投票に来た場合、本人確認に時間を要するため、事務局の負担の増加につながる。なお、郵便局に配達日を公示(告示)日に指定して依頼をしたとしても、一日に配布できる軒数が限られているため、当日に届かない選挙人が必ず発生し、解決にはつながらない。以上のことから、自治体の規模や郵送環境等を考慮し、選挙管理委員会の判断で、公示(告示)の2~3日程度前から順次交付が可能となるよう規制緩和を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本市では、投票所入場券に、投票当日の投票所の場所や投票時間等だけでなく、期日前投票の場所や時間、投票方法等、さらに期日前投票請求書兼宣誓書の記載をしており、選挙人のもとに早く届くことで、選挙に関する情報をより効果的に周知できる。また、期日前投票について、確実に手元に入場券等が届くことで市への苦情が減ることが見込まれるほか、投票所での手続きも迅速に行うことができる。さらに、投票時間の延長等の制度改正もあり、期日前投票が増加傾向にある中、投票率の向上にも寄与すると考えられる。

根拠法令等

公職選挙法施行令第31条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形市、練馬区、綾瀬市、岐阜市、山口市、島田市、野洲市、八幡市、生駒市、倉敷市、筑紫野市、芦屋町、熊本市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市

○当市においても市内全ての選挙人へ交付が完了するまで3日前後期間を要している。

特に市長選や市議選では告示日が日曜日ということもあり、告示日に配達が行われず、また、告示日から選挙期日までの日数が短いため、問い合わせや苦情が非常に多く寄せられ対応に苦慮している。

入場券が届かないことから期日前期間の後半に選挙人が集中することもあり、投票所の混雑にもつながっている。選挙人の投票環境を向上させるため、制度改正の必要があると考える。

○期日前投票の利用率が高くなってきており、投票の例外であるはずが、その認識がなくなっている。それに伴い、提案市の事例のように、期日前投票が始まるまでに入場券が届かない事がおかしいとの声が非常に多いため、法改正を要望する。

○本市でも、告示日の翌日から期日前投票所を開設しているが、入場券が届いていない期間は選挙人からの電話での問い合わせがあり、その都度、期日前投票所の開設場所や時間の案内や、入場券がなくても投票ができる旨を説明しているため、その他の選挙事務に支障が生じる場合がある。

○本市では、入場券を全域に配り終えるのには、告示日(公示日)から2日～3日間の期間を要している。

たしかに、期日前投票開始後数日間は、選挙人から入場券が届かない等の苦情・問合せ等があるが、入場券がなくても投票できる旨を丁寧に説明し、納得していただいている。

国政選挙や都道府県選挙は、選挙期間が比較的最長のため、それ程、支障事例であるとは認識していない。

しかし、市長選挙・市議会議員選挙においては、選挙期間が短い上、告示日が日曜日であるため、告示日の翌日から配布開始することも多く、苦情・問い合わせ等の件数も国政選挙の際とは比較にならない位多く、業務の支障となっている。

○投票するには入場券が必要と考えている有権者が多いため、公示(告示)日以降に発送すると、「期日前投票が始まっているのに入場券が届かず投票できない」旨の苦情が多数寄せられ、対応に人手を取られ、選挙事務に影響がある。そのため、当区では投票所入場券の機能を持たせた、交付日に制限のない「選挙のお知らせ」を作成し公示(告示)日前に発送しているが、公選法に詳しい区民から、投票所入場券の公示(告示)日前発送は違反ではないかとの苦情を受けることがある。有権者の利便性や選挙事務の円滑な運営のためにも改正が必要である。

各府省からの第1次回答

投票所入場券の交付については、公職選挙法施行令第31条第1項において、選挙期日の公示又は告示の日以後、できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されている。

投票所入場券の交付開始時期を繰り上げた場合には、選挙時登録後の選挙人名簿に基づかず投票所入場券の交付を開始するおそれが生ずることから、当該選挙人名簿に登録される選挙人に対する交付漏れや当該選挙人名簿に登録されなかった者に対する交付誤りなどが生じるおそれがあるが、こういった点への対応を含め、御提案の内容に関する可否を検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では、投票所入場券を交付するに当たっては、印刷や封入作業等を要することから、郵送する数日前から業務に着手している。告示(公示)日より数日前には、いったん郵送できる状態にしておき、死亡等により抹消された者の分を引き抜いて郵送する方法を採用している。公示(告示)日前に郵送となれば、死亡者や、登録される予定であったが登録前の転出等により登録されなかった者の投票所入場券を引き抜けなくなることが、各府省の回答欄にある「当該選挙人名簿に登録されなかった者に対する交付誤りが生じるおそれ」であると考えられる。このような場合でも、投票所入場券に、あくまで登録予定者に交付している旨の記載をすれば誤りにはならない。また、仮に投票所に来たとしても、名簿を照合すれば投票できないことが確認できるので、投票の心配はないと思われる。

他方、「当該選挙人名簿に登録される選挙人に対する交付漏れ」については、補正登録や、他市で登録される予定であった者が転出等により登録されず当市の選挙人名簿に残る場合等に限られるので、事案が生じた場合ごとに対象者に投票所入場券を交付すれば解決できると考えられる。現在行っている事務の中でも二重登録の照会を例に挙げると、この照会は転入先で登録されることを前提としてのものであり、例外的なものについては、適宜対応しているのが現状である。

いずれにおいても、このような事例の対象となるのはごく僅かであり、対象者をリストにして管理する等の措置で担保できると考えられることから、本提案の対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、期日前投票制度の国民への周知等を図ること。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

投票所入場券の交付時期を繰り上げるよう公職選挙法施行令を改正することについては、制度上、選挙期日はあくまで公示又は告示により定まることを前提として規定していること等に留意し、慎重に検討する必要があるものと考えられる。

一方で、投票所入場券の交付については、郵便局との調整を行うことにより、公示又は告示日当日を含め速やかに交付している市町村も見られるところであり、これらの市町村における取組をさらに調査した上で、他市町村において参考になる内容については適宜周知して参りたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

31

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化

提案団体

千葉県、神奈川県

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成 25 年 8 月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。

あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)

具体的な支障事例

【ガイドラインに示される事務フロー】

多くの事務手続に使用される住民票謄本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、

- ①住基ネット端末によって「申請者との同一住所検索」を実施
- ②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会
- ③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定

することが「できる」とされている。

この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出していない場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナポータルに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。

【支障事例】

上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続において、住民票の添付を省略できていない。

- ・申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用することは、県個人情報保護条例上制限されている、個人情報の過剰利用となるおそれがある。
- ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。

根拠法令等

住民基本台帳法、社会保障・税番号制度における情報連携

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、鳥取県、福岡県、芦屋町、大村市

○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住基ネットを使用した場合で仮に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの開示請求に備え、なぜ住基ネットを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要があり、かえって事務が増えている。

○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。

○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。

必要に応じて、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。

また、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。（システム面の改修を含む。）

※個人情報の過剰利用のおそれや、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。

○マイナンバー利用事務において、対象者のマイナンバー（個人番号）を基に住居基本台帳ネットワークシステムにて同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である住民の特定個人情報までも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考えられる。

○マイナンバーを用いて申請する各種手続きのうち、世帯構成の確認が必要な手続きにおいて、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者（隣人）が推測し得る状況となる。

○当県においても住民票謄本を必要とする事務において住民票の添付省略ができていない。

総務省が示す事務手続き方法においては、最終的に情報が取得はできるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストとも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。

このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票謄本情報が取得できる新たな仕組みが必要と考える。

○ガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え、事務処理効率の観点からも最適であるとは言い難い。

住基ネットを取り扱う基本4情報と情報提供NWSで取り扱う世帯コードをどちらか一方のシステムで組み合わせれば、「申請者との同一世帯検索」の実施が可能となり、提案団体の懸念する課題が克服されるだけでなく、事務手続きの更なる簡素化に繋がると考えられる。

現行事務フローの正当性について法制上の整理を行うことはもとより、新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要望したい。

○検索したい対象と同一でない人物に対して、情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がマイナポータル上に残ることになる。

○住民票情報の情報連携は住基ネットと併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となっており、紙の住民票を提出していただく従来の運用よりも事務負担が増となっている。

情報連携の促進を図るためには、当該事務に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必須である。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、総務省】

○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出し」、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。

① 住基ネットを活用して同一住所者を検索することについて

マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本

人確認情報…の提供を求め」ることができる」とされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方について、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で許容されるべきものであると解される。

② 住基ネットで検出された同一住所の者を情報照会することについて

マイナンバー法第19条第7号においては、情報照会者は「(別表第二の)第二欄に掲げる事務を処理するために必要な…特定個人情報…の提供を求め」ることとされており、請求書に記載されている者のほかに同一世帯者が存在しないこと等を確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。

○なお、基本的には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行えば足りると考えられるところ、具体的にはどのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ガイドラインに示された手法では、例えばシェアハウスに居住する者が難病の特定医療費の認定申請を行った場合、世帯情報を確認するため、①住基ネットでの同一住所検索により同一住所者を抽出、②全ての同一住所者の個人番号を使って情報提供NWSへ住民票関係情報を照会、③回答結果の世帯コードを突合して同一世帯を特定、することとなる。

そのため、情報提供等記録を削除できない以上、マイナポータルでのやりとり履歴の確認や情報提供等記録の開示請求により、申請者本人だけでなく、同じシェアハウスに居住する他者も、自身が申請していない難病の特定医療費の認定申請の手続で自身の情報が照会されたことを知ることとなる。

その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうるのは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。

仮に、ガイドラインに示された手法が、マイナンバー制度に係る現行法令の個々の規定で見れば問題ないのだとしても、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様のご指摘があったところである。

また、他団体から示された支障事例にもあるとおり、ガイドラインに示された手法は上記①から③のような、他の情報を照会する場合には必要のない作業まで行わせるものであり、業務の効率化を阻害するものでもある。

そのため、申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鳥取県】

同一世帯でないものに係る本人確認情報又はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる情報照会については、事務処理に必要な範囲で許容されるとの国の見解であるので、そのように取り扱うこととする。

なお、従来の紙による住民票の記載情報を得るために、住基ネット及び情報提供ネットワークによる情報照会の両方の処理が必要となることは、事務処理を行う上で非常に煩雑であり、事務の効率化にもなっていないことから、早急に地方公共団体等に内容を確認し、住民票情報を得られる簡便な仕組みを構築して欲しい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を維持、確立すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【個人番号記載の住民票の取扱い】

○内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。

○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。

【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】

○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。

○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようにしていただきたい。

○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。

○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。

【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】

○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。

○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。

○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。

各府省からの第2次回答

マイナポータルにおける情報連携の記録の確認は、マイナンバー制度の創設に当たり、行政機関等によるマイナンバーの恣意的な利用を防止する観点から設けられているものであり、行政機関等が同一住所地における居住者の世帯情報を確認した事実がある以上、これを表示させない措置を講じることは制度の根幹に関わるため困難である。

どのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認するために同一住所地検索を行う必要があるのか確認中であり、現時点でシステムの改善や費用対効果の検討などの対応を行うことが困難である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

36

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

改正地方公務員法における「区長」の任用方法について

提案団体

富士川町、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

区長(町世話人)は、改正地方公務員法第3条第3項第3号に該当し、引き続き、特別職の地方公務員として任用することができるようマニュアルに明記する。

具体的な支障事例

本町では各行政区の長(以下「区長」という。)は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、特別職の公務員として任用している。これは、行政事例(昭26年5月1日付 地自公発第179号福岡市長あて 公務員課長回答)において、町世話人は同条同号に規定する特別職の地方公務員と考えるとされているところ由来する。しかし、平成32年4月施行予定の改正地方公務員法に関する総務省作成マニュアルでは同条同号の職が限定列挙され、区長は除かれることとなっている。これにより、区長を会計年度任用職員として任用する場合、新たに一般職の服務規定である「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」等が課されることは、区長となる者の私生活を著しく制限するものと思われる。本町では、区長の仕事は地域の必要な事項を町へ要望する等、基本的には町と地域住民の連絡調整が主となっており、前述のような服務を課することは、区長業務に対する萎縮・敬遠につながり、ただでさえなり手が少ない現状を悪化させるものと思料する。加えて、人事評価制度が義務付けられるとのことであるが、町の職員が区長の業務を常時監督することは困難であり、評価の意義や項目・方法(特に、業績評価による目標設定及び評価結果の活用等)に対して疑問が残る。以上のことから、区長については従来通り特別職非常勤として任用できるよう改正を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

過剰な服務等を課さないことにより、町と住民のパイプ役である区長の担い手の適正な人材確保及び任用が可能となる。

根拠法令等

- 改正地方公務員法第3条3項3号及び22条の2
- 会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル P11 から P12 まで及び P46 問2-4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

中山町、石岡市、桶川市、中井町、福井市、南九州市

○区長に限らず、新たに一般職の服務規定である「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」等が課される

ことに支障や抵抗がある職については、特別職として位置付けるか、これらの服務規定を適用除外とされることを検討いただきたい。

○本市では、市政の円滑な運営を図るため、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、市政協力員を非常勤特別職として委嘱している。しかし、平成32年4月施行予定の改正地方公務員法で、総務省が作成された「会計年度任用職員制度導入に向けた事務処理マニュアル」では、同条同項同号の職種が限定列挙されており、現状のまま施行されると市政協力員を非常勤特別職として任用することができない。非常勤特別職として、任用できない場合、会計年度任用職員として任用することになるが、一般職の服務規程や人事評価制度などを市政協力員に課すことは、現実的に不可能だと考えられる。また、地方公務員法災害補償法第69条及び第70条の規定に基づいて制定している「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の適用外となり、公務上の災害が発生した場合の対応ができない。そのため、市政協力員を非常勤特別職として任用できるように改正を求める。

○本市においても提案団体と同様、市と地区住民の連絡調整や回覧文書等の配布を主に職務とする「区長及び区長補助員」を設置しており、具体的な支障事例は提案団体による記載のとおりである。

なお、総務省実施の「会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査」における「特別職非常勤職員として任用しようとするのが適当ではないか疑義が生じている職」として、「区長及び区長補助員」を回答したところである。

○現在本市では非常勤特別職として、区長・区長代理を委嘱し、広報紙の配布や、回覧板の巡回のほか、市との連絡調整事務を行う報酬として、報酬及び費用弁償を支払っているが、地方自治法改正施行以降の対応に困窮している。なお、区長の業務は、定期的な時間で拘束されるものではなく、会計年度任用職員としての雇用はなじまないものであることから、自治会への補助金に振り替えることも検討しているが、その場合自治会の収入となってしまうため、現認区長からの反対等が予想されている。

各府省からの第1次回答

以下の観点から、事務処理マニュアルに、特別職非常勤職員として行政区長等の任用が可能であることを明記することはできない。

(1) 地方公務員法3条3項3号に規定する特別職については、同号の本来の趣旨に限定するため、地方公務員法等一部改正法(平成29年法律第29号)において、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る」ことを要件に追加し、その任用の適正を確保することとした。この点、行政区長等の事務は、「市と地区住民の連絡調整や回覧文書等の配布等」であり、上記の要件に当てはまらない。

(2) また、行政区長を地方公務員として任用するのではなく、自治会等への事務委託による対応も考えられる。実際に、回覧配布等の業務を自治会や町内会等へ委託し、特段の支障も生じていない地方公共団体も複数存在することから、同事務を必ず特別職の地方公務員が行わなければならないとする理由はない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

行政区長の任用について、事務委託による対応も可能であることは承知をしているが、行政実例(具体的な支障事例に記載。)において行政区長は、特別職の地方公務員と考えられているため、地方公務員法第3条第3項第3号に基づき特別職非常勤職員として任用している団体が多いと思われる。

当町も含め、そのような運用をしている自治体が事務委託の方式に変更することとなると、自治体及び自治会間で締結した契約に基づくこととなるため、これまでの任用形式とは大きく異なることとなり、自治会が負担を感じるおそれがある。また、平成32年4月に改正地方公務員法が施行されるため、契約に要する期間を考慮すると、遅くとも平成31年中には各自治会等に説明し、理解を得たいところである。

そのため、行政区長の任用に関し、新制度への円滑な移行ができるよう事務委託の方式があることも含め、既に事務委託を実施している自治体等を例に挙げていただき、事務処理マニュアル、通知等によりご教示願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

改正後の地方公務員法における行政区長の取扱いについては、平成30年8月22日付事務連絡において、改正法施行後は一般職として任用すべきであるが、委託による対応が考えられることも含めてお示したところ。今後、事務処理マニュアル等においても周知していくこととしている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

56

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の見直し

提案団体

京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

歳出の会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年度と整理する場合の「履行があった日」とは、履行確認(検査)の日に限ることなく、期間帰属の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれるという解釈を示されたい。

具体的な支障事例

昭和 38 年 12 月 19 日付け自治丁行発第 93 号行政課長通知において、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号の「当該行為の履行があった日」とは「履行確認の日」を指すとされている。しかし、警備等の庁舎管理業務は終日継続して業務が行われることから、年度末の給付行為の完了は職員が最終日の深夜 0 時に行う必要があり、過重な事務負担や実態に即していない完了検査となっている。また、3 月 31 日 24 時までの業務の完了報告書を 3 月 31 日付けで提出させることについて、受注企業からもコンプライアンス違反になると難色を示され、対応に苦慮することがある。

当該事項は、平成 27 年 12 月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」でも、より実態に即した制度に見直すよう指摘されているところである。さらに、昨今の行政文書の取扱い厳重化という情勢変化も踏まえ、現行取扱いの根拠となっている昭和 38 年 12 月 19 日付け自治丁行発第 93 号行政課長通知について、見直しを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度見直しにより過重な事務負担が解消されるとともに、実態に即した検査が行われることで適正な契約の履行確保に資する。また受注企業との間においてもスムーズな事務執行を図ることができ、事業者側にもメリットがある。

根拠法令等

- ・地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号
- ・昭和 38 年 12 月 19 日付け自治丁行発第 93 号行政課長通

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、石岡市、ひたちなか市、川崎市、名古屋市、西尾市、城陽市、伊丹市、広島県、廿日市市、府中町、愛媛県、熊本県、宮崎市

〇本市においても、施設の警備等管理業務は終日継続して業務が行われる。また、ごみ収集や他の委託業務

で年度末日まで実施する業務の完了確認は実態に即していない完了検査となっている。監査の立場としても検査の形骸化は問題である。

○本市においても同様に制度改正について必要性を認めます。

具体的には次の場合において問題となります。

当該行為の履行が年度末日 24 時(深夜)までを含む場合(提案市指摘の問題点と同様)

検査には時間を要する事例もあり、当該年度中に処理しきれない事例ばかりではない。

当該行為の履行が年度末日までを対象とする場合で、年度末日が休日に当たる場合

①実際に休日出勤して検査→過重な事務負担となる

②翌勤務日に検査→議会の承認を要する予算の繰越などは現実的な解決方法ではない。勤務実態のない休日に検査したことによるせざるを得ず、現実の検査とのかい離が生じる。市民への説明責任が全うできない。

○「当該行為の履行があった日」で会計年度区分を決定しているために、履行確認(検査)や完了報告書の提出を3月31日に擬制することは実態に即さないことから、この見直しは必要であると思われる。なお、「翌年度に行方の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれる」と解釈の見直しをする場合は、どのような支出の種類が該当するのか示す必要があると思われる。

○具体的な支障事例に例示されているもの以外にも、医療機関等への運営費補助や検査業務委託、機械設備等の保守委託、24 時間電話相談業務委託等の事例があり、本県においても実態に即していない現状がある。「当該行為の履行があった日」の解釈の変更は、より実態に即したものになると考えられ、見直しについては賛同する。

各府省からの第 1 次回答

会計年度独立の原則に基づき、歳入及び歳出の会計年度所属区分を明確にする必要があり、工事請負費等については、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号により、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とされており、「当該行為の履行があった日」とは履行確認(検査)の日をいうものとされている。

新年度において履行確認を行わなければならない場合には、地方自治法上、繰越制度の活用が認められており、提案の事案についてもこれにより対応可能なものである。

なお、国においても同様の運用がなされているものと認識している。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方自治法第 213 条に規定される繰越明許費により対応する場合、予算案として議会へ提出する事務などの負担の増加に加え、委託業務内容や契約の実態が従来と変わらない中で、新たに会計年度独立の例外を求めることへの説明がつかないことが懸念される。

また、本提案は、平成 27 年 12 月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」に記載されている業務改善の内容を実現するよう求めるものであるから、報告書の趣旨に沿った提案の実現を要望する。

なお、同様の支障を抱える地方公共団体が多くある中で、仮に今回の回答が当該研究会の報告書に対する正式な検討結果であるのであれば、検討過程等を含めてその旨を広く周知いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【名古屋市】

ご回答のとおりであるが、「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」(平成 27 年 12 月地方公共団体の財務制度に関する研究会)の指摘のとおり、より実態に即した制度に見直す必要があり、措置を求めるものである。

【広島県】

相手方の行為が年度内に完了しているにもかかわらず、実質的に検査確認を年度内に完了できないという理由によって、繰越手続を行うことは現実的ではないと考えられる。

実態に即した検査日が検査調書に記載されるためにも、「履行があった日」の解釈を見直すべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

第1次回答において述べているとおり、新年度において履行確認を行わなければならない場合には、地方自治法上、繰越制度の活用が認められており、提案の事案についてもこれにより対応可能なものである。
国においても同様の運用がなされているものと認識しており、国と地方において異なる取扱いとすることは、国と連携して実施される事業（補助・交付金事業等）の執行に支障が生じることから、慎重な検討が必要。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

57

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化

提案団体

京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。

具体的な支障事例

例年、総務省が実施する普通交付税算定については、交付税算定業務支援システム(LasIs)により、地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査(以下、「決算統計」という。)については、地方財政決算情報管理システムによる提出とされている一方、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告については、エクセル様式によるメール提出とされている。
健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債同意等額や決算統計の数値を転記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多いため、ケアレスミスが発生する可能性を有し、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務については、各地方公共団体において6~8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。
また、都道府県市町村担当課においては、各市町村のデータを手動による貼り付けにより、総務省に報告することとしているため、こちらについても事務ミスが発生する可能性を有する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

健全化判断比率の算定・報告において、交付税算定業務支援システム、地方財政決算情報管理システム調査表間の転記等を容易にできる一元化システムが構築できれば、都道府県及び市町村ともに、転記ミスの削減、健全化判断比率算定時間の大幅な縮減につなげることができる。
さらに、都道府県市町村担当課による管内市町村調査表の検収作業に当たっても、自動転記機能により検収項目の縮減につながるとともに、エクセルファイルの管理等がなくなることにより、効率的に事務が進めるようになり、事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則、地方自治法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、石岡市、千葉県、東村山市、平塚市、綾瀬市、上越市、石川県、山田市、静岡県、島田市、豊川市、豊田市、西尾市、伊丹市、奈良県、出雲市、徳島市、高松市、愛媛県、福岡県、北九州市、大牟田市、宮若市

○健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債同意等額や決算統計の数値を転記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多く、複数の特別会計や企業会計を有する本市においては、数値の転記作業等によりケアレスミスが発生する可能性を有しており、決算統計システムにて行われる突合チェックを人海戦術により行うしかないため、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務を行う6～8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。

○昨年度、健全化判断比率等を提出後に算定ミスが発覚し、速報値を訂正することができなかった。市町及び県のとりまとめにおける負担軽減と算定ミス削減のためには、一元化システムの開発・導入が必要。

各府省からの第1次回答

健全化判断比率及び資金不足比率（以下、「健全化判断比率等」という。）については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、地方団体の責任でその基礎数値を監査委員の審査に付した上で議会に報告、公表するものであり、総務大臣は地方団体から健全化判断比率等の報告を受ける立場にあるもの。したがって、健全化判断比率等を算定するためのシステム構築についても、地方団体の責任において行われるべきものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総務省において作成している全国統一の様式に基づき算定している財政健全化判断比率の報告については、自治体戦略2040構造研究会の基本的方向性に示されているように、ICTの利用によって処理できる業務はできる限りICTを利用することが望ましいと考えている。

既に存在する決算統計における集計システム及び交付税の算定システムから、重複している必要な数値を自動転記し、同比率の算定様式に出力できるようにするなど、既存のシステムの改修も含めて、積極的に対応されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

現在、国主導のもと、地方公会計の活用による地方財政の「見える化」が進んでいるところであり、健全化判断比率等の算定については、まさに「見える化」の一環を担っている。

全国統一の取組を進めることにより、これら算定指標による団体間比較の精度向上が可能となることから、国による統一システムの整備が期待される。

健全化判断比率等は、前年度の決算額に基づいて算定される指標であり、既存の決算統計システムに、その算定機能を付加することによって、算定ミスや転記ミス、算定チェック作業の大幅削減が可能となると考えられる。

貴省の回答では、各団体においてシステムを構築すべきとのことだが、一括して決算統計システムを改修する方が費用対効果は格段に優れることは明らか。

仮に、各団体がシステムを構築した場合、システム間の算定スキームの差異による補正計算も発生する恐れがあり、とても現実的・効果的な解決策とは言えない。

【奈良県】

国と地方の役割分担として、基礎数値の報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることをもって法を所管する国の責任が問われないこととはならない。提案団体の提案に沿って国において支援を検討すべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国と地方の役割分担として、基礎数値の報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることをもって法を所管する国の責任が問われないこととはならない。提案団体の提案に沿って国において支援を検討すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。(省庁ヒアリングにおいて総務省から前向きな回答あり)

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 財政健全化比率の算定・報告業務については、全国の自治体が毎年膨大な時間と労力をかけ実施している業務であり、自治体戦略 2040 構想研究会において示されているとおり、ICT の利用によって標準化・共同化を図ることができる業務である。そのため、普通交付税や決算統計の調査で総務省のシステムにより報告した、財政健全化比率の算定に必要な数値を健全化判断比率の様式に自動転記できるシステムの改修について、関係府省ヒアリングで総務省から回答があったとおり、積極的に検討していただきたい。

また、財政健全化比率の報告は、もともと国が地方に対し報告を義務づけている業務であるため、地方公共団体が負担のない形で整備することは、国の配慮責任ではないか。

○ これまで自治体が独自に発展させてきた知恵があれば、それを適切に反映できるよう検討していただきたい。また、効率的で改修に係る費用も抑えたものになるように、自治体と十分に意見交換していただきたい。

各府省からの第 2 次回答

8月6日の関係府省ヒアリング時にも申し上げたとおり、健全化判断比率の算定に必要なデータについて、総務省のシステム改修により自動転記して提供する方向で地方公共団体と相談しながら検討を進めてまいりたい。

なお、健全化判断比率の算定業務は自治事務であることから、地方公共団体の費用負担の取扱いについても相談してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

68

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害対策基本法第 86 条の8第3項の改正

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第 86 条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先とされているのは同条第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。

具体的な支障事例

○東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。
○また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考える。
○現状、災害対策基本法第 86 条の8では、同法第 49 条の7で想定される避難生活を送るための「避難所」について、第 86 条の8第3項で明記されているが、同法第 49 条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については記述がないため、避難場所の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民の生命若しくは身体を災害から保護するため、行政区域に捉われない、より柔軟な避難対策が可能となる。

根拠法令等

災害対策基本法第 86 条の8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、厚木市、佐久市、山田市、富士市、岡崎市、田原市、岡山市

○災害対策基本法第 86 条の8第3項では、「広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない」としている。避難場所及び避難所については、同法第 49 条の4及び第 49 条の7で定義付けられており、同法第 49 条の8では、「避難場所と避難所とは、相互に兼ねることができる」としている。これにより柔軟な対応がとれる一方、両者が混同され、対応に遅れがでるおそれがある。緊急時には、市町村間で速やかに協議・受入れを行う必要があることから、対応に遅れを生じさせないため、避難場所について

も明示すべきと考える。

そのため、同法 86 条の 8 第 3 項で避難所みの記載となっている現行法を改正し、避難場所の記載を追加していただきたい。

○本市においても、南海トラフ地震発災時には多数の避難者が想定される。指定避難所・避難場所、協定等による避難所受け入れも行っているが、被災状況により避難所の確保が困難な場合も考えられるため、柔軟な避難対策を図っていただきたい

○地震や風水害など、災害は行政区域ごとに起きるものではないため、住民の避難誘導や受け入れについても、行政区域に捉われずに広域的な協力体制を整備しておく必要がある。

災害対策基本法において広域避難者の受け入れ先として、「避難所」だけではなく、「避難場所」を明記することで、柔軟な避難計画の協議策定が可能となり。多様な避難経路の確保につながるため、より多くの住民の生命を保護することができるものと期待できる。

○現状の災害対策基本法第 86 条の 8 第 3 項の条文では、同法第 49 条の 4 で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。

○平成 29 年 3 月に相模川、平成 30 年 6 月に玉川の浸水想定区域図が発表され、市民の安全を第一に考えた場合、隣接する市町村への避難を想定した防災対策を考える必要がある。

○大雨による災害(土砂・洪水・高潮等)が発生する恐れがある場合について、広域避難の必要性を協議する場として、災害対策基本法に基づく県又は市防災会議の協議会及び、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会を活用する旨が「[洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方](平成30年3月)中央防災会議 防災対策実行会議にて示されたが、災害対策基本法に「避難場所」についての記述が無いため、今後、広域避難を検討する場合に、法的な根拠の必要性を感じている。

各府省からの第 1 次回答

災害対策基本法第 86 条の 8 の規定は、市町村長が災害発生後に区域内の被災住民の居住を確保できない場合など、行政区域を超えて被災住民を避難させる必要がある場合における地方公共団体間の協議について規定したものであるが、これは被災住民の滞在先である避難所の確保が目的であるところ。

避難所は災害が発生又はそのおそれがあるときから当面の間、被災者の生活の場となる施設であり、一定の住環境を備えておくべきものであることから、広域一時滞在が必要な場合には、地域の実情や被災者の人数等を踏まえ、住環境の確保を図る観点から協議が必要とされているところ。

一方、避難場所は、災害発生時に迫りくる津波や洪水等から迅速に避難するための立退き先(※避難ビルの屋上や広場が指定されている場合もある。)であり、緊急性を要するため、これを法定の協議対象とすることは、時間的コスト等の増大ともなりかねず、実務上の支障となるおそれがあることから改正は不要と考える。

ただし、防災基本計画(平成 30 年 6 月 29 日閣議決定)においても、「市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする」とされている通り、市町村の区域外に避難場所を確保しておくことが妨げられるものではない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

○災害対策基本法に規定される広域一時滞在は、東日本大震災で広域避難の調整に時間を要したことを踏まえ、域外避難を円滑に行うために新設されたものであり、本提案はこの趣旨を緊急的な避難にも拡大するもの。

○国の WG は、広域的な避難場所の指定について、多大な労力と時間が必要であることや片務的な協力依頼となるため調整が進まないという課題があると指摘する。

○また、同 WG では、域外の避難場所への避難を想定した広域避難の実施を報告しているが、現行の広域一時滞在における避難場所に関する協議は法定化されておらず、本提案はこの報告にある広域避難の実効性を高めるものとする。

○例えば、平成 27 年の関東・東北豪雨において、鬼怒川の決壊に際し、市内での避難を優先するあまり、決壊した川に向かうという避難指示を発令した自治体もあるが、域外の避難場所への避難について、法定協議を行うことが可能となれば、現実に即した避難指示が可能となる。

○「時間的コストの増大」に関する懸念については、荒川下流タイムラインの例を参考に、域外避難を想定する自治体が、受入先自治体と手続きや避難先について予めマニュアル化するなどにより、時間的コストを増やすことなく対応することが可能である。これは法規定の可否の問題ではなく運用上の問題であり、広域避難における避難場所の協議が法定化されることで、円滑な緊急避難に資すると考える。

○以上の理由から、より柔軟かつ効果的な避難対策の実現のため、広域一時滞在における避難場所に関する協議を法定化すべき。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【厚木市】

近隣市町村と行政区域を超えた避難場所確保のための広域的な協議を事前に行ううえでは、避難所同様その根拠となるべき法的整備が必要であるとする。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

○指定緊急避難場所は災害の危険が切迫している場合に緊急的に避難する場所であり、災害発生後に被災者が滞在して避難生活を送るための施設である指定避難所とは大きく性質が異なる。

○広域的な避難を行う場合には、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」の最終報告（平成30年3月）で指摘されているように、数十万人以上の立退き避難者が発生することから、事故を未然に防ぐための交通誘導等の実施や、氾濫の危険性が高まった際の域外避難から域内避難への切り替え等、大規模・広域避難を実現するためのオペレーションが必要となる。これらのオペレーションを行いながら、多大な労力と時間を要する、膨大な避難者の避難先確保を周辺自治体と調整を行うことは避けなければならない、広域避難における避難場所の確保は平時に行っておくべきものである。

○また、災害対策基本法第86条の8の規定は、自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（被災住民）のみが一時滞在するに当たって住環境の確保等を図る観点から地方公共団体間で協議を行うものである。そもそも、同法第49条の7第1項では、避難所は、避難のための立退きを行った居住者、滞行者その他の者（居住者等）を避難のために必要な間滞在させ、又は被災住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設であると規定している。しかし、同法第86条の8第3項では、協議先市町村長は、受け入れた被災住民に対し広域一時滞在の避難所は提供すると規定していることから、受け入れた被災住民以外の者には広域一時滞在の避難所は提供しないものと解している。

○上記により、避難場所を災害対策基本法第86条の8の規定の中に追加することは適さない。

○本来、河川の氾濫のように災害の発生が予見される事態に適切に対応するためには、広域避難を行う自治体と受入先自治体において、広域的な避難に関する協定を予め締結することが望ましく、前述の「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難ワーキンググループ」の最終報告においても、その旨が記載されているところ。

○広域的な避難に関する協定の締結が進むことにより、災害が発生した場合における他の自治体への協議や、協議を受けた自治体による避難場所の提供を義務付けなくとも、被災住民の避難場所への受入れが円滑に行われるものであり、現行規定で対応可能である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

78

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設

提案団体

鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、防衛省

求める措置の具体的内容

消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設

具体的な支障事例

平成 29 年 3 月 12 日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は 3.5 トン未満となっている。

地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量 3.5 トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を来すことになる。

そこで、消防団員等が実施する活動の特殊性及び地域防災の担い手としての重要性を考慮し、新制度普通免許を取得する消防団員等が、消防団所有のポンプ車の運転に必要な免許を取得しやすくなるような特例制度の創設が求められる。

【求める措置】

(1) 各都道府県において設置する消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、一定の適正が認められる消防団員等が消防車両の運転に係る技能教習を受講することを可能とすること。

(2) 教育訓練の実施に関する地方公共団体の委託に基づき、自衛隊の任務遂行に支障が生じない限りにおいて、自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすること。

(1)、(2)の技能教習を受けた消防団員等が、消防車両の運転に必要な運転免許受験資格を得られるようにすることで、消防団員等の確保に資すると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実際の道路交通環境下における安全性を毀損することなく、消防団所有自動車を運転できる消防団員の確保が可能となることから、消防活動や災害時の初期活動の体制が強化される。

また、地域活動の担い手である消防団員や地域住民がその地域を訪れる自衛隊とつながりを持つ機会が生じることとなり、その際の人的つながりが将来の災害時の自衛隊と地域住民や消防団員の連携強化にもつながることになる。

根拠法令等

道路交通法

道路交通法施行令
まち・ひと・しごと創生総合戦略
消防学校の教育訓練の基準
自衛隊法第 100 条の2
自衛隊法施行令第 126 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

南陽市、ひたちなか市、清瀬市、石川県、南アルプス市、多治見市、山口市、田原市、千早赤阪村、宇和島市

○平成 29 年 3 月 12 日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は 3.5 トン未満となっている。

地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量 3.5 トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障をきたす状態である。

○当市は、消防団員 2,084 名を有し、毎年 80 人程度の新入団員を迎えていて、今後、車両総重量 3.5 トン以上の消防車両を運転できない団員が増加し、消防活動等に支障きたし、地域の安全安心を揺るがすことにもなりかねないため、対象の消防団員が、車両総重量 3.5 トン以上の消防車両を運転できるようになるような特例の制定に賛同するものです。

○当市消防団においても、3.5 トン以上の消防車両を 38 台所有しており、平成 29 年 3 月 12 日の道路交通法の改正による普通運転免許証で運転できる自動車の総重が 3.5 トン未満となったことで、消防団からも今後の消防ポンプ車の運転について心配の声があげられています。

現在、当市でも今年度消防団に入団した団員 1 名が平成 29 年 3 月 12 日以降に普通運転免許証を取得しており、今後、同様の団員が増加していくことで消防団活動に支障が起こることが予想されます。

こうした状況を踏まえると、消防団所有の消防ポンプ車の運転に必要な免許を、取得しやすくなるような特例制度の創設を希望します。

○本市においては、4 月 1 日現在、改正後の普通免許を所持する消防団員が 3 名在籍しており、今後は更に増加していくと思われる。また、保有している消防ポンプ自動車は 29 台すべて 3.5 トン以上の仕様となっている。

以上のことから、提案されている「消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設」は非常に有効な手段であると思われる。

各府省からの第 1 次回答

【警察庁】

提案団体の提案趣旨の理解に当たって、本年 6 月 29 日開催の「地方分権改革有識者会議」の資料 6 も参照して、以下のとおり回答する。

【(1)について】

公安委員会から指定を受けた自動車教習所（以下「指定自動車教習所」という。）で技能教習を受講した者のうち一定の要件を満たす者（道路交通法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号の規定の適用を受ける者）は、運転免許試験のうち技能試験が免除されることとなる。したがって、消防学校や同学校の委託を受けた自動車教習所（以下「消防学校等」という。）が、当該一定の要件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けた場合には、当該消防学校等で一定の教習を受け、かつ道路交通法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号の規定の適用を受ける者について、技能試験を免除することができる。

以上のことから、御提案の内容に、消防学校等における準中型自動車免許に係る教習を終えた者のうち一定の要件を満たす者（道路交通法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号の規定の適用を受ける者）について、指定自動車教習所を卒業した者と同様に、当該免許に係る技能試験を免除されたいというものが含まれているのであれば、これについては、消防学校等が一定の要件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けることにより、現行の道路交通法令で対応可能である。

また、御提案の内容には、緊急自動車の運転資格の審査（以下「審査」という。）に合格した者について、当該緊急自動車の運転に必要な運転免許に係る技能試験を免除されたいというものが含まれているものと承知しているところ、技能試験は、取得しようとしている運転免許に係る自動車等を安全に運転することができる基本的

な運転技能を有しているか否かを確認するものである一方、審査は、公益性の高い緊急用務のために道路を迅速に通行するために必要な高度の運転技能を有しているか否かを確認するものであり、道路交通法上、審査を受ける者は、当該審査により運転資格を得ようとする緊急自動車の運転に必要な運転免許を有していることが前提となっている。

したがって、技能試験と審査は全く異なるものであり、後者に合格した者について前者を免除することは不適當である。

【(2)について】

御提案の内容を実現するためには、消防団員等が自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を受講することができる必要があるところ、まずは防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えたい。

【総務省】

【(1)について】

御要望の趣旨が、消防学校等で教習を受講することをもって、必要な運転免許に係る技能試験を免除してほしいというものであれば、警察庁が所管する道路交通法上の制度に関するものであることから、当庁から回答は差し控えたい。

なお、消防組織法第51条では、「都道府県は・・・消防学校を設置しなければならない。」と規定されており、同条第4項の規定において「消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。」とされている。この消防庁が定める「消防学校の教育訓練の基準」第11条においては、「消防団員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。」とされており、各消防学校において、地域の実情に応じて必要な教育訓練のカリキュラムを実施しているものと考えている。

また、「平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知」において、「消防団員の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設」と、「地域の実情に応じて、消防自動車の更新機会等に合わせて、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用」について要請しているところ。

さらに、平成29年度3月12日以降に普通免許を取得した団員が準中型免許を取得する経費に対して、地方公共団体が助成を行った場合の当該助成額の一定割合について、平成30年度から特別交付税措置を講ずることとしている。

【(2)について】

御指摘の自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とするについては、まずは、防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えたい。

【防衛省】

防衛省・自衛隊における教育訓練の受託については、自衛隊法第100条の2において、「政令で定める技術者の教育訓練を実施することの受託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる」と定められており、自衛隊法施行令第126条の2において、受託をうけることができる具体的な技術者については、「航空機の操縦及び整備」「落下傘の試験降下」「潜水艦の試験航走」「救急」「砲の操作」に従事する者と規定されている。今回のご提案については、消防団員に対する自動車運転について防衛省・自衛隊に対して教育の受託を求めらるものであるが、これは、上記に述べたような技術者の教育訓練に該当せず、また、ご提案の教育を実施する民間の自動車教習場が多数あることは広く認識されていることから、「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」にも該当せず、現行の法令に照らせば、防衛省・自衛隊としてお受けすることはできないことについて御理解を賜りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○多くの地域の消防団では、団員の高齢化や定数の確保が課題となっている。今後、普通免許を取得していても、準中型の車両規格以上の消防車両を運転することができない消防団員が増加し、緊急時の初期活動に支障を来すことが想定されるほか、免許取得が負担になることを理由として、団への加入が進まず、団員の定数確保がより困難になることが考えられる。

○第1次回答において、現行制度での対応の可否について各省庁から回答をいただいたが、運転免許取得費用に対する公費助成制度や普通免許で運転可能な消防車両の導入以外に、新たな免許制度による消防団活動の支障に対応するためには、どのような施策を実施できるのか、ということ、省庁の枠を超えて検討していただき、周知願いたい。

○消防団活動の支障となっている(また将来的になるであろうことが容易に想定できる)ということを改めて認識いただき、できる限り少ない時間で準中型以上の消防車両の運転が可能となるような制度スキームを創設する

ことは、消防団員の免許取得の負担軽減につながり、消防車両を運転できる団員の確保に資することを踏まえ、消防団活動として、消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、団員が運転免許取得のための技能教習を受けられることを明らかにしていただきたい。

○また、大規模な災害が多発している近年の災害事情を踏まえ、自衛隊と地域の消防の連携強化を図る観点から、自衛隊の自動車訓練所への消防団員の受入れについて、再検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 総務省において、

準中型の車両規格を超える消防車両を運転することができる消防団員の確保を国として支援するために、運転免許制度の改善等を他省庁と調整すべきではないか。さらに、準中型免許取得費用の特別交付税での助成や普通免許で運転可能な消防車両開発のほかに、現場の支障を解決するための施策を検討すべきではないか。

○ 警察庁において、

消防車両を運転できる消防団員を確保するため、消防団員が準中型免許を取得しやすくなるように、運転免許制度の見直しについて検討していただきたい。

また、自衛隊自動車訓練所での技能教習が受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能教習を修了した消防団員の中型免許の免許取得を可能とすべきではないか。

○ 防衛省において、

年齢や運転経験年数に関係なく中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかなく、そのような場合自衛隊法第100条の2第1項の「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」に該当するものと解釈し、自衛隊自動車訓練所で消防団員の教育訓練を受け入れるべきではないか。

各府省からの第2次回答

【警察庁、総務省】

総務省消防庁及び内閣府地方分権改革推進室が連名で、全市町村に対して実施している消防団員の準中型免許の取得に係る支障事例の調査の結果等も踏まえ、関係省庁において、消防団員による準中型免許の取得をより円滑にするための取組を検討する。

【防衛省】

「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」の記載に「年齢や運転経験年数に関係なく中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかなく」とあるが、御指摘のようなことはない。

その上で、防衛省・自衛隊における教育訓練の受託については、自衛隊法第100条の2において、「政令で定める技術者の教育訓練を実施することの受託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる」と定められており、自衛隊法施行令第126条の2において、受託をうけることができる具体的な技術者については、「航空機の操縦及び整備」「落下傘の試験降下」「潜水艦の試験航走」「救急」「砲の操作」に従事する者と規定されている。

要望されている消防団員に対する自衛隊の自動車教習所での教育訓練の受託については、まず、自衛隊法施行令第126条の2が定める技術者の範囲に含まれていない。また、自動車運転技術の習得は、一般に民間の自動車教習所において行われるものであり、自動車教習所が全国に多数存在することを考えれば、「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」との要件を満たすとは言えないことから、現行の法令に照らせば、防衛省・自衛隊としてお受けすることはできないことについて御理解を賜りたい。

なお、各自衛隊においても、施設等の制約から、受講可能人数が限られているため、一部の隊員は駐屯地、基地等での受講がかなわず、民間の自動車教習所を利用しているような状況である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

80

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査について、地方公共団体の負担の少ない方法に見直しを求める。

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

総務省から毎年度照会がある「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」について、すでに 100%に達成している調査項目も回答を求められている。また、回答した調査票の内容について総務省でヒアリングが行われるが、電話やメールで回答できる内容である。
この必要のない調査項目とヒアリングを廃止し、地方公共団体の負担の少ない形で目的を達成できる調査方法へ見直しを求めるもの。

具体的な支障事例

【調査項目について】

調査の目的は業務改革を推進することであるが、既に民間委託や指定管理制度の導入が 100%となっている業務や施設についても毎年調査しており、不要な作業となっている。(例えば民間委託の実施状況は、全ての都道府県で 100%を達成している項目がほとんど(13 項目中 9 項目)であるが、毎年変わらず調査が行われている。)

【総務省でのヒアリングについて】

全国の都道府県、政令指定都市については、本調査回答後に総務省でヒアリングを行うが、その内容は電話やメールで回答できる程度であり、移動時間や日程決めの調整等の負担を考えると費用対効果は低いものとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査項目の見直しやヒアリングの廃止により、地方公共団体の事務負担が軽減され、業務の効率化に寄与する。

根拠法令等

総務省通知(平成 27 年 8 月 28 日付総行経第 29 号「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」)
直近の照会(平成 29 年 4 月 28 日付総行経第 16 号、総行情第 29 号「地方行政サービス改革に関する取り組み状況等の調査について(照会)」)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、福島県、石岡市、埼玉県、綾瀬市、三条市、魚沼市、石川県、長野県、浜松市、愛知県、名古屋市、田

原市、八幡市、伊丹市、山口県、愛媛県、松山市、熊本市

○毎年度のように様式の訂正や補足説明が後追いで送られてくるため、その都度全部局に様式の差し替えを依頼せねばならず、事務効率が非常に悪い。
全都道府県と政令市職員の人件費と旅費という膨大なコストを掛けてまで行う必要があるものなのか、ぜひ御再考願いたい。具体的なヒアリング内容が当日にならないとわからないため、予め予測して資料等の準備はするものの、詳細な内容を聞かれても答えられない項目もでてくる。
○ヒアリング時期が市会会期中であり、役職者は議会对応のため出席は困難である場合が多く、係長級又は担当者がヒアリングに赴くこととなり、担当者同士の電話回答と同様の内容を回答することとなる。
○「前年度導入率」及び「類似団体の前年度導入率」の項目については、総務省ホームページを見て各団体が数字を入力する手順であるが、既に昨年度中に総務省に提出したデータであり、調査を受けた各団体が再度入力する必要があるのか疑問である。
○特に指定管理者の実施状況の項目について、現在自治体では既存施設の有効活用という観点から施設の集約化、複合化が進められており、1つの項目に当てはまらない施設が出てきているほか、項目そのものの基準も通知では示されておらず不明確である。（「産業情報提供施設」や「大規模公園」等）そのため、調査結果自体について全国及び自治体間で比較する材料としては正確性に欠けるのではと懸念される。

各府省からの第1次回答

実施率が100%に達している調査項目については、数年おきに調査や廃止とすることも含め、調査項目の縮小を検討する。また、自治体の負担にならないように、総務省側で入力可能なものは入力した上で、照会できるように調査表の精査をする。
ヒアリングについては、自治体の生の声を聞くことができる貴重な機会であり、総務省からも自治体が活用できる情報通信分野の先進的な取組を紹介する場として重要なため今後も継続して実施することを考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【調査項目について】
調査項目の縮小については、御回答いただいたとおり検討していただきたい。
また、調査項目の見直しについては支障事例に挙げたように「指定管理者制度等の導入状況」における各施設の定義や基準等について明確にしてくださいよう検討いただきたい。
【ヒアリングについて】
地方公共団体の負担を鑑みると、現在実施している調査結果に基づく県及び市町村の状況確認であれば、対面で意見を聞くのではなく電話や電子メールで足りると考える。
また、総務省から自治体へ情報提供できるという点も、調査・照会システムを使った電子媒体での発信や書面での共有等で補うことができる。
以上のことから、自治体からの希望がある場合や対面での意見交換が必要と思われる場合など、ヒアリング対象自治体・担当者を絞った形での実施がよいのではないかと。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

○調査項目の検討については、今年度調査までの状況を踏まえて整理することとし、「指定管理者制度等の導入状況」における各施設の定義や基準等については、自治体により公の施設の捉え方によって異なるため、該当すると思われる項目へ回答をいただきたいが、難しい場合は、公の施設の利用実態が大きい項目に回答いただき、判断に迷う場合は特記事項として記載できる回答欄を設ける等、柔軟な回答様式に改めることとしたい。

○ヒアリングについては、今年度からスカイプを用いたテレビ会議方式を一部の希望自治体で実施したところであり、今後もスカイプを活用したヒアリングを拡大していくこととする。また、自治体からの希望がある場合や対面での意見交換が必要と思われる場合など、ヒアリング対象自治体・担当者を絞った形での実施ができるかを含めて来年度のヒアリング実施体制を見直す予定としている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

89

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電子化

提案団体

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

小規模施設特定有線一般放送の届出書の申請者の住所及び氏名など表以外の部分についても電磁的方法による提出が可能となるよう「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」(平成 23 年 6 月 29 日・総務省告示第 274 号)第3項の第 30 号～34 号の改正を求める。

具体的な支障事例

小規模施設特定有線一般放送の届出書は「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」第3項第 30 号～第 34 号において、電磁的方法による提出が認められているのは各様式の「表の部分」のみとなっており、その他の項目(自書又は押印等)や添付書類については認められていない。このため、事業者は申請手続きを書面により来庁又は郵送にて行わざるを得なくなっており、負担となっている。

自治体においては、届出書の表部分を電磁的に提出された場合、そのデータと書面で提出された書類を連動させて保管する必要があり、整理及び保管が煩雑になっている。また、施設が廃止されるまで個人データを含む届出書及び添付書類を保管する必要があるため、大量の書類を整理及び保管するための経費(人員や保管場所)が発生している。(提案団体合計概数(過去3年) 平成 28 年度 130 件 平成 29 年度 350 件 平成 30 年度 810 件 (H30.4 月末現在))

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現による住民の利便性の向上や行政の効率化等、表部分以外も電磁的方法による提出が可能になれば、電子申請も可能となり、事業者の提出にかかる負担が軽減し、自治体においても申請の受付、書類の整理及び保管に関する経費等の削減が図られる。

根拠法令等

放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法(告示)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

栃木県、愛知県、鳥取県、福岡県

○事業者申請手続きの際の来庁・郵送の負担を強いている。また、本県においては提案都県ほど届け出件

数が多くはないが、年々増加傾向にある。

(過去3年)平成28年度29件、平成29年度27件、平成30年度35件(H30.6.21現在)

○事業者において、様式のうち表部分のみを電磁的方法により届出を行い、その他の部分(届出者の自署又は押印部分)や添付資料を認めないというのは、届出者にとってもそれを受理し整理保管する当県にとっても非効率である。当県では、業務の効率化の流れの中、電子申請を推進しているところであり、小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電磁的方法による届出の範囲の拡大は有用と考える。

○当該届出については、全様式を電子データで提出することができず、行政手続オンライン化の原則にも準じていない。事業者はもとより受理を行う職員の負担となっているため、全様式を電子データで提出可能なように法整備することが望ましい。

○「官民データ活用推進基本計画」により、国・地方を通じた行政全体のデジタル化を進めることとしており、添付書類を含めた提出書類の電子化を認めるべきである。

○本県においても、届出書類および添付書類の量が多いため、関連書類を保管するための場所が必要となっている。電子化により書類の保管に係る経費等の削減が期待できる。(平成29年度実績9件)

各府省からの第1次回答

小規模施設特定有線一般放送にかかる手続は、個人、法人又は団体の権利義務に直接関わるものであり、放送法施行規則第217条第1項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法について定めた総務省告示第274号第3項の第30号～34号では、申請の本人性・真正性を確認する観点から、鑑文のみ押印又は署名した書類の提出を求めていることとしている。

一方で、現在総務省では、行政手続の電子化について、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日閣議決定)等の政府横断的な取組の中で、小規模施設特定有線一般放送にかかる手続を含む各種放送法の手続について、電子化に向けて検討を進めており、その検討を踏まえ対応する予定。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

デジタル・ガバメント実行計画8ページ(書面や対面の原則、押印等のデジタル化の障壁となっている制度や慣習にまで踏み込んだ業務改革(BPR)の検討を行う。)並びに、33ページ(押印などによる本人確認が求められる場合には、原則、電子的な確認手法への移行を目指すとともに、利便性と安全性をバランスした解を見出すことが必要である。)の主旨に則り、オンライン化原則に向けて措置を講じていただきたい。また、具体的なスケジュールをお示しいただくとともに、措置を講じることが困難な場合は、その理由を明らかにしていただきたい。

総務省での電子化に向けた検討が終了するまでの期間に関し、以下の点について御教示いただきたい。

(1)御回答に添付書類に関して記載がされていないが、添付書類については現時点でスキャナ等を用いて電子化が可能と考えてよいか。その場合、告示等で明示していただきたい。

(2)現時点において、申請の本人性・真正性の確認について、マイナンバーカードを含めた電子署名を用いて電子化できないか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鳥取県】

小規模施設特定有線一般放送にかかる手続を含む各種放送法の手続の電子化について、総務省回答にある検討を速やかに進め、早期に提案の主旨を含む電子化が実現できるよう希望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

小規模施設特定有線一般放送にかかる手続の添付資料について、電子媒体での提出が可能である。

また、現在総務省では放送法の全ての手続において電子化を進める方針で検討を行っており、デジタル・ガバメント実行計画の対象期間である2023年3月31日までを目途に、政府及び総務省全体の取組を踏まえ対応する予定。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

下水道事業事務の所管部局の一元化に向け、地方公営企業が担うことができる事業の明確化のための法的整備

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

流域下水道事業の主体となる地方公営企業(本県では下水道局)が、知事が行う公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般を一元的に実施するためには、下水道管理者による知事の事務の補助執行とその事務に係る経費等の根拠規定を明確にする必要がある。そのため地方公営企業法施行令第8条の5の規定に、次の号(第4号)を加えることを求める。

第8条の5(略)

一～三(略)

四 (地方公営企業)法第2条第3項の定めにより、この法律の規定の全部又は一部を適用する企業が行政として行われる事務に要する経費

具体的な支障事例

【現行制度】

地方公営企業は地方公営企業法第2条で定める「事業」を行うこととされているため、下水道局では料金収入の対価として流域下水道サービスを提供する流域下水道事業を経営している。他方、公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般については知事が行っている。

結果的に、下水道に係る事業事務を下水道局と知事部局で二元的に行っている。

【支障】

(県)

流域下水道を管理し現場のノウハウを十分蓄積している下水道局が公共下水道の指導・監督を行うことは、知事部局で行っている現状に比べ、より合理的、効率的である。そのためには、下水道局が知事の事務を補助執行する一元化が必要である。

下水道局が知事の事務を補助執行する場合、経営に伴う収入をもって行政事務を行うことは地方公営企業法の趣旨から妥当ではないため、その事務に係る経費等について一般会計から繰り出すための規定の整備が必要である。

(市町村)

流域下水道に接続した公共下水道を有する市町村の場合、下水道局と知事部局双方と協議しなければならないため、事務の負担が大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

下水道局が知事の事務を補助執行することによって、県の事務の効率化が図られるとともに、より現場の実情に即した公共下水道の指導・監督が可能となる。

市町村が県と協議する場合の窓口が一本化されることになり、事務の負担が軽減される。

人口3万人以上の下水道事業を行う自治体にあつては、平成31年度までに公営企業会計に移行するよう総務省からの要請がある。公営企業会計の導入に際し、事業を実施するにあつての組織や執行体制について、自治体の実情に即した選択肢を用意することができる。

根拠法令等

地方公営企業法施行令第8条の5、地方公営企業繰出金について(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

地方自治法第153条第1項の規定上、地方公共団体の長から公営企業の管理者に対し事務の委任をすることが可能であることから、当該事務の性質による委任の適、不適を慎重に検討したうえで、公営企業の管理者に知事部局が行う行政事務を執行させることは、現行制度の下でも可能である。

またこの場合の経費負担区分について、「経営の基本に関する事項を定める条例中に、法令の規定に違反しない限りにおいて負担区分に関する事項を定めることは差し支えない」(『公営企業実務提要』806頁)とされていることから、知事部局が行う行政事務の執行に要する経費の負担区分について、地方公営企業法の趣旨を踏まえた上で、条例に定めることにより整理可能と解する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方自治法第153条第1項の規定による「事務の委任」については、ご回答のとおりである。

しかしながら、地方公営企業では「行政」ではなく「事業」を実施しているものであるため、地方公営企業が長の行う公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務を執行する場合、「事務の委任」ではなく、長に権限を残した「補助執行」とすることが適切ではないかと考えている。「事務の委任」で行うことが適切ではないと考えられる行政事務の一例をあげると、①大災害発生時に行う公共下水道管理者への緊急指示(下水道法第37条)、②公共下水道事業への指導監督及び報告の徴収(下水道法第39条)、③公共下水道に対する社会資本整備総合交付金への指導監督(適化法第26条)など長の専属として解される事務である。

本提案は、長の事務を管理者に補助執行させることについて、法令上の規定が明確でないことから行ったものである。地方公営企業法基本通達において管理者は長の補助機関とされていることから、本県としては、現行制度の下においても下水道に関する長の事務を管理者に補助執行させることができると考えるがご見解をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

長の権限に属する事務を管理者に補助執行させることができるとする法令上の規定は無いところ、一般論として、そもそも地方公共団体の統轄代表者である長の専属的権限に属するものとされる事務については、補助執行させることができないものと解されている。

一方で、現行制度の下においても、下水道局職員に対し知事部局との併任発令を行うことにより、ご提案の事務の処理については、事実上、下水道局において執行させることは可能と考える。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

96

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

公金収納における電子マネーの取扱いの明確化

提案団体

埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公金収納が推進されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要となり迅速な支払が可能な、利用者の利便性が高い決済手段である。

平成 20 年の電子マネーによる決済は 11 億件、決済金額は 7,581 億円であったが、平成 28 年には 52 億件で 4.7 倍、決済金額は 51,436 億円で 6.8 倍と飛躍的に増えている。

また、日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成 32 年(2020 年)に、国が目標としている 4,000 万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。

これらを踏まえ、地方自治体の施設の入場料等においても、電子マネーによる公金収納を推進することが、県民及び外国人旅行者の利便性向上に資するものとなる。

【支障】

地方自治法上、電子マネーの取扱いが収入の方法として定められていないため、導入の妨げとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

小額支払いについて小銭の取扱いが不要になり、利用者の利便性の向上を図れる。

日本の通貨になれない 4,000 万人の外国人旅行者にとって、電子マネーの利便性が高く、ストレスなく観光できる。

根拠法令等

地方自治法第 231 条の 2 第 6 項

地方自治法施行令第 157 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、群馬県、入間市、船橋市、島田市、小牧市、兵庫県、山口県、徳島県、熊本市

○日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている4,000万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。
○今後、支払い方法のニーズが多様化することを踏まえ、法制度上の取扱いを明確化するべきだと考える。

各府省からの第1次回答

地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証票などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。
電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成27年12月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」で取りまとめられた報告書において、公金収納における電子マネーの収納方法を確立するために、地方公共団体の財務制度を見直す必要があると示されている。
その後、総務省から公金収納における電子マネーの位置づけを示す通知等が発出されておらず、現状では電子マネー活用が可能と解することは困難であり、課題も多く残されている。
例えば、電子マネーでの支払方法には、プリペイド方式とポストペイ方式によるものがあり、この違いにより歳入の納付に係る弁済効果の発生時期や遅延金に影響が生じる。
また、地方自治法施行令第157条の2に規定する指定代理納付者についても、クレジット会社は総務省通知(H18.11.22)により要件が示されているが、電子マネーにおいては事業者が多様であり、クレジット会社と異なり与信審査もないなど、同様に取り扱ってよいのか不明である。
以上のように、公金収納における電子マネーの位置づけや検討すべき課題について、法令または通知等で明確化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。
【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 地方自治法231条の2第6項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能であり、また、地方公共団体から明確化が必要だということであれば、検討していくとの回答であった。明確化するにあたっては「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(平成27年12月)」において検討すべきとされた、電子マネー事業者に必要な要件や事故等がある場合に調査を行う権限の付与などについて、これらの検討結果を留意事項として全国へ明示していただきたい。
○ 既に電子マネーを導入している自治体もあるので、明確化することで現在活用している自治体に支障が出ないよう、現状を十分把握した上で対応していただきたい。

各府省からの第2次回答

自治体における導入事例や留意事項等について整理した上で、平成30年度中を目途に、電子マネーを利用した公金収納の取扱いが可能である旨を通知等により周知する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

109

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加)

提案団体

大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

地方自治法 243 条及び同法施行令第 158 条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関係する施行令等)の改正を求める。

具体的な支障事例

旅券法に基づく旅券発給等の事務について、大阪府では、大阪府のパスポートセンターの他、事務処理特例制度により、市町村へ権限移譲した上で執行している。
同事務を市町村にて執行する場合、旅券法第 20 条第 2 項に基づき、大阪府手数料を市町村窓口において徴収する必要がある。本府においては、現在は大阪府証紙を用いて徴収しているが、平成 30 年 9 月末をもって、同証紙の廃止を予定している。それに伴い、平成 30 年 10 月以降は、市町村窓口において、現金による手数料の徴収が必要となり、同徴収事務を旅券発給等の事務と一体的に、事務処理特例制度による市町村への権限移譲事務として執行予定である。
また、旅券発給等を取り扱う市民課・住民課の事務については、現在多くの市町村において、窓口の民間委託を実施しているところ。
しかしながら、市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村においてその取扱が「歳入歳出外現金」となることから、同徴収事務は、地方自治法 243 条及び同法施行令第 158 条によると、私人への委託が不可となっている。(総務省へ確認済)
その結果、同徴収事務のみ、民間委託からは除外し、市町村職員が処理、または申請者に市町村指定金融機関において納付いただく等による対応が必要となり、業務の効率化や住民の利便性の面で課題となっている。また、国が定める「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、業務改革等の推進として「窓口業務の民間委託の全国展開を進める」としている中で、現在の状況は、窓口委託の促進の妨げとなりかねない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事務の効率化や住民の利便性の向上等が可能となる。
また、窓口業務の民間委託が促進される。

根拠法令等

- ・地方自治法 243 条
- ・地方自治法施行令第 158 条
- ・旅券法第 20 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○当市は申請や受付等の窓口業務を委託しているが、徴収・収納事務は切り離して業務をせざるを得ない状況である。

各府省からの第1次回答

【総務省】

本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。

なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として支出すべきと考える。

【外務省】

本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。

なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として、支出すべきと考える。

また、旅券法第20条第2項は、都道府県は、条例で定めるところにより都道府県の手数を徴収することができる規定しているが、旅券法及び旅券法施行令において、旅券の発給等の処分の申請をする者から都道府県が徴収する都道府県の手数の徴収に係る事務及びその処理又はその方法に関して何ら規定を置いていないところ、一部の都道府県において、当該都道府県知事の権限に属する一般旅券に関する事務の一部を、条例による事務処理の特例により、一部又は全部の市町村長に対して事務権限を配分することを前提として、当該市町村が行う事務に関する規定を旅券法令において設けることは、旅券法令の範ちゆうを超えており、困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、」との御回答について、旅券の作成事務は、府において主体的責任をもって確実に執行すべきものと考えており、府が旅券事務手数料を徴収し実施している。そのため、市町村に旅券発給の全ての事務権限を移譲し、各市町村からの委託を受けて府が旅券作成を行うことは適当とは言えない。

○本件に係る現金は、歳入歳出外現金とはいえ、市町村窓口における収納方法は手数料等と変わらず、公正な公金の取扱い及び経済性は既に私人委託を認められている費目と相違ないことから、旅券発給事務に係るものに限定することも含め、関連法令の改正など必要な措置をご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○「当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、」との御回答について、実際の事務として旅券の作成機が配備されているのは都道府県であり、旅券交付に係るほとんどの負担は都道府県が負っ

ている。このため、市町村が自らの手数料とすることは実態とかけ離れた事務を強いることとなり、不適ではないか。

○ 上記のように、本件は一般的な事務処理特例ではなく、旅券法特有の枠組みの中で支障が生じており、また、証紙廃止に起因する支障も旅券の申請にかかる手数料においてのみ想定されるものである。

旅券法及び同法施行令では、旅券発給に関する事務手続を定めており、都道府県知事を申請の受理、旅券の作成及び交付等の主体として位置付けている。平成16年の旅券法改正により、これらの事務の一部を条例で市町村に再委託することが可能となり、現在、全国的に普及・定着している。さらに、市町村によっては窓口業務を民間委託することで業務改革を積極的に図っているところ。

このように、旅券法令では都道府県知事の事務を規定しつつも、実態として市町村及び私人まで事務手続の主体が拡大・定着していることから、旅券法令において、市町村の委託を受けた民間事業者を都道府県手数料の徴収事務に関わらせることも違和感はないと思われる。

引き続き、地方分権及び住民サービスの拡充という平成16年の旅券法改正の趣旨、地方行政サービスの民間委託の拡大の政府方針に沿った運用が可能となるよう、旅券法関係法令において必要な措置を行うべきではないか。

○ 本件に係る現金は、歳入歳出外現金とはいえ、市町村窓口における収納方法は通常の手数料と変わらず、公正な公金の取扱いは既に私人へ委託されている費目と同様に担保されると思われる。

よって、旅券発給事務に係るものに限定して、私人が歳入歳出外現金についても取り扱えるよう、地方自治法関連法令の改正など必要な措置を行うべきではないか。

各府省からの第2次回答

【総務省】

市町村が自らの歳入ではない「歳入歳出外現金」（ここでは府手数料）の徴収事務を私人に委託することとした場合、当該徴収事務に係る事故（委託先の倒産、持ち逃げ等）が発生した場合に誰が管理責任を負うのかなど、整理すべき課題が多いことから、第1次回答において「条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料については、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている」旨回答した。

なお、「第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」にあるように、市町村に事務権限を移譲している事務に係る手数料も含めて府手数料として徴収が必要があるのであれば、府の財源である以上、市町村に歳入歳出外現金として徴収・管理させるのではなく、府自らが私人へ直接委託することにより適切に公金を管理すべきと考える。

【外務省】

都道府県の旅券手数料は、旅券の発給申請に係る受理・審査・作成・交付等の事務を行っている旅券事務所の人件費や事務所の維持運営費等の実費を勘案し、旅券法施行令で定める額を標準として都道府県が条例で定めることとしている。また、全市町村に対し再委託を行っている都道府県もあれば、一部の市町村に対してのみ再委託を行っている都道府県もあること、さらには再委託を行っている市町村においてのみ審査を行っているところや、市町村に加え都道府県でも審査を行っているところもあり、都道府県と市町村との間の事務分担は各都道府県で異なっているのが実情であると認識していることから、再委託を行っている場合、必ずしも「旅券交付に係るほとんどの負担は都道府県が負っている」とまではいえないと考える。

これまでに説明したとおり、市町村による旅券に関する事務処理は、旅券法に基づくものではなく、地方自治法の規定に基づき実施されているものである。現在、35都道府県において、その全部又は一部の市町村に対して旅券事務に関する再委託を行っており、そのうち、都道府県証紙を廃止し、現金によって都道府県の旅券手数料を徴収しているのは東京都と広島のみである。そして、東京都は再委託している島しょ9町村において、都が委託している私人が都手数料を徴収していると承知している。

以上の状況にかんがみれば、大阪府が条例で定める手数料を市町村に歳入歳出外現金として徴収・管理させることを目的として、旅券法関係法令において何らかの措置を講ずることは適当ではないと考える。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項に「損害賠償金」を対象とするよう改正。

具体的な支障事例

県営住宅の使用料について、「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる」(奈良県営住宅条例第38条第2項及び第4項)と定めている。本規定は、公営住宅法第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)していることから、損害賠償金である。当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で回収にあたっている。退去者のうち、滞納家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。なお、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定に伴い、延滞金及び遅延損害金が追加されたところであるが、地方公共団体が結ぶ契約において、損害賠償金もこれらの違約金に付随して発生する蓋然性が高いものであるから同様に規定されるべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

損害賠償金についても私人に徴収の事務を委託できるようになれば、損害賠償金の回収についても専門家のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金を一体的に委託することで債権回収を効率化することができる。

根拠法令等

地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、埼玉県、大阪市、愛媛県

○本県では、県家住宅の家賃に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方、損害賠償金に関し

ては、委託が行えないため、県が直接、請求を行っている。

また、損害賠償金の未納者に対しては、県が督促、催告しているが、効果的な滞納整理が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどの者は、家賃も滞納しており、住宅供給公社に徴収事務を委託し、一体的な債権回収を図ることが効率的である。

○市営住宅の入居者に賦課される市営住宅及び附帯駐車場にかかる金銭は、①使用承認(賃貸借契約)期間における使用料(公営住宅法第16条等に基づいて定めた家賃及び駐車場使用料等)と、②使用承認取消(契約解除)日の翌日から明け渡しするまでの期間における賃料相当額損害金がある。

①の使用料の収納事務については地方自治法施行令第158条による収納事務委託をしているが、②の損害金の収納事務については法律等に定めがなく委託ができない。

そのため、使用料の収納は私人に委託し損害金の収納は本市が直接行っており、同一滞納者に対する納付勧奨が別々に行われることにより滞納者が混乱したり、本市における事務も非効率なものとなっている。また、弁護士法人等私人への委託により使用料の徴収率は向上しており、損害金についても委託が可能となれば一貫した滞納整理業務の実施により効率化が図られるとともに、徴収率の向上が期待できることから、関係法令の改正を求める。

各府省からの第1次回答

地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する歳入は、その収入金額が条例又は契約に基づき機械的に算出されるなど客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託しても、公金取扱いに関し適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自らが徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものであるとして、私人への徴収又は収納の事務を委託することを可能としているもの。

「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、地方自治法施行令第158条第1項が改正され、同項第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から第6号までに掲げる歳入に係る遅延損害金について、その徴収又は収納の事務を私人に委託することができることとされたが、これらについても、元金に付随して発生する歳入であり、収入金額は条例又は契約に基づき機械的に算出されるものであるとして、私人への徴収又は収納の事務を委託することが可能とされたもの。

この度の提案は、公営住宅の不法占拠者に対する損害賠償金の徴収事務についての私人への委託であるが、当該賠償金が機械的に算出されるか否かについて国土交通省に確認したところ、損害賠償金に対する考え方及び額の決定については、各地方公共団体が定めることとされており、制度的に統一的な取扱いとされていないことや、不法占拠者が住居を毀損した場合の損害賠償額については、その程度に応じた額がその都度設定されることも想定されることとであった。これらを勘案すると、当該賠償金については、機械的に算出されるものとは言い難く、地方自治法施行令第158条第1項による私人への徴収又は収納の事務の委託の対象とはならないものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

入居者が公営住宅法第32条第1項各号に該当する場合、県は入居者に対して公営住宅の明渡しを請求し、その際、奈良県営住宅条例第38条第3項及び第4項並びに奈良県営住宅条例施行規則第19条において定める金額(「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の家賃の2倍に相当する額」)を徴収することとしている。このため、収入金額が客観的に明らかであり、私人への徴収又は収納事務を委託することにより、公正な公金の取扱いに適正さを欠くおそれはないと考える。

また、公営住宅の退去者等が住居を毀損した場合の損害賠償金については、その毀損状況等によりその都度算定されるものであるから、前段の不法占拠に対する損害賠償金のように一定の算定基準によって算出されるものではないが、当該損害賠償金は、入居時に徴収している敷金との相殺により精算されることが多いため滞納となることが少なく、当県における滞納額も少額である。(下記※参照)このため、今回の提案で私人への徴収委託を可能としたい対象は不法占拠に対する損害賠償金であり、住居毀損に対するものは必ずしも必要としない。

以上のことから、地方自治法施行令第158条の規定に「第1号に係る損害賠償金で普通地方公共団体が条例で額を定めるもの」等の限定条件を設けることにより、私人への徴収又は収納の事務の委託の対象とされたい。

(※ 奈良県の状況)

・不法占拠に対する損害賠償金の滞納額 : 107,640,788 円

・退去者等の住居毀損に対する損害賠償金の滞納額 : 3,535,134 円(上記の約 3.3%)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大阪市】

家賃滞納等の債務不履行に基づく解約または高額所得者に対する法定解約により発生している明渡し義務を履行しない場合における損害賠償の額を予め法律・条例等で規定したもの、「民法第420条の損害賠償の予約として条例等で定める損害金」という。）については、その収入金額が条例等に基づき機械的に算出されるなど客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託することは、公金取扱いに関して適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自らが徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものであり、特に家賃滞納整理業務においては明渡しまでの間の滞納家賃と併せて徴収することはより顕著であることから、収納事務委託対象可能の歳入として地方自治法施行令第158条第1項に追加されたい。

【愛媛県】

回答は「貸付損害金」が、現施行令（前回の施行令改正主旨）において、機械的に算出されるものか否かによる事務委託可否の説明となっており、今回提案による現施行令の改正により、「貸付損害金」の事務委託を可能にし、「滞納家賃」と併せ一体的な事務委託を可能にすることに対する記載がみられない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

公営住宅の不法占拠者に対する損害賠償金の額については、公営住宅法第32条第3項において「近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる」と規定されており、機械的に算出されることが法令上担保されているものではない。

また、元金に付随して発生する遅延損害金と異なり、損害賠償金は、個別具体的な事案ごとに損害の認定が必要であると考えるが、地方公共団体に対応することが想定される損害賠償金の種類は非常に多岐に渡ることから、私人の公金取扱いの制限の趣旨に照らし、法令により画一的に規定することについては慎重な検討が必要である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

156

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。
また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。

具体的な支障事例

死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。
また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が解消され、公益に資するものとなる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条及び第 12 条の 3。住民基本台帳事務処理要領第 2-4-(1)-①-ア-(カ)及び第 2-4-(3)-①-ア

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、山形市、白河市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、所沢市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、川崎市、平塚市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、伊丹市、徳島市、宇和島市、北九州市、芦屋町、宮崎市

○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いの周知を行い、必要性を精査しできる限り最小限に抑えていただきたい。
○保険会社の手続き等で亡くなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、

通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。

○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するのに死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。

○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱いのルールを定め、周知することは必要と思われる。

○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を招いている。

そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。

○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。

○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。

このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。

○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。

○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。

○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】

単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。

そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。

このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引続き要請を行ってきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。」について、保険会社関係団体へ要請を引続き行ってくださいますようお願いいたします。併せて、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が確認したいとする時に住民票の除票の写しの請求が行われるため、マイナンバーの記入が無くとも保険金が請求できることを明確化してくださいますようお願いいたします。

○加えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意

事項の周知について御検討くださいますようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【所沢市】

保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が把握できない場合には記載不要等にするなど広く周知を行っていただきたい。

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分でないと思われるので、各省庁から引き続きの要請をお願いしたい。

【江戸川区】

窓口業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票を請求されるケースがある。このようなことが起きぬよう、保険会社関係団体に対して、「保険等既加入者へ個人番号の提出を求めること」及び「死亡者の個人番号の提出が必要無いこと」を更に周知徹底するべきと考える。

また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【個人番号記載の住民票の取扱い】

○ 内閣府（番号制度担当室）において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。

○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。

【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】

○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。

○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようにしていただきたい。

○ 内閣府（番号制度担当室）において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。

○ 内閣府（番号制度担当室）及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。

【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】

○ 内閣府（番号制度担当室）において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。

○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。

○ 内閣府（番号制度担当室）及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。

各府省からの第2次回答

- 法令上、生命保険契約等の一時金の支払調書を提出すべき者は保険会社であることから、当該保険会社が個人番号関係事務実施者として、保険金受取人及び保険契約者について、それぞれ本人に対しマイナンバーの提供を求めた上で、当該マイナンバーを支払調書に記載していただくこととなる。
- 死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、住民基本台帳法第12条第5項に規定する特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。
- 保険契約において、保険契約者のマイナンバーは本人に対して提供を求める必要があることを踏まえると、一次回答のとおり、保険契約者のマイナンバーは、本来、生前に入手しておくべきものであると考えている。
保険契約者のマイナンバーの取得が保険契約者の死亡後に行われる際に問題が発生し、本件のような要望が出ていると思われることから、今後とも、関係省庁と連携して保険会社関係団体と協議の上、適切な対応を要請していきたい。
- また、税法以外の申請に基づく行政手続においては、死亡者のマイナンバーの必要性やその取扱いについて、関係省庁と協議、検討したい。
- これらの対応がとられることで、死亡者のマイナンバー入り住民票の請求についても減少し、地方公共団体の事務処理が円滑化されるものと考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

160

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

指定都市について人事委員会又は公平委員会を置くことができるようにするもの。(指定都市に設置されている人事委員会の、採用試験等に関する権限を市長部局をはじめ任命権者の権限とする。)

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

本市をはじめ大都市では、社会経済情勢の急激な変化の中、様々なニーズに対応するため、適切な人事行政を行っていく必要がある。人事配置については任命権者の権限とし必要に応じて行っているが、採用試験は人事委員会の権限であるため、権限者の違いから主体的・機動的に採用活動を行うことができない。この支障を解消するため、指定都市については、人事委員会を必置とせず、人事委員会又は公平委員会を置くことができるよう制度変更し、採用権限を任命権者の権限とすることを求める。

具体的な支障事例

○現行は、各任命権者が必要な人材像等を人事委員会に示し、人事委員会において採用試験を実施し、採用試験に合格したものを基本的に各任命権者で採用している(採用待機者を除く)。
○人事委員会の権限である採用試験に係る計画決定や最終合格者の決定については、常に人事委員会に諮り了承を得ないと行うことができない。各任命権者では、人事委員会に諮る議案等の準備作業などで人事委員会事務局と調整が発生し、人事委員会も常に開催できるものではないため、任命権者だけで採用試験を行えることと比べると、機動的な採用活動を行うことができない。
○人事委員会規則による委任は可能であるが、本市では一部資格職にとどまっている。
○採用試験の権限を全部任命権者に委任することについては、総務省の見解は「法の制度上可能であるが、地方公務員法の主旨を踏まえて、人事委員会とよく話し合い、なぜ全部委任を行うのか説明責任を果たしてほしい」というもので可否については明確な回答を得ることは出来なかった。また、あくまで権限の委任であり、人事委員会からの委任が必要であり、任命権者が主体的に行えるものではない。
○社会経済情勢の急激な変化の中、持続可能な大都市経営を実現する必要があると感じており、そのためには自治体経営そのものに直結する職員の採用を任命権者が主体的・機動的に実施する事が不可欠である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

任命権者が主体的に職員の採用行えるようになることにより、自治体経営において、経営戦略の一環として、柔軟かつ機動的に人材の確保を行う事が出来るようになる。

根拠法令等

地方公務員法第7条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

指定都市に人事委員会を必置とせず、職員の採用権限を任命権者の権限とすることは以下の理由から適当ではない。

(1) 人事委員会は任命権者による任命権の行使を中立的・専門的立場からチェックすることで、任命権者による任命権の行使が適正に行われることを担保するために設置され、地公法第15条に規定する、公務員の任用における能力主義の原則を支える重要な役割を担っている。したがって、政令市において人事委員会を設置しないとした場合、公務員の任用における根本原則が揺らぐ危険性がある。

(2) 現行制度においても採用試験に係る人事委員会の権限を他の機関に委任することが可能（地公法第8条第3項）となっており、人事委員会と任命権者との円滑な連携は可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1) 求められる公務員の任用における根本原則は、都市の規模によって異なるものではなく、人事委員会の有無によって、揺らぐ危険性があるという合理的な理由はないと考える。

(2) 人事委員会が採用に関する権限の全部を任命権者に委任すると、任命権者が主体的に採用を行う事は可能になるが、あくまで権限の委任であり、委任を行うかどうかは人事委員会の判断によるため、対応策としては十分でないと考ええる。

なお今回の提案の背景として、人材の確保及び育成は自治体経営の根幹であり、一般市には人事委員会の設置が義務付けられておらず、長が自らの経営判断と責任において主体的に人材確保が出来るにもかかわらず、指定都市には人事委員会の設置が義務付けられていることにより、長の人材確保に関する権限が制約されていることに問題があると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 人事委員会は常に開催できるものではなく、また、委員会に諮る議案の準備作業等で委員会と調整が発生し、機動的な採用活動の支障となっている。特に、指定都市においては人材確保という点で都道府県下の中核市等との競争となっており、人事委員会と公平委員会では機動的な採用に差が生じていることから、いずれを設置するかは選択制とするべきではないか。

○ 地方公務員法第8条第3項に規定される他の機関等への事務の委任について、任命権者が主体的に行うことができるよう、人事委員会規則で定めるのではなく、条例で定めることとするべきではないか。

各府省からの第2次回答

人事委員会は、競争試験等に関する事務のほかにも、条例の制定改廃に対する意見申し出や職員の給与、勤務条件に関する勧告権など、公平委員会にはない広範な権限を有している。人事委員会が、公正・中立的な第三者機関として、こうした権限を行使することは、職員の勤務条件の保障という観点から、重要な役割を果たしている。したがって、政令指定都市において、人事委員会を必置とせず、公平委員会との選択制とすることは適当でない。

御指摘の支障事例について、人事委員会に採用試験等に関する事務の権限が付与されているのは、人事委員会が人事行政に特化した専門機関であって、それを組織する委員の独立性が確保されていることから、高度

な内容の競争試験及び選考を中立的な立場において行うことが期待できることによるものである。そのため、そうした人事委員会の機能を踏まえ、任命権者と人事委員会との間に協力体制を確立し、採用試験等を実施することが求められている。任命権者の求める人材確保を行うことについても、人事委員会との間で協力関係を構築し、必要に応じた権限の委任や人事委員会の開催日について柔軟に設定するなど運用面での調整を行うことで対応可能なものと考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

162

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

PCB 廃棄物等の掘り起し調査にあたっての固定資産税情報の内部利用

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

総務省、環境省

求める措置の具体的内容

PCB 廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に確実に適正に行えるよう、未処理事業者の把握に必要な「掘り起し調査」の際に、固定資産税情報の内部利用を可能とすること。

具体的な支障事例

PCB 特措法では、PCB 廃棄物等の確実に適正な処理を推進するため、保管事業者等に対して法定期限内の処分・廃棄を義務付けており、都道府県・指定都市・中核市等では、環境省のマニュアルに基づき、保管・所有している可能性の高い事業者を対象とした「掘り起し調査」を進めている。

調査票送付先として、昭和 52 年 3 月以前に建てられた事業用建物とその所有者のリストを作成するにあたり、同マニュアルでは、法務局・地方法務局又は市町村の固定資産税担当課から、「建物の登記情報」または「登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報」を入手する方法が示されている。しかし、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、所有者の住所情報には、登記簿と同一の情報だけでなく、納税通知書の送付等のために独自に取得した情報が含まれていることから、税法上の守秘義務を理由に提供を受けることができなかった。このため、現在は登記情報を基に作業を進めているが、建物の建築年次の情報が含まれておらず、住居表示や所有者等の登記変更が行われていないケースもあるなど、調査票の送付先の特定を十分に行えず、調査の支障となっている。

指定都市・中核市等は、同じ庁内に固定資産税情報を保有している部署があり、事業所の集積地でもあることから、PCB 特措法において、固定資産税情報の内部利用が可能とする規定を設けていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

横浜市では、登記簿の所有者情報と地図情報を突合した結果、調査票送付先を特定できない事例が約 4 割存在。特定できた事例でも、登記簿上の所有者が当該住所に居住しているとは限らないため、調査票が確実に届かない場合も多くあると考えられる。

根拠法令等

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、青森県、八戸市、仙台市、いわき市、さいたま市、千葉県、船橋市、柏市、神奈川県、山梨県、静岡県、浜松市、京都市、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、松山市、福岡県、北九州市、宮崎市

○掘り起こし調査(安定器)の調査データとして、家屋課税台帳における登記情報と法務局から提供を受けた登記情報を突合せすることで調査データを確定させる予定だが、所有者の登記変更が行われていないこと等により、一定数の未達が発生すると想定している。未達者についてはWEB検索や現場確認等により追跡を行う予定ではあるが、それでも追跡不能となる物件が発生することが見込まれる。家屋課税台帳を管理している部署では、最新の納税者情報を把握していることもあり、そういったデータを利用できるよう規定を設けていただきたい。

○当市では、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、取得できた情報は登記簿と同一の情報に限られ、地方税法の守秘義務規定により、税務部局が調査により知り得た情報(現況の建物所有者又は納税管理人の氏名・住所・電話番号)は取得できなかった。従って、登記簿情報をもとに調査票を送付する計画であるが、住所変更登記、相続登記をしていない場合、破産・清算により実質的に法人が存在しない場合等には、調査票が未達となってしまう。税担当課からはこのようなケースは少なくないと聞いている。また、未達分については、フォローアップ調査のため、現況の建物所有者を独自に調査する必要があるが、建物所有者の調査には相当の事務量が発生し、円滑な掘り起こし調査の支障となると考えている。よって、掘り起こし調査の効率的な実施のため、空家等対策の推進に関する特別措置法の事例のように、固定資産税台帳に記載されている情報のうち、登記簿に記載されておらず税務部局が調査により知り得た情報についても提供を受けることができるよう、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。

○登記情報だけでは調査票送付先の特定ができず、業務委託等による情報の補完が必要となるため費用と時間がかかる。また、業務委託による情報補完では、固定資産税情報に比べて送付先としての精度が低いため非効率な調査となってしまう。

○県では、PCB使用安定器に係る平成31年度の掘り起こし調査の実施に向け、現在、環境省のマニュアルに基づき、建物の登記情報を取得し、対象建物の特定作業を進めているところであるが、住居表示や所有者等の変更登記が行われておらず、また、賃貸借や相続等により管理者が登記簿上の所有者と異なるケースが多数あるものと想定される。処分期限が残り5年と迫る中、調査を効率的かつ確実に実施するためには、調査票が建物の現所有者・管理者に届くことが必須であるが、調査票が送達されない場合は、調査票の送付先の特定に係る作業を別途行わなければならないと、調査の支障となることが想定される。このため、指定都市、中核市等における固定資産税情報の内部利用に係る措置はもちろんだが、都道府県においても各市町村の固定資産税情報が利用できるよう、所用の措置を講じていただきたい。なお、調査の効率的かつ確実な実施は全国共通の命題であり、都道府県・指定都市・中核市にかかわらず、固定資産税情報の利用が最も有効な方法である。

各府省からの第1次回答

【総務省回答】

○まず、環境省において、PCB特措法に固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とする規定を設ける必要性について検討すべきもの。

【環境省回答】

○PCB廃棄物・使用製品である安定器の掘り起こし調査については、環境省より、平成29年10月17日にマニュアルを改訂・発出しており、調査に当たっては、登記簿と同一の内容が登録されている固定資産課税台帳(家屋課税台帳)、登記簿(不動産登記簿のうち建物登記簿)、総務省統計局「経済センサス基礎調査結果」、情報通信会社が提供する事業者情報等の複数の情報源を活用することが示されています。

○これら各情報源の入手方法については、総務省とも協議の上、取得が可能である旨を平成29年10月17日付け通知「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第4版)等について」(環循規発第17101728号、環循施発第1710171号)において各都道府県等に周知しています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

環境省の調査マニュアルでは、登記簿の所有者情報のほか、複数の情報源を活用する方法が示されている。しかしながら、不動産登記法では、建物の構造や床面積など、表示に関する登記事項の変更は義務付けられているものの、建物の所有者名や住所など、権利に関する登記事項の変更は義務付けられておらず、変更登記が行われていないケースが多数存在している。横浜市では、登記簿の所有者情報と地図情報の突合を行ってもなお、調査票送付先を特定できない事例が約4割存在している。

一方、税担当部署では、質問検査権を行使して実地調査を行うとともに、住民登録情報等、建物所有者の最新の情報を収集し、現に所有する者を認定し、その結果を反映して、固定資産課税台帳を整備している。PCB使用機器が保有されている可能性がある事業用建物の最新の所有者情報は、税担当部署にしか存在せず、他の有効な代替的手段は見当たらないと考える。

また、個人情報の目的外利用にあたっては、地方公務員法や地方税法等における守秘義務と、他法令におけ

る資料請求権等を勘案しながら、保護法益間の比較衡量を行った上で対応することも求められている。PCB 廃棄物の期限内処理については、放置することによる国民の生命・財産への影響は大きく、マニュアルに基づく地方自治体の掘り起こし調査が難航していることも踏まえれば、期限内処理を確実にを行うために、税情報を内部利用する公益性は高いと考える。

そのため、関係省庁には、地方自治体による掘り起こし調査を支援する立場から、PCB 廃棄物の期限内処理の公益性の高さ、調査にあたっての有効な代替的手段が見当たらないこと、地方公務員法の守秘義務が課せられた地方自治体での内部利用であることなどを総合的に勘案して、PCB 特別措置法に新たな規定を設けることを積極的に検討していただきたい。

その上で、法改正に多大な時間を要するなど、実現が困難な場合には、関係省庁の協議により、関係行政機関への照会等に基づく対応を可能にするなど、固定資産税情報の内部利用を可能とする措置を早急に講じていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

平成 29 年 10 月 17 日のマニュアルに記載された「調査対象事業者リストの入手方法」により取得できる情報については、提案都市(横浜市)が主張するように、調査送付先の現所有者を特定することができない例が多数に及んでいる。調査送付先が特定できない事例についてマニュアルでは「WEB 検索や現地調査等により連絡先を確認調査すること」になっているものの、調査件数が膨大であることから掘り起こし調査の妨げとなっている状況である。

そこで、調査対象事業者リストを入手する段階から情報の精度を確保できるよう PCB 特措法に固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。PCB 特措法の改正が困難であればマニュアルの見直しをしていただきたい。

【八戸市】

建物の登記情報だけでは登記簿に記載された所有者が住所変更登記や相続登記をしていない場合、破産・清算により実質的に法人が存在しない場合等には、調査票が未達となり調査に支障が生じると考えている。これを解決するためには、調査票の送付先となる最新の納税者情報を把握している固定資産税課税台帳の利用が有効であると考えている。

現行制度により対応可能という趣旨の回答であるが、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、取得できた情報は登記簿と同一の情報に限られ、地方税法の守秘義務規定により、税務部局が調査により知り得た最新の納税者情報(現況の建物所有者又は納税管理人の氏名・住所・電話番号)は取得できなかった。調査の効率的な実施のため、空家等対策の推進に関する特別措置法の事例のように、登記簿に記載されている情報のみならず税務部局が職務上知り得た最新の納税者情報を含む固定資産税台帳の情報についても提供を受けることができるよう、PCB 特措法に固定資産税情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。

【八尾市】

環境省の回答では、既に周知を行っているとのことであるが、その内容は「登記簿と同一の内容が登録されている固定資産課税台帳(家屋課税台帳)等を情報源として活用すること」が示されているのみである。提案団体が支障としてあげている内容は、「税部局が独自に入手した情報の活用ができないこと」であることから、この支障をどのように解決していくかについての回答を具体的に明示すべきである。

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

環境省見解にあるように、登記簿と同一の内容が登録されている固定資産課税台帳(家屋課税台帳)、登記簿(不動産登記簿のうち建物登記簿)、総務省統計局「経済センサスー基礎調査結果」、情報通信会社が提供する事業者情報等の複数の情報源を活用することが示されているが、これらの中で最も精度が高いのは登記簿情報だと考えられる。しかし、建物の建築年次の情報が含まれていなかったり、住居表示や所有者等の登記変更が行われていなかったりするケースがあるため、納税者情報を含めた家屋課税台帳情報を使用することで精度をさらに高め、処分期間内の処理完了を達成したい。

そのためにも、PCB 特措法において、納税者情報を含めた家屋課税台帳情報の内部利用が可能とする規定を設けていただきたい。

【神奈川県】

平成 29 年 10 月 17 日付け通知では、家屋課税台帳情報のうち、登記簿情報と同じ情報のみが提供の対象となっており、掘り起こし調査において、支障をきたしている。各市町村が所有する家屋課税台帳情報について、都道府県においても利用できるような制度の構築を望む。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省からの回答は、現行制度により対応可能という趣旨だが、提案団体では現に支障が生じているという事実を重く受け止め、必要な情報を実際に取得できているか実態を十分に把握し、回答を再検討すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

【総務省】

○ 登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報は、市町村の税務部局から入手可能である旨、平成29年10月に、環境省から周知しており、総務省から市町村の税務部局にもその旨を連絡しています。

なお、税務部局が調査して知り得た情報について、目的外の利用を可能とするためには、個別法の規定が必要であり、PCB特措法に新たな規定を設けることが必要か否かは、まずは、環境省において、検討されるべきものです。

【環境省】

登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報は、市町村の税務部局から入手可能である旨、平成29年10月に環境省から周知しており、総務省から市町村の税務部局にもその旨を連絡しています。

PCB廃棄物・使用製品である安定器の掘り起こし調査については、モデル事業を実施した結果も踏まえ、安定器の掘り起こし調査をより効率的・効果的に行うための手法を追記してマニュアルを改訂し、平成30年8月29日付け通知「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)等について」(環循施発第1808291号)により各都道府県市に周知しました。

当該マニュアルにおいて、各情報源の特性を取りまとめてお示ししており、例えば、家屋課税台帳の場合は、電話番号の記載が無いため電話による督促ができない、固定資産税の非課税物件が含まれない、建物の場所が地番表記のため訪問調査の際に住所表記への変換作業が必要といったデメリットがあります。各情報源はそれぞれにメリット・デメリットがあり、入手の容易性も自治体毎に異なりますので、マニュアルにおける各情報源の特性を参考にしつつ、自治体毎の状況を踏まえ、使用する情報源を選択いただきたいと思います。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

178

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和

提案団体

兵庫県、京都府、京都市、大阪市、堺市、八尾市、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

当日投票における投票管理者及びその職務代理者の選任条件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に改めるよう改正されたい。

具体的な支障事例

投票管理者は投票所の最高責任者として投票事務を適正に処理する責務があり、投票事務や選挙制度に関する十分な知識が必要であるが、「当該選挙の選挙権を有する者」に限定されていることで、地方選挙において適格な人材の確保が困難となっている。また、希望者を募る期間が限られていることや事前研修への参加が必須であること、さらに公平公正な選挙等の点から民間の者を選任することは困難であり、実態として自治体職員が務めることが多い。

(各団体の支障事例)

[八尾市]投票管理者及び職務代理者は、投票事務や選挙制度に関する十分な知識を有している必要があることから、職員を選任しているが、近年市外に居住する職員が増加しており、特に市の選挙において選任に苦慮している。

[播磨町]投票管理者には選挙事務に精通した町職員を選任しているが、職員数の削減と町内に居住する職員の減少により、町長及び町議会選挙において選任に苦慮している。

また、他の団体ではやむを得ず自治会長等を投票管理者に選任し、自治体職員を職務代理者として充てて投票管理者を補佐する場合があると聞いているが、特に、町長及び町議会議員選挙では、自治会が候補者の後援活動等を行うことも珍しくないため、選任を誤れば選挙の公正性を揺るがす恐れもある。なお、事前に投票事務に関する講習等を行っても、投票所の最終責任者として短期間で育成することは困難である。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方選挙において、都道府県の選挙では他の都道府県に住所を有する者、市町村の選挙では他市町村に住所を有する者を選任できるようになり、選挙管理委員会の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

公職選挙法第 37 条第 2 項、第 48 条の 2 第 2 項、公職選挙法施行令第 24 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、山形市、中山町、八王子市、清瀬市、小田原市、綾瀬市、中井町、新潟市、魚沼市、石川県、福井市、山県市、田原市、草津市、千早赤阪村、南あわじ市、生駒市、出雲市、倉敷市、高松市、新居浜市、北

○本市では、投票に関する事務の責任者である投票管理者等について、その職務の重要性及び専門性を考慮し、市職員を選任している。選挙に関する事務を委嘱された場合に忠実にそれを執行することが義務付けられている(公職選挙法第 273 条)市職員には、選挙事務に係る経験やノウハウの豊富な蓄積があり、投票事務の適正かつ公平な管理執行のためには、投票管理者等にも市職員を選任することが適当であるといえる。

しかしながら、投票管理者等を選任するにあたっては、本市には 85 か所の投票所があり、その人員確保に苦慮している。とりわけ、現行法令のもとでは、市長及び市議会議員の選挙において、投票管理者等に市内在住の職員を選任する必要があるが、選挙の都度、200 名近くを確保することは容易ではなく、結果として特定の職員への選任の固定化及び負担の増大化を招いている。

一方、期日前投票においては適任者確保の観点から、投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」とされているところであるが、このことによって、投票期日当日の投票と比較して、期日前投票において選挙事務執行上、特別の支障が生じているとは言えず、また、適任者確保の観点は期日前投票のみに必要なものではない。

投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」と緩和することは、より広い視点で適任者を確保することにもつながり、より一層の公平公正な選挙執行に資するものである。また、平成 31 年には統一地方選挙を控え、本市でも市議会議員選挙執行が予定されていることから、提案内容の早期実現を求める。

なお、本提案内容については、平成 28 年度に全国市区選挙管理委員会連合会(全国 774 の市と特別区が加入)より、総務大臣等に要望している。

○本県においても、管理者に充当する市町職員の確保に苦慮している。(特に投票日と動員を要するイベントが重なった場合など)

○当市では市職員か元職員を投票管理者に選任しているが、近年市外在住の職員が増加し、市長選挙及び市議会議員選挙の投票管理者の選任について苦慮しているところである。

投票管理者は一定水準以上の選挙関係知識が求められる。もし地域役員に依頼する場合、説明会を設定しないと、投票所の管理についての法と実務面の知識を持たないまま管理者をしてもらうことになり、何らかのトラブルが生じる可能性がある。

法改正により期日前投票の投票管理者の資格は「選挙権を有する者」とされたので、同様に当日の投票管理者の資格変更を切望する。

各府省からの第 1 次回答

投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法第 37 条第 2 項において、「当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者」と規定されている。

これは、投票管理者は、選挙人の公益の代表として当該投票区の投票事務を管理執行するものであるという趣旨から「当該選挙の選挙権を有する者の中」から選任されるものとされているが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対処を検討していく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

投票管理者について、各市町において投票事務や選挙制度に関する十分な知識を有したものを選任するよう工夫しているが、選挙区内に居住する職員等の減少等によりその選任が困難となっている。

投票管理者という職務の性質上、公平公正な選挙等の実現のため、公募等により選任することが難しく、短期間での育成も困難であるため、人材の有効活用ができるよう制度改正を提案するものである。

また、こうした状態が続けば、投票管理者の選任が必須である投票区の統廃合(投票所の廃止)も検討せざるをえなくなる。平成 28 年 4 月 28 日付け総行管第 164 号総務省自治行政局選挙部長通知にもあるとおり、投票の権利は民主主義の基礎であり、選挙人の投票の機会を広く確保することが重要であるため、投票所の増設をはじめ、選挙人の投票環境向上に努め、投票所の増設に努めるべきところ、投票環境の向上の観点等からも、要件緩和は喫緊の課題となっている。

期日前投票制度において、投票管理者及びその職務代理者の選任要件が「選挙権を有する者」として既に規定されており、実際に期日前投票所の運営が行われているが、具体的な支障は生じておらず、当日投票においても同様の制度を導入可能と考えられる。

このため、平成 31 年執行の統一地方選挙までに法改正を行い、要件を緩和していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

投票管理者等の職務である選挙人の公益代表として当該投票区の選挙事務を管理執行することは、「当該選挙の選挙権を有する者」という基準により担保されるものではなく、これを選任する各市町村の選挙管理委員会の権限及び責任において確保すべきものである。

平成31年執行予定の統一地方選挙においては、全国多くの自治体において市町村長等のいわゆる地方選挙が実施されるが、本提案内容は、まさにこの地方選挙における支障等の改善を求めるものである。このため、これまでの要望及び議論等を踏まえ、来年の統一地方選挙に確実に間に合うように、速やかに措置を講じられることを強く要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」において、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、今後の対処を検討したいと考えており、法制的な面から具体的な要件緩和の在り方等を検討していきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

179

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和

提案団体

兵庫県、京都府、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について、投票環境の向上を進めるため、期日前投票所や共通投票所と同様に投票区の要件を外して「選挙権を有する者」に緩和すること。

具体的な支障事例

投票立会人は、公職選挙法第38条第1項に基づき、各選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選任することとされており、各市町選挙管理委員会においては、広く公募を行ったり、自治会に推薦を依頼するなど工夫を凝らして、円滑に選任できるように努めている。

ところが、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」と限定されていることから、一部の投票区に応募が集中した場合に、必要な投票立会人の総数に達していたとしても、定数を超過した投票区では選任できない者が発生する一方で、定数に満たない投票区では不足した人員を自治会に推薦依頼する必要性が発生している。

例えば、平成28年参議院議員通常選挙では、選挙区全体で最低限26名の投票立会人が必要なところ、公募には25名が応じたが、一部の投票区に応募が集中したために抽選によりこのうち8名を落選させ、一方で9名の推薦を自治会に対して依頼する事態となった。

投票立会人の職務内容は、選挙の現場に立会い、適切に執行されているかどうかを監視することであり、必ずしも「各投票区における選挙人名簿に登録された者」である理由は乏しく、現に期日前投票所や共通投票所では「選挙権を有する者」とされている。特に、衆議院議員総選挙など急を要する場合には、投票立会人の確保が困難となり、投票所設置の支障になっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

円滑かつ効率に選挙準備を進めることができ、重要な事務に活動資源を投入できるため、適切な選挙執行に資する。

根拠法令等

公職選挙法第38条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、八王子市、清瀬市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山口市、草津市、生駒市、出雲市、倉敷市、高松市、北九州市、筑紫野市、宮若市、芦屋町、熊本市、八代市、宮崎市

〇本市内には85か所の投票所があるが、その全てにおいて、各投票区の実選人名簿に登録された者から2

名以上、市全体で 300 名程度の投票立会人を選任する必要があり、選挙の都度、選挙に関する啓発、周知等を実施する関連団体等と連携して、各投票区における地域事情等を考慮しながらその人選を行っている。ところが、市町村の選挙管理委員会が必要に応じて設けることができる投票区は、地域の実情等に合わせて規模が大きく異なり、本市でも有権者数 10,000 を超える投票区から 200 を切る投票区までであるが、現行法令のもとではどの投票区においても同一基準(選挙人名簿に登録された者)で選任する必要があるため、とりわけ有権者数の少ない投票区においては適任者不足により、どの選挙においても同一人物を投票立会人に選任せざるを得ない場合が多く、選挙の公平性確保の観点からも憂慮すべき事態となっている。

一方で、期日前投票における投票立会人については、人員確保の観点から「選挙権を有する者」から選任するとして要件を緩和する等の措置が講じられているが、選挙期日当日の投票立会人についても人員確保は重要な課題であり、期日前投票と同様に「選挙権を有する者」から選任した場合にも、投票立会人の職務に影響を及ぼす積極的な理由は認められず、現に投票区にかかわらず多くの選挙人が投票する期日前投票での実績からも、選挙の公平性を確保することに特段の支障はない。

投票立会人の資格要件を緩和することは、公募等により投票区外等から広く適任者を確保することも可能とし、より一層の公平公正な選挙執行に資するものである。

なお、本提案内容については、平成 25 年度に全国市区選挙管理委員会連合会(全国 774 の市と特別区が加入)より、総務大臣等に要望している。

○本市は山間部を有し、この地区においては、過疎化が進み有権者数が極少の投票区がいくつもある。そして、当該投票区は高齢化率が高く、投票立会人の選任に苦慮している。

○本市では、選挙当日の投票立会人の人選を、原則として町会・自治会に依頼しているが、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人の選任に支障をきたすことがある。

○本市においても提案団体と同様、各投票区における投票立会人の選任の要件が「各投票区における選挙人名簿に登録された者」と規定されていることから、投票立会人を円滑に確保することが困難となっている。

このため、本人の承諾を必要とする選挙管理委員会での選任までに時間を要する場合があります。結果として選挙関連の資料作成等、他の選挙関係事務の遅れにも繋がり、特に準備期間の短い衆議院議員総選挙においては大きな支障となっている。

○本市においては主に明るい選挙推進委員から投票立会人を選任しているが、人数的な余裕はなく、退任する推進委員がいる場合、同じ投票区の選挙人名簿に登録されている選挙人を代わり紹介してもらっている状態である。そのため要件緩和により効率的に投票立会人の選任が行えるようになると思う。

○人口の都市部流入や高齢人口割合の著しい増加等により、選任可能な人材が著しく減少している投票区が多く、選挙執行自体に影響を与えかねない状況となっている。選任の幅を拡げ安定的な選挙執行を行う上で、投票立会人の選任要件を緩和することは必要であると思う。

(ただし、投票立会人の資質として、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に通暁し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」が求められるとされており、このことを鑑みると、選任要件の緩和と並行し、投票区についても社会情勢にあわせた見直しを図ることが必要であると思う。)

各府省からの第 1 次回答

公職選挙法第 38 条第 1 項では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されている。このことに関しては、昭和 31 年 6 月 9 日東京高裁判決でも、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に通暁し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」であるとの考えが示されている。

投票立会人については、基本的にこの考えに基づくべきものとするが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対処を検討していく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

投票立会人について、当該投票区の選挙人でない者を投票立会人に選任した場合における選挙の効力に対して昭和 31 年 6 月 9 日東京高裁判決において考えが示されているが、自治会などを通じた推薦等により選任を行っているものの、こうした者の高齢化や投票時間の拡大による立会人の負担感の増大により、投票立会人の選任が困難となっている投票区が確認されている。このため、投票区内にある自治会等から投票立会人の選出困難を理由として、投票区の廃止要望があがるなど、投票所数減少の一因ともなっている。

平成 28 年 4 月 28 日付け総行管第 164 号総務省自治行政局選挙部長通知にもあるとおり、投票の権利は民主主義の基礎であり、選挙人の投票の機会を広く確保することが重要であるため、投票所の増設をはじめ、選挙人の投票環境向上に努めるべきところであるものの、現行制度下における対応が困難であり、制度改正が喫緊

の課題となっている。

また、期日前投票制度における投票立会人については、「選挙権を有する者」として既に規定されており、実際に期日前投票所の運営が行われているが、具体的な支障は生じておらず、当日投票においても同様の制度を導入可能と考えられる。

このため、平成 31 年執行の統一地方選挙までに法改正を行い、要件を緩和していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

選挙当日の投票立会人に関しては、自己の投票区域内の事情に明るく、もって投票が公平公正に行われていることを監視できる者が最適任であり、各市町村の選挙管理委員会においても、一義的にはこれらの者を選任すべきと考える。しかしながら、公平公正な投票の監視は、各市町村の選挙管理委員会の権限及び責任に基づいて選任された投票立会人が担うのであって、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」という基準によって担保されるものではない。投票立会人の職務は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければ務まらないとする明確な理由はなく、各投票区の事情に柔軟に対応する余地等を考慮しても、全投票区一律に投票立会人の選任基準を規定することは妥当でないと考える。

よって、これまでの要望及び議論等を踏まえ、全国で多くの選挙が実施される平成 31 年執行予定の統一地方選挙に間に合うように、速やかに措置を講じられることを強く要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第 2 次回答

総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」において、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、今後の対処を検討したいと考えており、法制的な面から具体的な要件緩和の在り方等を検討していきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例に一部名義人が認可地縁団体の場合を追加

提案団体

兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、稲美町、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、兵庫県町村会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と「所在が不明である構成員」との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。

具体的な支障事例

地方自治法第 260 条の 38 に規定される認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例は、その適用される不動産として「認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(中略)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの」とされている。当該制度の導入以前に、町内の認可地縁団体が構成員から認可団体へ所有権移転登記をしようとしたところ、一部構成員の所在が不明であったことから、やむを得ず所在が判明している構成員分の持ち分のみを認可団体に移転し、不明者との共有名義で登記した土地があった。制度導入後、当該不動産について改めて団体から特例の申請があり、実態としては当該認可地縁団体が占有している土地ではあったが、「所有権の登記名義人の全てが構成員又はかつて構成員であつた者であるもの」という要件を満たせるか不明であったため、総務省に問い合わせたところ、「法人と自然人の共有名義となっている不動産に特例を適用することはできない。」との回答があり、承認ができなかった。しかし、制度導入以前に認可地縁団体となっていたという理由のみで本特例が適用できないことは、認可地縁団体制度の活用を促すという特例制度の趣旨に沿ったものではなく、また、多大な手続を要する所有者不明土地問題の解消にも逆行するものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

所在不明の構成員又はその相続人全てに対する認可地縁団体の調査労力・費用が不要となるとともに、当該不動産の名義が当該団体に一元化されることにより、売買・賃借・担保価値の選択が可能となるため、当該団体の保有資産が増え、健全運営に寄与する。

根拠法令等

地方自治法第 260 条の 38、第 260 条の 39

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宇和島市、福島県、川崎市、山泉市、南九州市、八尾市

○当市においても認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度を用いるに当たり、提案団体が示す支障事例同様、「法人と自然人の共有名義となっている不動産に対する特例制度の申請が、認可地縁団体から挙がる可能性が考えられる。

登記名義人やその相続人の所在が知れない場合における煩雑な登記移行手続、及びそれに係る多大な費用の削減を図るといふ特例制度の趣旨を鑑みると、制度導入以前に認可地縁団体となっていたという理由のみで本特例が適用できないのでは本制度を制定した意味が薄れるのではないかと感じる。

登記名義人は自然人であるという制限を緩和し、法人と自然人の共有名義であっても制度の適用を認めることにより、所在不明の登記名義人及びその相続人に係る調査労力・費用の削減効果が期待されるとともに、所有者不明の不動産の解消にもつながると考える。そのため、提案の趣旨に賛同し、現行制度における登記名義人の制限を緩和することを要望する。

○具体的に支障となった事例は確認できないが、用地取得困難事例のうち、多数共有地の取得の占める割合は、少なくないため、認可地縁団体の不動産登記法の特例については法の柔軟な解釈で対応されることが望ましい。

○所在不明の構成員又はその相続人全てに対する認可地縁団体の調査労力・費用が不要となるとともに、当該不動産の名義が当該団体に一元化されることにより、売買・賃借・担保価値の選択が可能となるため、当該団体の保有資産が増え、健全運営に寄与する。また、適正な課税を行うことにより税収確保につながる。

各府省からの第1次回答

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例の申請ができるのは、地方自治法第260条の38第1項において「認可地縁団体が所有する不動産であって表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの」とされている。当該提案について、どのような対応が可能か検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

支障事例は、現在制度化された特例措置が当時には無かったため、認可地縁団体とその構成員の共有名義で登記を行ったものである。本県提案は、認可地縁団体とその構成員による共有名義の不動産を当該地縁団体名義に一元化することを目的としており、特例措置の適用対象を拡大する等の救済方策を検討いただきたい。具体的には、以下の対応について検討をお願いしたい。

・登記特例制度がなかったために、認可地縁団体名義に一元化できなかったことを疎明する資料(所有権移転の経緯を説明する資料)を添付すること等により、特例を適用すること。

・認可地縁団体は、「認可地縁団体の構成員」が集まって構成された法人であることから、地方自治法第260条の38第1項に規定する「当該認可地縁団体の構成員であった者」に法人である認可地縁団体を含むよう解釈すること。

この解釈ができない場合は、理由を明らかにしていただきたい。

なお、現状では、実態上、認可地縁団体が所有する不動産であるにもかかわらず、認可地縁団体の権限だけでは所有権移転や抵当権設定ができない。解決方法として、①所有者(又はその相続人)全員の所在を調査するか、②認可地縁団体の総会の議決を得て、認可地縁団体内の構成員(自治会長等)と覚書等を交わし、一旦当該構成員に所有権移転を行い、10年以上所有の意思を持って平穩かつ公然と占有した上で登記特例を用いるかのいずれかによらなければならない。いずれの方法も相当の労力と費用と時間がかかるため、そうした認可地縁団体では、事実上不動産の権利関係の手続を行うことができず、集会所の建替えや駐車場としての整備等ができない状況となっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例の申請ができるのは、地方自治法第260条の38第1項において「認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの」とされている。当該提案について、御指摘の事例が解決する方向でどのような対応が可能か検討しているところ。引き続き、関係府省との調整を含め、検討を進めてまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

191

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

独自利用事務における税情報照会の簡略化

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

独自利用事務の地方税関係情報を情報照会する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則」(以下「規則」という。)第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と「趣旨又は目的が同一かつ事務内容に類似性がある法定事務」(以下「準ずる法定事務」という。)が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則の改正を行う。同様に、庁内の情報を照会する場合にも、準ずる法定事務が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とする。

具体的な支障事例

【支障事例】

本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」という。)を例とする。
(前提)

助成事務の準ずる法定事務は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方税関係情報の照会において本人同意は不要である。また、助成事務と児童手当に関する事務については申請手続を同時に行っている。

(具体的内容)

児童手当に関する事務は本人同意が不要であるにも関わらず、助成事務では本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の手間が生じる。また、配偶者等の申請者以外の方(以下「配偶者等」という。)の地方税関係情報の照会にあたっては、配偶者等の本人同意も必要となる。その場合、配偶者等の本人同意書を郵送又は再度窓口に出すこととなり、申請者に負担が生じる。

さらに、電子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができないため、同様に郵送又は窓口へ本人同意書を提出することになる。

【懸念事項】

地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。

【懸念事項の解消策】

本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準ずる法定事務の内容を国が確認し、承認したものに限ることとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

規則第2条第4項第1号において、独自利用事務の地方税関係情報の情報照会についてはすべて本人同意が必要となっている。このことについて、独自利用事務が準ずる法定事務において本人同意不要である場合は、当該独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則改正を行うことで市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、船橋市、福井市、山形市、尼崎市、大牟田市、筑後市、熊本市

○当市でも、「子どもの医療費助成に関する事務」を独自利用事務としているが、提案記載内容と同じ支障をきたしている。

当市の独自利用事務は、「子どもの医療費助成に関する事務」の他にも「重度心身障害者等の医療費助成に関する事務」と「ひとり親等の医療費助成に関する事務」があり、それぞれの準ずる法定事務は、「特別児童扶養手当等の支給に関する事務」と「児童扶養手当の支給に関する事務」としており、いずれも地方税関係情報の照会において本人同意は不要。

独自利用事務の情報連携における同意は、年度毎に、地方税関係情報が必要となる者すべての同意をとる必要があり、同意する者が自ら署名をすることとされている。

毎年行う年次更新時には、各制度の受給者本人のみならず扶養義務者等の同意も得る必要があるため、同意書の書類を郵送し提出していただくこととしている。

市民負担軽減のために独自利用事務としたが、市民は同意書を作成し提出する手間が生じ、行政側の事務も煩雑になっている。

○当市では、独自利用事務に「ひとり親家庭等医療費助成事務」、それに準ずる法定事務に「児童扶養手当」があり、提案と同様の支障がある。規則の改正により、申請者のみならず、事務担当者の負担軽減も図られる。

○当市においては、外国人生活保護事務をはじめ、14 事務において特定個人情報の独自利用を実施している。

独自利用事務のみならず、一部の番号法法定事務であっても、地方税情報の本人同意を求める運用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第1条にある「行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにする」趣旨に反するものと思料される。

○当市の独自利用事務である、重度障害者医療費助成に関する事務の資格認定において、申請者以外の同居家族の地方税関係情報の照会が必要な場合がある。その場合、申請者以外の同居家族全員の同意書の提出がなければ資格認定ができない。そのため、自筆の同意書を揃えて、窓口申請（再度来庁）しなければならない、申請者側に負担が生じている。

また、申請が資格認定発生日（例えば、転入日）の翌月となるなど月をまたいだ場合、資格認定の始期が遅くなるため申請者に不利益が生じる。

従って、重度障害者医療費助成事務に準ずる法定事務である「特別児童扶養手当の支給に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」と同様に、本人同意なく地方税関係情報の照会ができるよう求める。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは、独自利用事務を所管する個人情報保護委員会及び地方税関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、総務省】

○地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に從事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。

○地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税情報の提供を行うことが許容されている。

①地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されており、かつ他の官公署への情報提供請求権が当該法令に規定されている場合

②地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合

○これを踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②に

よって秘密性が解除される場合に限って可能とされている。

○この点、独自利用事務は、法定事務の根拠法令の趣旨目的、法定事務の内容に準ずる事務であり、当該独自利用事務が①の要件に該当することが担保されていないことから、②によって本人の同意を得ることとしており、その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に規定している。

○なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体にお示ししている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個人情報保護委員会及び総務省の回答では、独自利用事務は地方税法上の守秘義務が解除される要件である「地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されている場合」に該当しない。そのため、もう一方の要件である「地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合」に地方税法上の守秘義務が解除される。規則はこのことについて制定しているとのことである。

しかし、マイナンバー制度の導入目的である行政事務の効率化及び市民サービスの向上の観点から、同意不要である法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務（例えば、「児童手当（法定事務）」と「助成事務（独自利用事務）」）については、同意不要としなければ、手続の簡素化による負担の軽減（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第1条）にはつながらない。具体的には、児童手当で配偶者の同意が不要のため事務手続を終えられたとしても、助成事務については本人同意が必要なため事務手続を終えることができず、窓口から一度持ち帰り、配偶者本人に同意書を自署してもらってから、郵送又は再度窓口へ提出することになる。また、独自利用事務は、法定事務と趣旨又は目的が同一で、かつその事務内容が法定事務と類似性のあるものに限り情報連携を行うことができる。このことを踏まえると、法定事務が同意不要である場合、法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務について、規則の改正を行うことで、本人同意を不要とすることはできないか。

また、規則改正で対応できないということであれば、番号法に規定し、制度改正で対応することはできないか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大牟田市】

○本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを地方公共団体に示しているとの回答がなされているが、例えば新規申請書に同意書欄を設けたとしても、「子ども医療」の場合は“父及び母”、“ひとり親家庭等医療”や“重度障害者医療”の場合は“申請者（受給者）及び同居家族”の自署が必要となるため、一度の来庁で手続きが完了しないことには変わりはない。また、世帯構成は家族の転入等で常に変化するものなので、新規申請時には同居していなかった者の同意が年次更新時に必要となる場合も多々ある。

○番号制度の普及のためにも、番号制度の目的である「行政運営の効率化」及び「国民の手続の簡素化による負担の軽減」を目指し、本人同意なく地方税関係情報の照会が可能になる取り組みをぜひ行っていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

慎重に検討されたい。

各府省からの第2次回答

○ 一次回答のとおり、地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税情報の提供を行うことが許容されている。

① 地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されており、かつ他の官公署への情報提供請求権が当該法令に規定されている場合

② 地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合

○ この整理を踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が解除される場合に限って可能とされている。

このうち、①に該当する事務については、各制度の根拠となる法令に質問検査権が定められている必要があり、法定事務であっても、これに該当しない場合には、②によって本人の同意を要するものである。

○ この点、独自利用事務は、法定事務の根拠法令の趣旨目的、法定事務の内容に準ずる事務であるものの、

当該独自利用事務が①の要件に該当することが担保されていないことから、②によって本人の同意を得る必要がある。その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に規定しているものである。

○ なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体にお示ししている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

192

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナポータルにおけるお知らせ通知の範囲拡大

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

お知らせ通知については、国において子育てに関する 14 の事務で実施することを可能としている。それらの事務以外の事務のうち、お知らせ通知を行うことで市民サービスの向上、行政事務の効率化が図られるものについて、お知らせ通知を行えるようにする。

具体的な支障事例

【支障事例】

「児童手当の支給日に係る通知」、ひとり親支援制度における「家庭教師派遣支援や体験学習・学習支援に係るお知らせ」は、国が示すお知らせ通知を行える事務に含まれていないため、お知らせ通知を行うことができない。

【懸念事項】

社会保障・税・防災に該当しない事務については、マイナンバーを取り扱えないため、お知らせ通知を実施できない。

【懸念事項の解消策】

現行のマイナンバー(符号含む。)を利用したお知らせ通知とは別に、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みを新たに構築する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

お知らせ通知を行える事務(14 事務)以外の事務のうち、市民へ通知等を郵送している事務について、お知らせ通知を可能とすることで、さらなる市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。

根拠法令等

「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平成 28 年 12 月 21 日付府子本 906 号通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石岡市、三条市、静岡県、尼崎市、宮崎市

○官民データ活用推進基本法第 10 条(行政手続に係るオンライン利用の原則化、民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進)、「IT 新戦略の策定に向けた基本方針」(平成 29 年 12 月 12 日 IT 本部・官民データ活

用推進戦略会議決定)や、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)に基づき、業務改革(BPR)の徹底とデジタル化の推進により利用者中心の行政サービスを実現する必要性を国において記載されており、現在、内閣官房において「デジタルファースト法案」の検討を行ない、オンライン化の徹底及び添付書類の撤廃について取組を進めているところと認識している。

マイナポータルを活用したオンライン申請・お知らせ機能は、これまで各団体が準備する電子申請機能に比べ、現在国等で構築した情報連携のインフラを最大限活用することで各団体にとって安価にオンライン化実現の可能性はある。

こうしたことを踏まえ、住民オンライン申請窓口の一元化や国・市町村を通じた行政事務の効率化・コスト縮減に繋がるようなマイナポータルを活用したオンライン申請・お知らせ機能のさらなる充実に期待するところである。

○当市では、ぴったりサービス(ワンストップサービス)を利用して、子育て15手続以外の「職員採用試験の受験申込」や「マラソン大会の参加申込」等の電子申請受付を実施しているが、これらの手続の中には通知書等を返送する必要があるものもあるため、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みの構築を求める。

また、お知らせ通知を行うためには、「事前の同意を取ること」とされており、毎年の同一事務のお知らせ通知であっても、通知の都度、事前同意を取る必要があるが、住民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、同一事務の場合は省略できる等の緩和を求める。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

○マイナポータルにおける「お知らせ機能」については、子育てに関する手続に限らず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)及び条例に基づく個人番号利用事務で利用可能であり、御指摘の「児童手当の支給日に係る通知」についても、当該機能により通知することが可能となっているところ。また、番号利用法第9条第1項の事務(いわゆる法定事務)には該当しない事務であっても、同条第2項の事務(いわゆる独自利用事務)に該当するものであれば、個人番号利用事務としてマイナポータルにおける「お知らせ機能」を利用することが可能である。

○なお、マイナポータルは、民間送達事業者のサービス(日本郵便のMyPost)と連携しており、各地方公共団体において当該民間事業者と契約した上で、利用者の方に登録していただければ、MyPostで受信した個人番号利用事務以外の事務に関するお知らせについて、マイナポータル上の「お知らせ機能」と同様に確認することが可能となっている。

【総務省】

マイナポータルの運用に関するものであり、当省の所管事務に係る提案ではないため、本件について特段の意見を述べる立場にない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成28年12月21日府子本906号「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」において、「申請者が、マイナポータルのアカウントを開いている場合は、マイナポータルの「お知らせ機能」により、以下の通知が可能となる」(別添参考2)との記載があり、具体的な内容が列記されている。

内閣府の回答から判断すると、府子本906号の通知は、マイナポータルのお知らせ通知ができる事務手続を限定したのではなく、あくまでも事例であり、記載されていない番号利用法及び条例に基づく個人番号利用事務においてもマイナポータルのお知らせ機能の活用が可能であるとの解釈でよいか。また、その場合、個人番号利用事務であれば、マイナポータルにおける「お知らせ機能」を利用することが可能であることについて、各地方公共団体宛に通知等を発することにより、明確にしていきたい。

MyPostについても、市民にとっての利便性を考慮し、マイナンバー(符号を含む。)を利用しない新たな仕組みをマイナポータルの開設のみで対応できるようにしていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。

各府省からの第2次回答

【内閣府】

- 番号利用法及び条例に基づく個人番号利用事務においてマイナポータルにおける「お知らせ機能」が利用可能であることについて、適切な形で周知を図ることとしたい。
- なお、マイナポータルにおける「お知らせ機能」は、番号法上の「個人番号利用事務」を対象に、「情報提供用個人識別符号」を利用することとされているところ、当該符号を用いない形で「お知らせ機能」を提供することについては、実現することが困難である。
- 他方で、個人番号利用事務以外の事務に関するお知らせについては、先に回答したとおり、MyPostと連携した仕組みを構築している。利用者の方に登録していただければ、MyPostで受信したお知らせがマイナポータル上の「お知らせ機能」と同様に確認することが可能となっているところ、適切な形で周知を図ることとしたい。

【総務省】

一次回答と同じ。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

199

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

随意契約ができる金額の見直し

提案団体

倉敷市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

随意契約によることができる予定価格について、契約の種類が「工事又は製造の請負」である場合の上限金額を引き上げる規制緩和

具体的な支障事例

地方自治法施行令第一六七条の二第一項第一号別表第五において随意契約ができる予定価格が規定されている。特に「工事又は製造の請負」に関しては建設資材の高騰や東京五輪需要等に伴う人員不足により契約価格が上昇傾向にあるものの基準額が見直されていない。
公共施設の老朽化で修繕業務が増加傾向にあることに加え、来年には消費税増税が予定されていることを考慮すると、従前どおりの基準額のままでは、競争入札による修繕工事が確実に増加する。
発注者である地方公共団体にとって、随意契約は1～2日程度の事務で済むところ、競争入札となると設計期間から契約事務まで最短でも約1月を要し、事務量が増加する。また、受注者側にとっても、競争入札による工事が増加すれば、競争入札に係る事務負担が生じ、受注意欲の低下につながる可能性がある。スムーズに手続きができる随意契約は受注者側にもメリットがある。
基準額が定められた理由が「金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから」ということを考えれば、消費税増税等のタイミングに、情勢に合わせた見直しが必要と思われる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体における事務量の負担が軽減される。また、比較的少額な修繕工事を請け負う地元企業との継続的な契約に資する。

根拠法令等

地方自治法施行令第一六七条の二 別表第五

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

品川区、海老名市、石川県、刈谷市、大阪府、出雲市、廿日市市

○本県においても、同様の支障が生じる恐れがある。

【参考】平成 29 年度本県土木部の（地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号における）随意契約発注案件について、消費税を 10%と仮定すると、8%に比べて、工事 65 件、委託 52 件 合計 117 件が指名競争入札対象

案件となり、事務量が增加する恐れがある。

○提案内容は、事務量の軽減が図れる。消費税増税による入札案件の増加の懸念がある。

入札不調の増加傾向がある。本市も、公共施設の修繕時期を迎えている。大規模修繕工事の発注前に設備等の修繕が必要になっている施設もあることから、提案内容は、大きな効果がある。

○消費増税や、労務費、物価上昇により、実際に施行可能な工事規模が年々縮小されている。昭和57年制定時から基準額の見直しがされておらず、情勢に合せた見直しが必要である。

各府省からの第1次回答

地方公共団体の契約は、機会均等、公正性、経済性の観点から、地方自治法第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札が原則とされている。ただし、予定価格の少額な契約についてまで競争入札を行うことにより、地方公共団体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、同項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、その予定価格が、同令別表第5で定める契約の種類に応じ一定の額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約については、例外的に、随意契約によることが可能とされている。

同表で定める契約の種類及び金額は、国の随意契約の要件や地方公共団体の財政規模等を勘案して定められていることから、国の随意契約の要件との均衡を図る必要があるもの。

今後、国における随意契約の要件の見直しの動向を注視してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「国における随意契約の要件の見直しの動向を注視してまいりたい。」とのご回答について。

(1) 特に、「工事又は製造の請負」に関しては契約価格が上昇傾向にあり、また、公共施設の老朽化で修繕業務が増加している状況である。加えて、消費増税が間近に予定されていることを考慮すると、従前どおりの基準額のままで、競争入札による修繕工事が確実に増加する。随意契約制度が「地方公共団体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害される恐れがあることから」定められたという導入の背景に鑑み、早急な見直しを求める。

(2) 小規模な自治体では入札業務に携わる職員が少なく、消費増税により一律に価格が上昇した場合、国や都道府県に比べて一人あたりの負担増加量が大きくなることが予想される。また、随意契約から入札に変わること、受注者側にも事務負担が生じるが、特に、地域の中小企業等に与える影響は大きいと思われる。このような点から、国における基準額との均衡は理解できるところではあるが、地方側からの発意により改正されることを望む。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【刈谷市】

地方自治法施行令(以下 施行令)第167条の2第1項第1号別表第5の随意契約ができる金額の上限値は、昭和57年の改正以降、現在に至るまで36年もの間、この間の消費税の導入や物価の上昇にもかかわらず、金額の引き上げがなされておりません。このことにより、相対的に随意契約で処理できる事案が減少し、入札手続き等の事務量の増加を招いており、施行令第167条の2第1項第1号が能率的な行政運営に資するための条項であることを勘案しますと、随意契約ができる金額の引き上げは必要な改正であると考えております。

ご回答にありますように、国の随意契約の要件との均衡を図る必要があることは理解できますので、地方自治体の効率的な行政運営に向けて、関係省庁への積極的な働きかけをお願いするものであります。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答において述べているとおり、地方公共団体の契約は、機会均等、公正性、経済性の観点から、地方自治法第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札が原則とされている。

この度の提案については、この例外となる随意契約の拡大措置であることから、機会均等、公正性、経済性の観点から慎重に検討する必要がある。

なお、現行規定による随意契約が可能な契約の種類及び金額の範囲(以下「少額随意契約」という。)は、国

の少額随意契約の要件や地方公共団体の財政規模等を勘案して定められていることから、国の少額随意契約の要件との均衡を図る必要があるもの。

今後、国における少額随意契約の要件の見直しの動向を注視してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

200

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

電子マネーを利用した歳入の収納を可能とする規制緩和

提案団体

茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体の使用料又は手数料の徴収については、現金による方法のほか、地方自治法第 231 条の 2 に基づき、証紙(使用料及び手数料に限る)、口座振替、証券又は指定代理納付者による納付(クレジットカードによる納付)によることとされている。

いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による収納について法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納入が可能であることを明確化する。

具体的な支障事例

電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要であり、利便性が高い決済手段である。

地方公共団体においても、住民の利便性向上の観点から、公金の収納を電子マネーを利用して行いたい、地方自治法及び同法施行令に電子マネーを利用した収納について明文の規定がないため、導入ができない。

特に、美術館等の各種施設料金や手数料及びの支払い手段として有効であり、実際に住民からも電子マネーの利用の可否について問い合わせもあるところである。

また、地方公共団体の財務制度に関する研究会が平成 27 年 12 月に公表した「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」において、収入方法の多様化の一環として、地方公共団体においても電子マネーによる収入方法を可能とすべき旨が述べられており、早急に措置すべきと考える。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度が明確になることで、地方公共団体におけるキャッシュレスに向けた取組が促進され、その結果、支払手段が拡大することにより、住民等の利便性向上に資する。

根拠法令等

地方自治法第 231 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、市川市、船橋市、島田市、兵庫県、山口県、徳島県、熊本市

○日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック

競技大会が開催される平成 32 年(2020 年)に、国が目標としている 4,000 万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。

各府省からの第 1 次回答

地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第 231 条の 2 第 6 項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証票などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。
電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

電子マネーを利用した公金の収納については、現行制度において可能という御見解であるが、各地方公共団体間での解釈や取扱いに誤りがないよう、地方自治法の解釈通知等によって、その旨を周知、明確化していただきたい。なお、周知、明確化をいただける場合は、具体的な通知の時期をお示しいただきたい。

また、電子マネーを利用した公金の収納を導入する際の留意事項等の周知や先進事例の共有等の支援も併せて御検討いただきたい。

※示していただきたい具体的な留意事項については次のとおり。

- ・電子マネーでの納付の対象とする歳入の種類(例:使用料, 地方税等)
- ・具体的な収入の考え方
【例】導入対象・・・対面で直接受領し, 少額のもの(美術館入館料等)
導入対象外・・・税金, 直接受領しないもの, 高額のもの
- ・収納時期の取扱い(プリペイド方式かポストペイ方式かによって変わるのか?)
- ・電子マネー事業者の審査基準
- ・電子マネー事業者に対する検査
- ・徴収等事務委託先における電子マネー使用の可否
- ・徴収等事務委託先において電子マネーが使用できる場合の業務フロー

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 地方自治法 231 条の 2 第 6 項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能であり、また、地方公共団体から明確化が必要だということであれば、検討していくとの回答であった。明確化するにあたっては「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(平成 27 年 12 月)」において検討すべきとされた、電子マネー事業者に必要な要件や事故等がある場合に調査を行う権限の付与などについて、これらの検討結果を留意事項として全国へ明示していただきたい。

○ 既に電子マネーを導入している自治体もあるので、明確化することで現在活用している自治体に支障が出ないよう、現状を十分把握した上で対応していただきたい。

各府省からの第 2 次回答

自治体における導入事例や留意事項等について整理した上で、平成 30 年度中を目途に、電子マネーを利用した公金収納の取扱いが可能である旨を通知等により周知する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅法第 34 条に規定されている収入調査手法の拡大

提案団体

掛川市、島田市、藤枝市、伊豆市、菊川市、牧之原市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

収入申告の真偽を調査・確認できる手だてについて、収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大すること。

具体的な支障事例

本市では、収入申告を行わない入居者に対しては、申告を行うよう丁寧に連絡・催告を行っているところであるが、中には再三連絡・催告を行ったにも関わらず、収入状況申告を怠り、公営住宅法上の規定により近傍同種家賃を以て家賃を決定せざるを得ない者もいる。
また、その中には3か月以上家賃を滞納し、明渡請求を経て退去に至る者もあり、そういった者には家賃を滞納した状態で遠方へ転居するケースもある。
このようなケースにおいては、転居先が判明していても、第 34 条の規定による調査が行えないため、現在の収入状況が把握できない。滞納整理を進めるに当たり、遠方への調査等に係る費用(旅費や民事執行に係る手続)と滞納整理による回収額の目途が立たないことから、費用対効果の見通しが立たず、滞納整理業務の効率的な遂行に支障を来している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査結果に基づき、当該債権を徴収するか放棄するかが分類でき、相手方の生活状況に合った債権管理業務が執行できる。このことで滞納額の圧縮が見込め、債権が適正に管理されると同時に、生活困窮者には生活再建のために必要な措置を講じることが可能となる。
また、無益な法的措置を防ぐことで、自治体は法的措置に係る費用を効果的に執行でき、かつ業務効率化を図ることができる。

根拠法令等

公営住宅法第 34 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、静岡県、神戸市、尼崎市

〇本市において、退去後に滞納がある事案について、収入申告が未提出の者について、現在の収入状況が把握できない状況である。また、収入申告が未提出の者は就労先等も不明であるため、債権差押の手続き等、滞納整理業務において支障が生じている。収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税

台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大することができれば、債権回収率向上に資することができる。

○本市においても、家賃を滞納し遠方へ転居するケースがある。市営住宅入居者については低所得者向けの住宅となっていることから債権回収の見通しを立てるためにも収入状況の把握が必要となる。

○本市においては、公営住宅法第34条の適用範囲について明確な基準が示されておらず、提案市と同様の支障が生じており、退去者についても調査権限が生じれば、徴収実務として有益であると考えられる。

○本市においても、滞納された住宅家賃の回収に苦慮しており、仮に本提案のとおり、債権回収業務においても課税台帳等を参照することができれば、より効果的・効率的な滞納整理を行うことができると考えている。

○公営住宅法において、入居者に対する収入状況の報告の請求等の定めがあるが、退去滞納者に対する調査権までは明記されていない。公営住宅における退去滞納者に対する債権回収は、懸案事項であり、その債権確保のための調査権の付与について検討をいただきたい。

各府省からの第1次回答

○公営住宅法(以下「法」という。)は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした法律であるため、家賃は入居者の収入に応じて決定することとともに、入居者の事情に応じた家賃・敷金の減免措置や高額所得者に対する明渡し請求等の規定を整備しているところ。

○これらの規定を適正に運用するためには入居者の収入を把握する必要があるため、入居者の収入を毎年度事業主体に申告させることとしているが、入居者からの収入申告に全てを委ねることは虚偽の申告を誘発するおそれがある。そのため、事業主体が収入申告の真偽を調査する手立てを整備することで収入申告の正確性を担保することとしたのが法第34条の趣旨である。

○このような法第34条の趣旨を踏まえると、同条の規定による収入調査の対象は、「低額所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進への寄与」という法の目的の下に整備された規定の運用に必要な範囲に限るべきであり、法の目的と無関係な滞納整理業務の効率化という観点から法第34条の規定による収入調査の範囲を拡大することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○公営住宅は住宅セーフティネットの根幹として、住宅困窮者に対し低廉な家賃で提供される住宅である。この制度の要である家賃算定や減免・徴収猶予、収入超過者・高額所得者の決定等を適切に行うためには収入申告の正確性を担保する必要があり、故に法34条の調査権限があるという点は、国土交通省の回答のとおりと認識している。

○そのうえで法の目的の達成のために公営住宅を長期的に安定供給するためには自主財源を適正に確保する必要がある。そのためには退去した者も含め、公営住宅が公的給付の側面をもつ(市場家賃と負担能力に応じた負担額の差額は、国や事業主体が補填している)との考えのもと、能力に応じて公平に費用負担される必要がある。この部分が揺らげば公営住宅の運営のために年々赤字補填額が増加し、公営住宅の保有が自治体財政上のリスクになり、今以上に改善や更新が進まなくなる懸念がある。

○公平性の確保のためには個々の負担能力を適切に把握する必要があるが、現行制度では家賃等を滞納した退去者の負担能力を調べる術がなく、悪質な滞納者に対する裁判手続を経た強制徴収の実現にも必要な情報が得られず、対応に苦慮している。特に滞納が長期化している者については、事業主体の催告にも一切応じず、法的措置を起こしても反応がないため、そこから先の事務手続に進めないといった支障があるのが実情である。

○よって、「滞納整理業務と法の目的は無関係」ではなく、使用者間の公平性の確保により自主財源が適正に確保されることで公営住宅制度が安定し、住宅セーフティネットの更なる充実が図られるための提案である旨を御理解いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

公営住宅には、入居資格の審査、入居者の収入の把握・家賃決定、収入超過者・高額所得者に対する措置、家賃滞納指導などの民間住宅にない業務を行なうが、財源である家賃制度は民間並み家賃をベースに設計が行われており、必要な手当てがなされていない。

このため業務の効率化の観点から、法第34条の規定の収入調査の範囲を拡大することは必要と考える。また、その対応が困難な場合は、滞納債権回収を効率的に進めるため、公営住宅の滞納債権を強制執行できる

債権(公債権)として扱えるなど対応を願いたい。

【神戸市】

たしかに、公営住宅法第1条にある「この法律の目的」には、「低額所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進への寄与」と明記している。

しかし、使用料債権の回収に困難が生じ、事業の運営に支障をきたすことは、低廉な住戸の供給するという目的を継続するにあたり、妨げになってしまう。

したがって、滞納整理業務の効率化は、法の趣旨とは無関係とは言えないのではないか。

債権確保のための調査権の付与について検討をいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

慎重に検討されたい。

各府省からの第2次回答

○滞納整理業務を効率化して公営住宅運営の安定性を確保したいという趣旨は理解するものの、公営住宅制度は低額所得者の居住の安定を確保するためのものであることから強制徴収の規定を設けておらず、よって滞納整理のための財産調査権を付与することは困難である。

○このため、公営住宅法第34条の収入調査権は、低額所得者のセーフティネットである公営住宅制度の適正な運用において、家賃決定等に当たり必要不可欠な入居者の収入の的確な把握のために用いるという趣旨を越えられるものでないことは1次回答のとおり。

○なお、家賃滞納者に対しては、入居中に的確な対応をとることが望ましく、その留意点について、「公営住宅管理の適正な執行について」(平成30年2月23日付け国住備第180号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)において示しているので参考にされたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

261

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。

具体的な支障事例

広域連合の規約の変更を許可制から届出制に改めることに関しては、総務省から過去に以下の指摘がなされたところである。

①広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いと考えられるものであり、関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属しないと判断するとはできない(H28)

②許可に当たっては、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がその適法性・妥当性を判断することができず(H29)

しかし、①について、広域連合では、構成府県市の事務を持ち寄ることができることされており、本件に関しては、事務権限はすでに地方にあるため該当しない。

②についても、広域連合の規約変更に当たっては、その可否について広域連合及び構成団体並びに関係機関等とも協議を重ね、更に構成団体等の議会において、住民の福祉の増進や事務処理の効率化等の見地から審議し、議決を得ていることから、その妥当性は地方において十分に判断されている。この点を考えれば、総務大臣に重ねて適法性、妥当性を判断いただく必要があるのか疑問である。

以上、本件に関し、規約変更に係る許可制を届出制に改めることに問題はないと考える。また、地方分権の観点からいえば、広域連合制度の趣旨を考慮すれば、速やかに課題に対応できるように制度を整備していくことがより地方分権に資すると考える。なお、地方自治法第291条の3では総務大臣許可が不要な場合が限定的に規定されていることから、当該項目に追加されることを望む。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

広域連合が新たに実施するとした事務の追加については、許可制から届出制とすることにより、広域連合が新たな課題に迅速に対応することが可能となる。

根拠法令等

地方自治法第291条の2、第291条の3、第291条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

広域連合は、広域計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、地方公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であると認められるもの及びこれに関連して国や都道府県から配分された事務を総合的かつ計画的に処理するために設けられるものである。

広域連合は、規約で規定される広域計画の項目の範囲内で作成される広域計画に基づいて、その事務を処理しなければならない。

したがって、広域連合の規約で定められる事務や広域計画の項目の変更は、地方公共団体である広域連合の権能に関する事項に係る変更となることから、総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

広域連合の規約変更に係る大臣許可手続きについて、関西広域連合は以前から弾力化を求めてきたところである。

許可制から届出制への弾力化については、平成28年度以降、提案募集制度も活用して求めているところであり、これまで、平成28年度に「関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属しないと判断することはできない」、平成29年度には「届出制では総務大臣がその適法性・妥当性を判断することができない」と示されたことについては広域連合としても承知している。このため、今年度は、貴省から示された許可制とする理由への意見も含めて提案したところである。しかしながら、第1次回答では、当該意見部分への見解を示されることなく、「(前略)広域連合の権能に関する事項に係る変更となることから、総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしている」と一般的な内容にとどまっており、回答としては不十分である。広域連合としては、これまでの議論を踏まえた上での再検討をお願いしたい。

また、事務の持ち寄りについては、新たな課題への対応等のために必要性があり行うもので速やかな実施が望まれるものである。規約変更の許可に当たっては、過去に1ヶ月半を要したこともある。再検討に当たっては、課題への速やかな対応を可能とすることが、より地方分権に資するものであるという点をご考慮いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

広域連合の処理する事務や広域計画の項目に係る規約の変更にあたっての事前の手続は、都道府県が加入する広域連合は国からの権限移譲の要請を行い得るものであるとともに、広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いことなどを踏まえた必要最小限度の関与であり、変更する事務や広域計画の項目が、法令等により国の行政機関が権限をもつか地方公共団体が権限をもつかに関わらず、実施する必要があるものである。この点は平成28年度、平成29年度にも回答したとおりである。

また、第1次回答において述べているとおり、広域連合の規約で定められる事務や広域計画の項目の変更は、地方公共団体である広域連合の権能に関する事項に係る変更であり、地方公共団体としての基本的構成要素に関するものであることから、総務大臣等の許可等にかからしめることとしている。

なお、広域連合からの規約変更に係る許可申請に対しては、標準処理期間の範囲内で可能な限り速やかに対応したいと考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

264

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国勢調査の調査員事務を委託可能とする規制緩和

提案団体

金沢市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

平成 27 年の国勢調査市町村事務要領で、共同住宅や社会福祉施設への委託を可能とする記述が追加されたように、特に支障となっている、中山間地等において、調査の対象範囲・区割・契約期間について、市町村と委託業者双方の協議をもって定めることとする規定を盛り込むことを求める。委託先の例としては、毎日郵便配達等を行っている日本郵便株式会社などを想定している。加えて、対象地域への事前周知については、市町村が行うこととされたい。(なお、中山間地等において試験的に実施し、委託先や状況を検証の上、対象地域を全域に拡大することも見据える。)

具体的な支障事例

本市では、調査員確保のための募集活動は行っているものの、景気の上向きや調査困難世帯の増加などに伴い、国勢調査調査員の登録者数は減少しており、(H27:527 名→H28:479 名)調査員の確保に苦勞をしている。特に、中山間地域では、住民の高齢化等の要因も加わり、調査員の確保はさらに厳しい状況である。小学校校下に 1 人も調査員がいない地域もあり、調査に支障がでている。
また、平成22年度実施の国勢調査から郵便による回答が、平成27年度実施の国勢調査から、インターネットでの回答も可能となり、選択肢が増えたものの、未回答率は上昇しており、対象世帯への定期的な接触がますます重要となっている。そこで例示する、日本郵便株式会社などに委託が可能となれば、郵便局の定期的な訪問と住民にとって身近な存在であることが、回答率の増加にも期待できること及び郵便局のネットワークを活用した業務の拡大や行政との連携が模索されている傾向を踏まえ本提案をするものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本提案により、中山間部等の調査員の確保が困難な地域において、例示する日本郵便株式会社の地域に密着した配達ルートを活用することで、効率的な調査が可能となると期待される。特に、同社は、全国に拠点を有し、社会的な信頼もあることや、定期的に目にする身近な存在であり、住民にとっては、初見の調査員より安心して調査に協力することができるかと期待できる。

根拠法令等

国勢調査令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、山形市、福島県、魚沼市、野々市市、福井市、山県市、西尾市、小牧市、鳥取県、徳島市、新居浜市、東温市、北九州市、大牟田市、糸島市、松浦市、八代市、宮崎市

○調査員の確保については、高齢化が著しく、その確保が非常に困難になっている。また、山間部の調査区は、面積は広大な一方、世帯数は僅少であるなど総務省が想定する標準的な調査区と乖離した実態があり、都道府県から示される限られた調査員配分数の中で、調査員を各調査区に配置する際も、各調査員の業務負担の均衡に配慮するうえで支障になっている。提案の想定する日本郵便(株)であれば、地域の地理や居住実態にも明るいことから、円滑かつ高精度な調査にも資するため、将来的な全域化も検討すべきである。

○本市には離島がある。現在は離島にも調査員が1人いるが、その方以外のなり手がいない状態。調査員確保のための募集活動は行っているが、毎年調査員は減少しており、調査員の確保に苦勞をしている。毎日郵便配達等を行っている日本郵便株式会社などは、住民にとって身近な存在であり、社会的信頼もあることから、安心して調査に協力していただけると推測する。委託が可能となれば、離島での調査の効率が上がると思われる。

大都市統計協議会から国に要望しているところである。

各府省からの第1次回答

平成27年国勢調査では、社会施設、マンション等において別途委託契約を結ぶことにより、調査業務を外部に委託できるよう措置したところである。一方で中山間地域については、調査区としては広域であるが、比較的世帯数も少なく、その中で調査員を配置する必要がある、昨今の調査員確保の状況を踏まえると様々な工夫をしなければならぬことも理解している。

中山間地域等における調査員事務の民間委託に当たっては、受託できる事業者の有無をはじめ、統計の精度を維持できることを前提に受託側と委託できる業務内容、範囲、費用などについて事前に確認・調整する必要がある。

さらに委託可能であると判断された場合は、本調査実施前の試験調査で事前に検証する必要もあるが、いずれにしても導入の可否を含めて検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

調査員の確保は、本市だけでなく多くの自治体の抱える課題であり、解決の1つの方法として日本郵便(株)等の民間事業者への委託は、有用な手段と考えている。本提案は、身近な存在である郵便局が実施することを想定しており、地域住民にとっても制度への信頼向上にも繋がると期待されるため、今般導入の可否をご検討いただいていることに感謝するとともに、今後、速やかに日本郵便(株)等民間事業者との具体的な検討・協議が進められることを期待する。なお、平成32年国勢調査も迫っていることもあり、導入の可否を含めた検討の具体的なスケジュールをお示し願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

統計調査を実施する上で、調査員の確保は重要な課題であると認識している。

他方で、調査業務を外部に委託する場合は、調査対象である国民が安心して回答できること、統計調査への信頼を低下させないこと、国勢調査の精度を維持すること等に留意する必要がある。

このため、本提案については、上述の留意事項を考慮しながら検討を進め、2020年に実施する国勢調査での導入の可否について2018年度末までに結論を得たい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

266

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人番号カード交付事業費補助金・事務費補助金に係る運用改善

提案団体

岩手県、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、一戸町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、以下の改善を求める。
(1) 早期の交付決定(4月～9月までの上半期実績を基に、遅くとも12月には交付決定する。)
(2) 補助事業実績報告書様式第10号(市町村→県)及び第12号(県→総務省)に記載する総務省の交付決定通知を特定できるよう指示してほしい。
なお、総務省からの文書を基に、県から市町村に通知しているため、総務省の文書番号を特定できれば、県の文書番号も特定されるもの。
(3) 算定基準額算出のための調査を1回にする。

具体的な支障事例

(1) 当該補助金は年度末ぎりぎりに交付決定されるため、事務処理期間が非常に短く、対応に苦慮している。
【平成29年度の場合】
○3月29日(木) 交付決定受理(この後、県→市町村へ通知。併せて所要額も調査依頼。)
○4月4日(水) 所要額等調査の提出期限(市町村報告をとりまとめ、県→国への報告。※土日を含むため、実質3日程度の事務処理日程)
○4月6日(金) 算定基準額公表(この後、所要額等調査を基に、国→県→市町村と実績報告の依頼。)
○4月10日(火) 額の確定報告書の提出期限(市町村からの実績報告をとりまとめ、県→国への報告。※土日を含むため、実質1日程度の事務処理日程)
(2) 交付に係る申請書・報告書等に記載すべき総務省からの指令(決定)文書が複数ある中、どれを書けば良いのかが分かりづらく各都道府県担当者によっても記載の仕方がそれぞれ異なっているようである。
(3) 年度末に市町村が所要見込額調査を実施し、その後交付申請を経て総務省から交付決定される。その後年度末から翌年度当初にかけて再度市町村が所要額調を行ったうえで実績報告を行う事務処理となっているが、これら手続が非常に煩雑で、かつ期間が短いため、市町村から多くの苦情が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年度末・当初の自治体の事務負担が軽減されるとともに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の目的に沿った確実な補助金の交付手続が可能となる。

根拠法令等

・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
・個人番号カード交付事業費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、桐生市、所沢市、船橋市、成田市、柏市、江戸川区、清瀬市、川崎市、三条市、浜松市、春日井市、京都市、八尾市、富田林市、兵庫県、尼崎市、伊丹市、府中町、徳島市、愛媛県、福岡県、芦屋町、大村市、大分県

○提案市の事例のとおり、当補助金の事務手続きは年度末の繁忙期に非常に煩雑かつ短期間に書類作成を行わなければならないため、市区町村担当者及び都道府県担当者が苦慮していると認識している。特に例示にあるとおり、「土日を挟むため、実質一日程度の事務処理日程」が各種手続きのたびに常態化しており、休日出勤を強要されるような日程が示されるたびに不条理な思いを抱いている。提案内容に強く賛同する。

○平成29年度個人番号カード交付事業費補助金実績報告（3月30日分まで）について、4月3日（当初は3月30日3時まで）期限での電子データの提出を求められた。当市では支所での通知カードの再交付等事務の取扱いもあるため、支所分の再交付件数等の集計の必要も有り、実績報告作成にかかる時間的余裕が全く無かった。

○所要額見込調査、交付決定、所要額見込調査、実績報告の一連の事務処理を非常に短期間で行わなくてはならない。

さらに市町は、補助金の一連の手続きが住所異動等、窓口の繁忙期と重なっているため、事務負担が著しい。また、窓口業務は、必ず当日中に正確に処理しなくてはならないものである。

補助金の正確で適正な報告のため、実績報告書の提出期限の延長が望ましい。

○決裁後提出だが、作業日が中1日は厳しい。また、年度変わりの異動があると、担当者へ引き継ぐことが難しい。

○年度末・年度当初は年度切り替えによる事務量の増加に加え、窓口業務においても、転入・転出等の住民異動届出者が多く来庁する時期である。

来庁者の待ち時間が数時間に及ぶこともある繁忙期であるが、そのなかで当該補助金の対応に職員を割いており、更に待ち時間を増やす要因ともなっている。

左記交付時期の変更等が実施されれば、事務負担が軽減されるとともに、窓口待ち時間の減少により住民の負担も軽減されることが期待される。

○①平成29年度個人番号カード交付事業費補助金は、電子証明書有料発行手数料（歳入歳出外現金）の報告期限が3月31日（土）17時までとなっており、実質的に年度最終日である3月30日（金）の夜までに報告が必要であった。年度最終日は当然来庁者も多く窓口は大変混雑するため、各区役所から件数を報告させ、集計するのに大変苦慮することとなった。

また、個人番号カード交付事務費補助金に係る所要額等調査の県への提出期限が新年度初日の4月2日（月）であるなど、事務処理期間が短すぎると感じている。

②個人番号カード交付事業費補助金は地方公共団体情報システム機構に支払う交付金に対する10/10の補助金である。もし地方公共団体情報システム機構が直接補助対象分を国へ請求し、補助対象外分だけを市町へ請求するような方法が可能であれば、県や市町の事務負担が軽減され则认为。

③年度当初に地方公共団体情報システム機構から交付金上限見込み額が示されるが、平成28年度も平成29年度も実際の支払額は示された上限見込み額の半分以下であり乖離が大きい。

国は実績に基づく上限見込み額を示すべきと考える。

○全体のスケジュールを具体的に示されず、毎年各書類の提出依頼から提出〆切までの期間が非常に短い。区では交付窓口が6か所あり、繁忙期である3月末から4月までの間に各所の経費をとりまとめ、実績報告を行うのは難しく、毎年苦慮している。

対象経費を細かく計上するが、最終的には個人番号カードの交付枚数により補助金額が変動するため、経費に対し金額は交付されない。また、実績報告の際に、所要額等調査時に回答した交付枚数や経費が増えた場合、補助金が増額されない仕組みである。3月4月は住民の異動で一番忙しい時期であり、また職員異動もかなり窓口が混雑する状況です。そのなかで、提出までの期間が非常に短い状況での補助金申請等はかなりの負担となっているため改善を希望します。

○(1)、(3)については、本県でも同様の支障が生じており、年度末から年度初めにおいて事務が集中している。また、短期間での事務処理であるため、市町村においてもカード枚数の数え間違いが発生しており、補助金返還に係る事務負担も大きいと聞いている。

各府省からの第1次回答

個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付決定については、適正な補助金額を算定することを前提として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の負担を軽減するために、交付決定時期等について見直しを検討する。

個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の補助事業実績報告書様式第10号(市町村→県)及び第12号(県→総務省)に記載する総務省の交付決定通知の文書番号については、総務省より実績報告書の提出依頼時に文書番号を明示する等の措置を行う。

個人番号カード交付事務費補助金については、対象経費見込額及び所要見込額等調を行うことで補助金額の規模を想定した上で、所要額等調を行い補助金額を確定させるものであるため、各調査を1回にまとめることは困難であるが、適正な補助金額を算定することを前提として、各調査の時期について見直しを検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1)現状では、年度末・年度当初の市町村窓口の繁忙期に当該補助金の交付申請等に係る事務処理が集中している。このため、交付決定時期等の見直しの検討にあたっては、市町村窓口の繁忙期と重ならないよう配慮のうえ、具体的な時期について明確に回答して頂きたい。

(例:4月～9月までの上半期実績を基に、遅くとも12月には交付決定)

(2)回答のとおり、総務省から都道府県への提出依頼時に文書番号を明示する等の措置をお願いしたい。

(3)各調査時期の検討にあたっては、一連の照会期間について市町村窓口の繁忙期と重ならないよう配慮のうえ、具体的な時期について明確に回答して頂きたい。

(例:所要額等調の締切を4月第2週までとする)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【所沢市】

補助金の交付決定等や各調査の時期について、「見直しを検討する」とあるが具体的な時期等を早期に明確にしていきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

(1)(2)について

個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付決定については、適正な補助金額を算定することを前提として、市区町村の負担を軽減するために、2月末を目処に交付決定を行う。(昨年度:3月29日交付決定)

(3)について

個人番号カード交付事務費補助金については、第4四半期(1月頃)に行う「所要見込額等調」により補助金額の規模を想定した上で概算の交付決定を行い、年度末に再度「所要額等調」を行うことで最終的な補助金額を確定させるものであるため、各調査を1回にまとめることは困難である。

照会時期の見直しについては、3月末までの所要額をとりまとめた上で、4月の第2週までに財務省へ額の提出をしなければならないため、照会時期の始期と終期の見直しを行う事は困難であるが、この範囲内において可能な限り見直しを行ってまいりたい。また、照会時期のスケジュールを事前に周知する等、各市区町村が作業を効率的に行えるよう、総務省としても配慮してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民が負担を感じる事のない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討

提案団体

大村市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

- ①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。
- ②新たな交付方法として、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来る方式を策定する。具体的には、市区町村の職員に代わり、カードの写真と申請者との同一性の確認を行うことが郵便局員でも可能となるよう、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に当該事務を追加するなどの所要の法律改正を行う。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

マイナンバーカードの交付事務については法定受託事務となっており、全国の市区町村が実施している。マイナンバーカードは運転免許証と同様に公的な身分証となるため、カードの交付に際し厳格な本人確認を要すが、本人が疾病や障害等により来庁できない場合に認められている代理人への交付手続が実情に応じていない。

【支障事例】

現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。

マイナンバー制度の普及・促進にはマイナンバーカードの交付は必須事項であることから、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村の事務の効率化(作業負担の軽減)に資する。

これまで交付が困難であった住民に対しカードの交付が可能となり、住民の利便性向上に寄与する。

○交付時来庁方式において本人限定受取郵便を可能とする方法による効果

郵便局の本人限定受取郵便のサービスを使用することで、公的身分証での本人確認を行ったうえで、本人への手渡しが確実となる。

○郵便局(郵便局員)でも行うことができる方式策定による効果

市区町村担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、点ではなく面でエリアをカバーすることができ、住民負担の軽減に繋がる。

(暗証番号の入力は従前どおり市区町村担当窓口が行い、顔認証システム等によるカードの写真と申請者との同一性の確認と交付を郵便局員が行う。)

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第13条～第16条
通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第3-2-(1)-ウ-(エ)
地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第二条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、桶川市、柏市、川崎市、三条市、多治見市、八尾市、徳島市、宇和島市、北九州市、筑後市、芦屋町、島原市

○個人番号カードの交付については、施設入所や入院中により、高齢者本人の代理で親族(子)が来られるケースが多い。

この時、本人は来庁不能、委任状を書くことができない等の状況があり、交付トラブルが発生している。

○療養中等でやむを得ず来庁できない申請者の中には顔写真付身分証明書を所持していない人もいるため、本人限定受取郵便での発送が可能となれば交付促進につながる。また、市町村職員が出向き本人確認をして暗証番号を設定依頼書の提出を受ければ本人限定受取郵便での発送が可能とはなっているが、実際には職員の負担が大きく代理人にも立会いを求めることになっているため相当の負担がかかっている。

○顔写真付の本人確認書類を所持しておらず、本人の来課が入院等により困難な場合は、職員が出向き本人確認を行っている。しかし、公用車の都合等で訪問日時の調整が必要となり、住民の希望に添えない場合がある。本人確認が本人限定受取郵便でも可能となるのであれば、住民の利便性向上に寄与し、市町村の事務の効率化に資する。

○代理人交付の場合、申請者本人・代理人とも写真付き本人確認書類が最低1点は必要であり、さらに申請者本人の出頭が困難であることの証明書類が必要である。

個人番号カードの取得について、高齢者や未成年者の場合で写真付き本人確認書類が無い方の必要性が高いにも関わらず、交付することが困難であるのは、カード交付促進につながらない一因と思われることから、交付方法について検討する必要があるのではないかと。

○今後、マイナポータル等でのネット申請など用途が広がっていくことを鑑みると、来庁が難しい方がマイナンバーカードの取得を希望するケースも増えてくると考えられる。したがって、照会書兼委任状のほか、本人確認書類を複数点用意いただく等、対応できるような見直しができるとうれしい。

○①について、本市においてもマイナンバーカード交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。」と同様に生じており、「市民の方から、『マイナンバーカードの受取がしたいのにできない。』といった苦情を受ける。」といった事務負担を招いている。

そのため、「①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。」といった提案の趣旨に賛同します。

○本人が病気ややむを得ない事情によりマイナンバーカードの受取の来庁が困難な場合、代理人のカード受け取りが可能であるが、左記のとおり、写真付きの身分証がない場合、交付が出来ない。マイナンバーカードを申請する人の中には、運転免許証などの写真付きの身分証明を1枚も持っていないため、写真付き身分証明が欲しい人の申請も多く、また、高齢者の申請も多い。このような人たちは、来庁が困難な場合、代理受取を希望するが、結局受取には写真付きの身分証明が必要で、受取をあきらめなければならないのか、という苦情もあり、対応に苦慮している。

○企業訪問により、勤務地経由申請で申請を受け付けたものの、申請者が顔写真付身分証明書を所持していなかったため、来庁して受取りをお願いした事例があった。

○そもそも顔写真付きの証明書がないため、個人番号カードを申請しているにもかかわらず、その身分証明書も求めることはおかしいのではないかとのご意見もいただくことも多く苦慮している。病院等に職員が出向き、交付するなどの対応することも可能とはなっているが、病院等が遠方等にあることなどもあり、必ずしも行えるものではなく、個々の状況により、交付できないことも考えられる。これらに対応するため新しい仕組みづくりが必要と考える。

○本市においても、マイナンバーカードを持ちたいと考える市民が、疾病や障害等により来庁することが不可能

なため、カードの所持を諦めざるを得ないケースが散見されている。

左記の制度改正が実施されれば、住民の利便性の向上、本人や代理人の負担軽減に繋がるとともに、交付率の向上にも寄与するものと考える。

○(1) 当市においても、入院等でやむを得ず来庁できない場合は、申請者の代理人が必要書類を持参した上で、マイナンバーカードの交付を行っているが、申請者の顔写真付の公的身分証明書がない場合は、交付ができない。市区町村としても普及・促進を目指すため入院先等へ出向き本人確認した上で交付を行っているが、代理人交付における顔写真付の公的身分証明書がない場合の対応に苦慮している。

(2) マイナンバーカードの交付を市区町村のみで行っている。交付場所の拡大は、住民サービスの利便性向上が図られると思われるため、新たな交付方法を検討する必要があると考える。

○入院等でやむを得ず来庁出来ない場合に認められている代理人への交付手続きにおいて、顔写真付きの本人確認書類がない場合は交付できない。ただし、本人や代理人が要望すれば、直接自宅や入院先、施設等へ職員が赴き、カードの写真と本人の同一性を確認する必要がある。事務負担が大きいだけでなく、住民の負担にもなっている。

マイナンバー制度の普及促進のため、本人限定受取郵便の活用や郵便局員による本人確認などの、マイナンバーカード交付における本人確認等の新たな方法を検討されたい。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは個人番号カードに関する制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【総務省】

代理人に対する個人番号カードの交付は、原則として申請者本人が来庁することによって、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記録事項が申請者本人に一致することを確認することが必要であるが、申請者本人がやむを得ない理由で来庁できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を持参することを求めるという例外的な措置を認めている。

個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認めている代理人の来庁による申請者本人の顔写真の確認さえもしないということは、個人番号カード記録事項の信頼性を損なうものであり、①は困難である。また、本人限定郵便においては、郵送する個人番号カードの記録事項を確認するものではなく、また、必ずしも顔写真付きの本人確認書類を用いて本人確認を行っている訳ではないことから、適切ではない。

個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることを証明するためのものであり、発行者としての責任を負うことができない郵便局(郵便局員)がこれを行うことは困難と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○郵便局(郵便局員)に一部の交付事務を行わせる場合、個人番号カードの本人確認については、代理人が持参した身分証の確認を市町村が行い、カードの券面写真と受領者の同一性の確認のために、郵便局員が実施した顔認証システムの照合結果を市区町村が確認することで、これまでと同様に市区町村が発行者として責任を負うものになると考える。

○病気や障害など、やむを得ない理由で来庁できず、さらに代理人へ交付する条件も満たせない住民が発生することは制度開始から想定されたにもかかわらず、対応方法が検討されていない。カード普及を推進するのであれば、住民への個別訪問といった職員のマンパワーに頼る方法だけでなく、住民が円滑に交付を受ける方法を創設すべきであるため、再検討を求める。

○なお、郵便局方式を導入するにあたっては、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、さらには「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の改正が必要となると思料していることから、併せてその改正についても検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 総務省において、
 - ・ マイナンバーカード交付時における目視及び顔認証システムで行う本人確認は、裁量的判断を必要としない事務に当たることから、郵便局に委託することを可能とするべきではないか。
 - ・ 放置車両確認事務の民間委託の事例における、警察署長が責任を負って反則金を徴収する仕組みを参考に、市町村から委託を受けた郵便局員が行った顔認証システムでの認証のデータが市町村のデータベースに格納され、市町村がマイナンバーカードを交付した相手と本人の同一性を確認できれば、マイナンバーカードの発行については市町村長が責任を負うことになるため、郵便局におけるマイナンバーカードの交付が可能となるのではないか。
 - ・ これらの仕組みにより技術的な安全が確保されると考えられる上、郵便局員の行う顔認証を同時に転送して市町村が確認するシステム、あるいは市町村がテレビ電話で本人確認を行うシステムまで選択肢を広げて考えることにより、住民が最寄りの郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行うことを可能とするべきではないか。
- 内閣府（番号制度担当室）において、マイナンバーカードが普及しやすいシステムをつくる観点から、マイナンバーカード交付時の本人確認における顔認証システムの活用、テレビ電話等の新技術の活用等により、住民が最寄りの郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行うことを可能とするべきではないか。

各府省からの第2次回答

【①について】

代理人に対する個人番号カードの交付は、原則として申請者本人が来庁することによって、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記録事項が申請者本人に一致することを確認することが必要であるが、申請者本人がやむを得ない理由で来庁できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を持参することを求めるという例外的な措置を認めている。

個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認めている代理人の来庁による申請者本人の顔写真の確認さえもしないということは、個人番号カード記録事項の信頼性を損なうものであり、実現することは困難である。また、本人限定郵便においては、郵送する個人番号カードの記録事項を確認するものではなく、また、必ずしも顔写真付きの本人確認書類を用いて本人確認を行っている訳ではないことから、適切ではない。

【②について】

個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることを証明するためのものであることから、必要に応じ、複数職員による目視での確認や本人確認書類を手にとつての偽造・変造の有無の確認、適宜質問等を行うなど、様々な手法を組み合わせることで厳格に行っている。単にテレビ電話や顔認証システムを活用したとしても、このような本人確認を行うことはできず、郵便局（郵便局員）にこれを行わせることは困難である。

御指摘の放置車両確認事務については、道路交通法上、放置車両確認機関の登録・公安委員会による監督のほか、駐車監視員資格者となろうとする者への講習・資格者証の交付などの制度を整備した上で、放置車両の確認及び標章の取付けを民間委託できることとしているものであるが、前述のとおり、本人の顔写真の公証という個人番号カードの性質、その発行のための様々な手法を用いた厳格な本人確認は、放置車両の認定・確認とは異なるものであり、仮に同様の制度を創設したとしても、認めることは困難である。

なお、情報通信審議会において、「地方自治体や郵便局の具体的なニーズを踏まえ、①公権力の行使に該当しない業務のうち、郵便局で受託できるものの範囲を明確化する ②地方自治体職員が郵便局に常駐せずとも、ICTを活用する等して適切な管理を行うことを可能とするために、どのような方法があるのか検討する 等、そのニーズに応える業務委託のあり方を検討し、地方自治体がこれまで以上に窓口事務を郵便局に委託することを可能とする環境の整備を行っていくことも考えられる。その際、①・②の取組を行った上で、制度面の課題があれば、見直しの必要性を含めて検討することも考えられる。」と答申が行われていることを踏まえ、今後、郵便局による行政サービスの補完を検討していく中で、個人番号カードの交付について郵便局がどのようなことができるのかについても検討していきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

292

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

指定管理者制度の対象となる「公の施設」の拡大

提案団体

浜松市、裾野市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 244 条の2第3項に規定される指定管理者に管理を行わせることができる施設の対象範囲について、条例を定めれば、「公の施設」とされていない施設でも指定管理者制度を導入できるよう規制緩和を求める。

具体的な支障事例

地方自治法第 244 条の2に規定される指定管理者制度は、その導入対象を「公の施設」と限定している。当該施設は同法第 244 条において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されていることから、学校給食センターや廃棄物処理場に適用することができない、
当市では行政改革の一環として指定管理者制度を含めた民間活力の導入を積極的に進めており、指定管理者制度を活用するメリットとしては、委託する業務を限定し仕様を定める必要がないため、民間事業者の創意工夫により、仕様書に定められた業務以上のサービス提供やノウハウを活かした施設運営が期待できる点であると認識している。この点、学校給食センター等において市民サービスの向上、財政コストの低減が期待できる。さらに、当市では市清掃工場と隣接する市総合水泳場を有しており、清掃工場からの熱や蒸気を総合水泳場の温水プールに利用しているが、現在、清掃工場は委託契約、総合水泳場は指定管理で管理運営している。清掃工場に指定管理制度を適用できれば、水泳場と一体的な管理が可能となり、より効率的な運営を行うことができると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

学校給食センター等において民間活力の導入が推進され、市民サービスの向上、財政コストの低減を見込むことができる。

根拠法令等

地方自治法第244条及び第244条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

島田市、京都市、伊丹市、宮崎市

○本市においても廃棄物処理施設等の管理運営について、業務委託、やPFI事業等の検討を進める際、「BT方式＋指定管理者制度」の手法が可能かどうかの検討を行ったことがある。
PFI事業であれば、民間事業者の管理運営が可能にもかかわらず、公の施設ではないために「指定管理者制

度」を選択することができない状況である。
提案団体同様、規制緩和を求める。

各府省からの第1次回答

指定管理者制度は、民間事業者に対して行政処分の一環である使用の許可の権限を付与し、施設を管理運営させる制度である。

学校給食センターや清掃工場においては、住民への使用の許可権限の付与が必要な施設ではないと考えられるため、指定管理者制度を活用する必要はなく、私法上の委託契約によって管理を民間事業者へ委託することで当該施設を管理するという目的は十分に達成される。

支障事例で指摘された隣接する公の施設との一体的な管理についても、隣接する公の施設を指定管理している事業者と同一の事業者と委託契約することで一体的な管理が可能であり、このことが制度上の支障であるとは考えていない。また、公の施設に該当しない施設については、私法上の委託契約によって行うことができるものと考えている。

このため、委託契約で実施可能な管理について、あえて指定管理者制度又は類似の制度を設ける必要性はない。

なお、民間事業者への委託について議会の議決事項としたいのであれば、地方自治法第96条第2項により条例で議決事件として定めることができる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○水泳場及び清掃工場は、平成16年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI法」という。)の手続きにより、両施設の設計・建設工事、運営及び維持管理を一括して委託したものである。(運営期間:平成21年2月から平成36年1月まで)

さらに、両施設の内、水泳場については受託者(SPC)を指定管理者として指定し、管理運営を行っている。

当該施設は、平成36年1月をもってPFI法に基づく運営期間が終了するところ、水泳場と清掃工場について、引き続き、指定管理者制度又は私法上の包括的な委託契約により、一つの者に管理運営を行わせたいと考えている。

○しかしながら、現契約満了後、引き続き施設の管理運営を外部に委ねる場合に、現在と同様の包括的委託契約を結ぶ根拠を見出すことができず、市職員を施設の管理のために常駐させ、廃棄物処理や清掃、警備といった個々の業務ごとに複数の委託契約を締結しなければならないと考えている。指定管理者制度ではなく、私法上の契約によって清掃工場の管理を委託する場合、以下のような疑問があるため、明確にしていきたい。

(1) 清掃工場について、廃棄物処理業・施設清掃業務・警備業務を始めとする清掃工場の管理運営に関する全ての業務を一つの業者に包括的に委託することは可能か。

(2) 上記(1)で包括的な委託が可能である場合に、私法上の包括的な契約の中で、施設の修繕等を受託者の判断で行わせること(管理権限の委任)は可能か。なお、現行のPFIによる契約では、SPCが実施する修繕更新業務に対する対価を年ごとに支払っている。

(3) 私法上の包括的な委託契約の中で清掃工場などの施設の管理運営を行わせるに際し、当該施設に市職員を常駐させるか否かは、市が施設ごとに判断すべき事項であると理解してよいか。

○公の施設以外の施設について、その管理運営を民間委託する場合に、その判断根拠が不明であり、踏み出せないのが現状である。施設管理業務の委託手法については、地方自治法に基づく指定管理者制度及びPFI法に基づく方法を除けば、自治体が参考にできる法令やマニュアルが乏しい。このため、窓口業務や公物管理業務と同様に、包括的民間委託のような手法についてガイドラインをお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【支障事例の補足】

「隣接する公の施設を指定管理している事業者と同一の事業者と委託契約することで一体的な管理が可能」との回答であったが、随意契約による委託契約は困難である。

清掃工場等に指定管理者制度を適用することが可能となれば、付帯施設である水泳場等と合わせて一括で指定管理者を募集することができ、効率的な運営に繋がるものとする。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 水泳場及び清掃工場は、PFI法に基づき、施設の整備及び管理運営等を包括的に委託したものであるが、当該契約終了後も両施設の管理運営を一つの者に行わせようとする場合、私法上の契約では以下のような疑問があるため、明確にしていきたい。

(1) 清掃工場について、廃棄物処理業・施設清掃業務・警備業務を始めとする清掃工場の管理運営に関する全ての業務を一つの業者に包括的に委託することは可能か。

(2) 上記(1)で包括的な委託が可能である場合に、私法上の包括的な契約の中で、施設の修繕等を受託者の判断で行わせること(管理権限の委任)は可能か。なお、現行のPFIによる契約では、受託者が実施する修繕更新業務に必要な対価を年ごとに支払っている。

(3) 私法上の包括的な委託契約の中で清掃工場などの施設の管理運営を行わせるに際し、当該施設に市職員を常駐させるか否かは、市が施設ごとに判断すべき事項であると理解してよいか。

○ 公の施設以外の施設について、その管理運営を民間委託する場合に、その判断根拠が不明であり、踏み出せないのが現状である。施設管理業務の委託手法については、地方自治法に基づく指定管理者制度及びPFI法に基づく方法を除けば、自治体が参考にできる法令やマニュアルが不足している。このため、窓口業務や公物管理業務と同様に、包括的民間委託のような手法についてガイドライン等を示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

○①清掃工場のような公の施設に該当しないとされる施設に対して、私法上の契約により管理運営に関する全ての業務を一つの業者に包括的に委託すること、②また、そのような私法上の包括的な契約の中で、施設の修繕等を受託者の判断で行わせること、③私法上の包括的な委託契約の中で清掃工場などの施設の管理運営を行わせるに際し、当該施設に市職員を常駐させる必要があるか否かについては、地方自治法上、特段の制限はない。

○地方自治法上、特段の制限がないなかでは、各自治体が様々な契約を自らの判断で行うものであり、私法上の契約について総務省がガイドラインを示す根拠がない。

○その上で、他自治体では、包括的民間委託のような手法を活用している団体も実際に存在していることもあるため、同様の検討を行おうとする自治体に参考にしていただけるよう、事例等を整理しお示しすることとしたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

293

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

公職選挙法第 21 条第 1 項の規定の見直し

提案団体

矢巾町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公職選挙法第 21 条第 1 項の規定を「住民基本台帳法第 6 条第 1 項により、住民基本台帳に記載された満 18 歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き 3 か月以上その台帳に記載されている者」とする。

具体的な支障事例

公職選挙法施行令第 10 条の 2 において、「被登録資格を有する者を常時調査し、その確認が得られない者を選挙人名簿に登録してはならない」とあるが、全ての選挙人を常時調査することは、極めて困難であり、全国 1,741 の市区町村の選管を対象に実施した総務省の調査においては、わずか 40 の市町村でしか居住調査ができていないのが現状である。選挙人名簿登録者数が極めて少ない場合であれば、調査可能と思われるが、調査を実施している選管と実施できていない選管とで対応が異なれば、選挙人に対して不平等が生じる。もとより、住民基本台帳法第 14 条第 1 項の規定により、市町村長は住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならないこととなっており、居住実態に誤りがないよう努めていることから、当該台帳に記載された情報をもとに選挙人名簿を作成したとしても支障はない。また、当該問題は国会でもたびたび議論されており、平成 30 年 2 月 23 日の予算委員会第二分科会では総務大臣から「調査結果を見て前向きな方向性を模索してみたい」旨の御答弁があったところであるが、現場の選挙管理委員会からも制度改正を望む。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民基本台帳を選挙人名簿登録の基にすることで、選挙管理委員会の事務の効率化が図られる。また、選挙人にとっては自分がどこで投票できるかがわかりやすくなるほか、調査を実施している自治体としていない自治体とで対応が異なることによって生じる不平等も解消される。さらに転出しても住所を異動しない学生においては、「いずれ地元に戻る」という理由もあるため、自分の地元・故郷の代表者を選ぶ選挙に参加できることは、地方と若者の関係を繋ぎ止め、Uターンの期待も高まり、人口減少地域にも望ましいと考える。

根拠法令等

公職選挙法第 21 条第 1 項及び第 5 項
公職選挙法施行令第 12 条
住民基本台帳法第 6 条第 1 項
住民基本台帳法第 14 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

中山町、ひたちなか市、小田原市、福井市、山田市、島田市、生駒市、倉敷市、芦屋町、熊本市、八代市

○住民基本台帳担当課と選挙管理委員会で別々に居住調査を行うことは合理的でなく、居住調査が行われた住民基本台帳を基に選挙人名簿登録を行うこととすれば事足りるため、法改正を要望する。

○本市でも、被登録資格を有する者を常時調査することは困難であると考える。

調査方法としては、投票所入場券を発送して、返送された者について居住実態調査を行うことが考えられるが、投票所入場券の発送から選挙期日までの短期間で調査を行うことは極めて困難である。

選挙期日後になれば、次の選挙まで期間が空く場合は住民基本台帳の登録状況に基づき電算処理にてスムーズに選挙人名簿を登録することができるため、公職選挙法第21条第1項の規定を「住民基本台帳法第6条第1項により、住民基本台帳に記載された満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上その台帳に記載されている者」とすることは合理的と考える。

○本市でも被登録資格を有する者を常時調査することは不可能である。先般の総務省通知（平成30年総行選第20号）において、「選挙管理委員会と住民基本台帳担当部局との十分な連携」が必要とされ、また、「各市区町村の住民基本台帳担当部局においては、定期又は随時に当該調査を行うことにより、住民基本台帳の記録の正確性の確保に努めること」とされていることは、当該改正の意図に沿うものであり、全国で統一的な取扱ができることが望ましいと考える。

○本市において居住実態の調査は、現実問題不可能と判断し実施していないのが現状である。また、市町村によって対応が異なることは有権者にとって不平等に繋がることになる。

よって、全国の市町村が統一的に対応し、有権者が不平等にならないよう法令が整備されることが望ましい。

○現実的に居住の実態調査はほぼ不可能な状況である。ところが昭和29年の最高裁判例により、学生の住所は特別な場合を除き下宿等にあることになっている。当選管も会員となっている全国選挙管理委員会連合会は昭和30年代から改善の要求を行ってきた。今の状況では、学生であることが判明している選挙人が下宿等していることを理由として住民票がある地域での不在者投票を行う申請は資格要件にあてはまらないので、実態を知らず受け付けた選挙管理委員会は違法な事務処理を行ったことになる。

一方で法学者や大学の一部は、法が間違っているから学生も積極的に不在者投票をしようという運動を行っており、選挙管理委員会は板挟みとなり、法解釈と現実の対応が統一されていない状況であるため、ぜひ主張通りの改善を期待する。

各府省からの第1次回答

公職選挙法では、選挙人名簿の登録については、当該市町村の区域内に住所を有する選挙人で従来から当該市町村の区域内に住所を有する者についてはその者に係る当該市町村の住民票が作成された日から、また、他の市町村から転入した者については住民基本台帳法第22条の規定による転入届をした日から引き続き三箇月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されていることが必要とされている。

「当該市町村の区域内に住所を有する」とは、登録の基準日において当該市町村の区域内に現実に住所を有するという意味であり、これは、少なくとも登録の基準日において当該市町村の区域内に住所を有しないことが明らかなものについてまで住民基本台帳に記録されているという理由のみで名簿に登録することはかえって選挙人名簿を不正確にするという趣旨によるものであり、現実に当該市町村の区域内に住所を有するかどうかについては、各市町村の選挙管理委員会において個別具体的な事実に基づいて判断し、登録することとなる。

この仕組みについては、選挙人の正確な把握と選挙権の不正な行使の防止等が選挙の公正の確保に欠かすことの出来ない要素であることから、過去の裁判（昭和42年1月27日東京地裁判決、平成14年2月5日京都地裁判決）においても、合理性が認められているところであり、平成14年12月20日広島高裁松江支部判決では、「A町選管において、A町の住民基本台帳に記録されている新成人を対象として住所の調査をし、その際、A町内に住所が存在しないことが判明した者を、基本的に選挙人名簿に登録しない取扱いとしていることは、十分に合理的であるというべきである。…（中略）…A町以外の市町村の選挙管理委員会においては、そのほとんどが、A町選管とは異なり、住民票所在地のみを基準として選挙人名簿への登録及び投票所入場券の送付の可否を判断する取扱いをしているが、A町選管における取扱いの方が、より上にみた公選法及び同法施行令の趣旨に沿った取扱いであることは明らかである」と示されているところである。

また、参議院比例代表選出議員選挙を除き、国政選挙においては、各選挙区において投票を行うため、居住実態にかかわらず選挙人名簿に登録することを認めると、投票することができる選挙区を自由に選べることもつながりかねないことから、選挙の公正確保の観点から課題が多いものと考えられる。

御提案の住民基本台帳の記載のみに基づいて選挙人名簿の登録を行うことについては、選挙人名簿のあり方に関わる問題であることから、慎重な検討が必要なものと考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

登録の基準日において、当該市町村の区域内に住所を有しないことが明らかな者については、住民基本台帳法第14条第1項の規定にもあるとおり、市町村長は住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならないこととされており、住民基本台帳担当では、居住実態に誤りがないよう努めていることから、当該台帳に記載された情報をもとに選挙人名簿を作成したとしても支障はないと考える。加えて、選挙執行時の時間の余裕がない中で、住民基本台帳担当が行っている居住実態の確認作業を再度、選挙管理委員会で行うことは非効率的であり、実務上でも確認作業を行うことは非常に困難であると考え。また、時間の余裕がない中、不確かな調査が実施されることで、かえって選挙人名簿の正確性を欠くおそれがある。

当該市町村の区域内に住所を有するかどうかについては、各市町村の選挙管理委員会において個別具体の事実に基づいて判断し、登録することとなるが、全国1,741の市町村の選挙管理委員会を対象に実施した総務省の調査において、わずか40の市町村でしか居住調査ができていないのが現状である。お示しいただいた判決は、公職選挙法において対象事案の正当性を認めた判決ではあるが、法と実務が乖離していることを解決するものではないと考える。

参議院比例代表選出議員選挙を除き、国政選挙においては、各選挙区において投票を行うため、居住実態にかかわらず選挙人名簿に登録することを認めると、投票することができる選挙区を自由に選べることもつながりかねないが、そもそも居住実態が伴わない者が住民基本台帳に記載されていることが問題であり、このことを防止するために住民基本台帳担当において、正確な記録を確保するため必要な措置を講じているところである。

住民基本台帳の記載のみに基づいて選挙人名簿の登録を行うことに慎重なご回答であるが、これは住民基本台帳の正確性及び信頼性を疑問視することであり、公職選挙法第21条第1項において、「住民票が作成された日」など前提として常に住民基本台帳法を根拠としていることに対し整合性がとれないと考える。

以上のことから、住民基本台帳担当と選挙管理委員会それぞれ居住実態の調査を行うことは非合理的であり、住民基本台帳法に基づき居住調査が行われた住民基本台帳をもとに選挙人名簿登録を行うことができるよう、法改正を要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

公職選挙法では、選挙人名簿の登録については、当該市町村の区域内に住所を有する選挙人で従来から当該市町村の区域内に住所を有する者についてはその者に係る当該市町村の住民票が作成された日から、また、他の市町村から転入した者については住民基本台帳法第22条の規定による転入届をした日から引き続き三箇月以上当該市町村の住民基本台帳に登録されていることが必要とされている。

「当該市町村の区域内に住所を有する」とは、登録の基準日において当該市町村の区域に現実に住所を有するという意味であり、これは、少なくとも登録の基準日において当該市町村の区域内に住所を有しないことが明らかなものについてまで住民基本台帳に登録されているという理由のみで名簿に登録することはかえって選挙人名簿を不正確にするという趣旨によるものであり、現実に当該市町村の区域内に住所を有するかどうかについては、各市町村の選挙管理委員会において個別具体の事実に基づいて判断し、登録することとなる。

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の責任を有し、選挙人名簿の登録に関する選挙人からの異議の申出等を受ける主体であるにもかかわらず、市町村の選挙管理委員会が選挙人の居住実態の調査を行うことは非合理的であるとの考え方には疑義があるものとする。

なお、住民基本台帳法においては、住民基本台帳の脱漏等に係る都道府県知事や市町村の委員会からの通報の制度が、公職選挙法においては、選挙人の選挙資格の確認に係る市町村長と市町村の選挙管理委員会との間の相互通報の制度がそれぞれ設けられているところであり、これらの規定は、ともに住民基本台帳及び選挙人名簿の正確性を確保し、適正な管理を行うためのものである。

以上の制度趣旨を踏まえると、御提案の法改正については慎重な検討が必要なものであると考えられるが、もとより住民基本台帳担当部局と選挙管理委員会の両部局のより効率的な連携は重要な課題であり、好事例の共有をはじめ適切な助言に努めて参りたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

297

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における「所得区分」を収集可能としていただきたい。

具体的な支障事例

所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。
書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送料も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。
また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。

根拠法令等

- ・健康保険法施行規則第 98 条の 2
- ・国民健康保険法施行規則第 27 条の 12 の 2
- ・児童福祉法第 19 条の 3 第 7 項
- ・児童福祉法施行規則第 7 条の 22
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律第 7 条第 4 項
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第 25 条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号及び別表第二の 9 の項及び 119 の項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都市、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市

○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。

事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。

明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。

○本市では、年に約60回、郵送でのやりとりが生じている。

特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。

○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。

所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。

○本市においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。

照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっては所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。

○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。

○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。

○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。よい。

○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。

書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。

○現在、所得区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正処理につながる。

しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従来から要望しているもの。

○高額療養費の限度額適用区分(所得区分)の郵送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。

○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りをしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。

各府省からの第1次回答

【内閣府、総務省】

まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

本件の所得区分の確認は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。

そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係省庁で連携して検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市としては、現行の保険者照会の事務手続きについては、これまで回答してきたとおり、多くの問題点があり、これを解消することが喫緊の課題であると認識していることから、検討に要する時間について期限を設定するなど、スピード感をもって対処していただくとともに、実施について前向きな対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】

○ 内閣府（番号制度担当室）及び厚生労働省において、

・ 提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とのマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金併給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複者から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではないか。

【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】

○ 内閣府（番号制度担当室）及び厚生労働省において、

・ 指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。

各府省からの第2次回答

【内閣府、総務省】

厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

申請者の所得区分情報を情報連携により取得する場合の事務フローを精査したところ、地方公共団体及び各保険者においてシステム改修を行う必要があるだけでなく、各保険者における中間サーバーへの所得区分情報の事前登録に要する事務負担が増大することや、一部の事務については、従来どおり郵送による連絡を行う必要があり、情報連携による新たな事務と従来の事務を並行して行うことによりかえって事務が繁雑になること等の課題が懸念されているところ。

これらを踏まえ、地方公共団体及び保険者における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請に係る事務負担を軽減できるよう、情報連携以外の対応も含め、関係部局で協力しながら検討を行う。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

302

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方公務員が副業をできる要件の緩和及び基準の明確化

提案団体

鳥取県、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合(鳥取県他 61 団体の長)※代表:鳥取県知事 平井 伸治

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

営利企業等の従事(いわゆる「副業」)については原則禁止で例外的に許可により認める考え方だが、許可制から届出制に改正し、地域で求められている社会貢献活動に積極的に参画できるよう促す。

具体的な支障事例

少子高齢化・人口減少が進む地方では、限られた人材で地域を支えなければならないが、地方公務員は、原則「副業」が禁止されており、公益性のある無償の活動であっても、報酬を得て活動を行うためには任命権者の許可を得る必要がある。許可の基準は地方自治体の人事委員会に決定権があるとされているが、法律で原則禁止が謳われている上に、任命権者の許可が必要とされているため、公益性のある活動であって何らかの報酬が出る活動について、自治体として明確な基準を設け、積極的に促進させにくい傾向にある。このため、許可制から届出制にすることで、職員が自発的に活動をしやすい環境を整備されたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

許可制から届出制にすることで、副業を始めるための要件が緩和されるとともに、手続も簡略化されることから、地方の貴重な人材である公務員の活躍の場の広がり、地域の活性化に資する。また、副業に対する職員の心理的な負担を無くすことにつながる。

根拠法令等

地方公務員法第 38 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山口市、島田市、南伊豆町、泉大津市、広島県、松山市、大村市、松浦市、宮崎市

○兼業許可にあたり、公益性のある活動かどうか、特定の利益に偏することなく中立かつ公正に公務が遂行できるかの判断が困難である。
また、兼業することにより、公務の遂行にあたり、地方公務員法に規定される職務専念義務が損なわれないと判断する目安がない。
このようなことから、兼業許可に関し、全国的に公平且つ適正に執行するために、兼業の許可に関するガイドラインが必要であると考えます。
○地方公務員にとって、地域活動に参加することは、地域への貢献、職員本人の成長に繋がる観点からも意義

があるものとする。現在も許可を受けて公益性の高い有償の地域活動に参加している職員は多いが、届出制にすることで、心理的な負担軽減、事務の簡素化が図られ、更に積極的な地域活動への参加が促進されるものと思われる。ただし、その他の兼業に関しては、公務員としての職務の性質上適しないものもあるため、許可制を残す必要がある。公益性があるか否かの判断のため、特に、近年 SNS 等の普及により活動内容の拡がりが見られ、基準が曖昧になっている現状からしても、ガイドラインの提示については必要性があるものとする。○いわゆる「産官学連携」プロジェクトに高度なスキルを有する職員が報酬を得て参画できる仕組みの構築は、これからの地方自治にとって必要と考えられる。

各府省からの第 1 次回答

地方公務員の営利企業従事を許可制から届出制への変更をすることは以下の理由から適当ではない。

(1) 地方公務員の営利企業への従事が原則禁止されている趣旨は、公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、公務員の中立・公正性を確保するためである。このため公務員が営利企業に従事するには任命権者の許可を受けるとされており、任命権者は相反する利害関係を生じないこと、公務の信用や公正な職務遂行が損なわれる恐れがないこと、職員の能率低下を来す恐れや職務の品位を損ねる恐れがないこと等を事前に確認することとなる。これを届出制とする場合、公務員の中立・公正性という根本原則が揺らぐ危険性がある。

(2) 公務員の営利企業従事の在り方については地方公務員のみならず公務部門全体として検討する必要がある。

(3) また、現行制度においても任命権者による営利企業従事許可については、事前に許可基準を明確化し制度化している自治体もすでに存在している。各自治体が主体的に許可基準を策定・公表することで職員の社会貢献活動への参加を促進することは可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案はあくまでも職務の公正な執行及び公務の信用を確保する趣旨を担保しながら、地方公務員が社会貢献活動へ積極的に参画する環境整備の両立を図ろうとするものである。当該趣旨については、届出制であっても各地方自治体が人事委員会規則等に基準を定めた上で、任命権者が示す従事要件に関するガイドラインを示すとともに、届出後に申請内容を確認する規定を設けるなどによって、許可制と同様に中立性・公正性が担保できるのではないかと。そのため、貴省回答(1)「届出制とする場合、公務員の中立・公正性という根本原則が揺らぐ危険性がある」は本提案に対する検討を行わない理由にはならない。

貴省回答(2)では「公務部門全体として検討する必要がある」ことを理由として届出制への変更を適当でないとされているが、検討の必要性があることは届出制の変更を否定する理由にはならない。

貴省回答(3)については、現行制度での対応可能性があることと、当該施策の積極的な推進を図ることは同一のものでない。現行制度が公務外の営利企業従事を例外的に位置付けている以上、その枠内でどういった運用を図ったとしても前提が変わることはない。

なお、時代と共に求められる公務員像は変わるべきである。非営利目的の団体も新たな公の担い手であるが、そうした団体の活動に公務員が関わるためには、「原則禁止」というイメージから活動に消極的になってしまっている。むしろ、そうした活動に積極的に関わることを通じて、本業である公務に住民感覚等を活かすことが重要である。

現行制度の保持を前提として一律に対応不可とするのではなく、上記を踏まえた上で、柔軟な再検討をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
慎重に検討されたい。
なお、所管省においては副業の要件にかかる基準の明確化を図ること。

各府省からの第 2 次回答

公務員の中立・公平性の確保という観点から、地方公務員の営利企業への従事等について、許可制から届出

制への変更をすることは適当ではない。

一方で、総務省としては本件に関する地方公共団体からのニーズを踏まえ、先進的な取組事例の紹介など、必要な対応について検討を行ってまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

303

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

選挙運動の期間前に掲示された政治活動のための「のぼり」の撤去を可能とする

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公職選挙法 201 条の 14(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)について、撤去対象に「のぼり」を追加するため、法文中の「ポスター」を「文書図画」とする。

具体的な支障事例

選挙の候補予定者を2人の弁士の1人として写真入りで紹介した政党等主催による政談演説会の告知ポスター(以下「2連ポスター」。)については、公職選挙法 201 条の 14 に基づき、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、その日(告示日)のうちに、これを撤去しなければならないとされている。
一方、2連ポスターと同じ図案の「のぼり」(以下「のぼり」)については、直接的に規制する規定が公職選挙法にない。
このため、平成30年1月執行の本市市長選挙において、候補者となった者が掲載されたのぼりが、選挙運動期間中も引き続き掲示され、市民から苦情や問合せが多く寄せられたが撤去させることができなかった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公職選挙法改正により、2連ポスターと同様、のぼりについても、掲載された者が候補者となった場合には、その日(告示日)のうちにこれを撤去しなければならない旨の規定を反映させることで、金のかからない公正な選挙執行が更に確保される。

根拠法令等

公職選挙法第 201 条の 14

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形市、小田原市、石川県、山口市、兵庫県、生駒市、倉敷市、新居浜市、芦屋町、熊本市、八代市

○今までに同様の案件は発生していないが、他県で「掲示ができた」という情報があると、必ず波及してくる。本件は従来、のぼりでは多様なデザインが作成できなかったものが時代の変化により作成可能となったことも背景にあり、また「ポスターは違法だがのぼりは違法とはされていないから大丈夫」という「抜け道」的に使用される恐れもあることから、規制に加える必要がある。
○本県においても、過去、複数の市長選において、同様ののぼりが乱立し、苦情が殺到した事例がある。
○選挙期間前に適法に掲示された候補者氏名等を記載する政党、政治団体の「のぼり」を、選挙期間中に引き

続き掲示することは、選挙管理委員会において法146条に抵触するかを認定し、法147条の撤去命令の対象となるところであるが、その認定のために労力を費やすことは、選挙期間中の他の業務に多大な影響が出てくる。
候補者名が表示された「のぼり」は、法201条の14で規制される「ポスター」と同様の効果があることから、同様に規制を加え、形式的に判断できるようにし、現場での混乱を回避いただきたい。

各府省からの第1次回答

公職選挙法201条の14の規定は、公示又は告示の前に掲示してある政党その他の政治活動を行う団体の政治活動用ポスターを選挙期日の公示又は告示後も放置することは選挙運動とまぎらわしく、ひいては選挙の公正を確保するために設けられた選挙運動規制の実効性を失わせるおそれもあると考えられたことから、議員立法(平成11年法律第122号)による改正により設けられた規定である。
政党その他の政治活動を行う団体に対し、のぼりについても新たに政治活動用ポスターと同様の規制をかけるべきとの提案であるが、のぼりをはじめとした文書図画の規制に関しては、政治活動及び選挙運動の在り方の問題であり、各党各会派において十分にご議論いただく必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法201条の14の趣旨からすれば、政党その他の政治活動を行う団体の「のぼり」についても、政治活動用ポスターと同様に規制が及ぶべきものと考えられる。先の市長選挙では、市民から苦情や問い合わせが多く寄せられ、選挙管理委員会として対応に苦慮した実態がある。
今後こうした事例が全国に広がっていくことも懸念されるため、選挙の公正確保、また、金のかからない選挙の実現の観点から、各党各会派において十分にご議論がいただけるよう、貴省におかれては、特段のご配慮をいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

政党その他の政治活動を行う団体に対し、のぼりについても新たに政治活動用ポスターと同様の規制をかけるべきとの提案であるが、のぼりをはじめとした文書図画の規制に関しては、政治活動及び選挙運動の在り方の問題であり、各党各会派において十分にご議論いただく必要がある。

なお、各党各会派において議論が行われる際には、総務省としても御指摘の点について地方公共団体からも御意見があることの情報提供に努めたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

305

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

国立大学法人法の改正に伴い、平成 29 年 4 月より、国立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受けて、土地等の第三者貸付が可能となっている(国立大学法人法第 34 条の 2)ことから、公立大学法人においても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図り、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることができるようにするため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの

具体的な支障事例

公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在となっており、今後、我が国の教育研究水準の一層の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が必要である。

そのような中で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることができるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第 70 条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならないとされている。

ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生 of 充実を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法第 70 条の「附帯する事業」の範疇ではないため、その設置ができない状況にある。

この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用(土地の第三者への貸し出し等)による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の一層の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学の強みや特色を生かした取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究水準の一層の向上が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第 21 条第 2 号・70 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、高崎市、金沢市、岐阜市、愛知県、大阪府、岡山県、下関市、山陽小野田市、北九州市、宮崎市、沖縄県

○直近の法改正(H30.4.1 施行)により、地方独立行政法人に対して運営費交付金の使用に係る努力義務(留意事項)が新たに課されるなど、財源の適切かつ効率的な使用が求められているなか、法人資産の適正な管理のもと、経営的視点に基づき資産の有効な活用を図ることは、収入源の多様化に繋がり、法人の経営基盤の強化に資すると考える。

○本件について国立大学法人と公立大学法人で制度上の差異があることに合理性が見出せない。

各府省からの第1次回答

○ 公立大学法人における土地等の所有財産の貸付けは、地方独立行政法人法第70条に基づき、業務を行うにあたり必要とされる場合には現行法上でも認められているところであり、「具体的な支障事例」にあるコンビニの設置についても、業務に支障がない場合に限り、第三者へ土地を貸し付け、教職員や学生などの福利厚生のための施設として設置することは認められる。

○ 現行法上認められていないその他の具体的な支障事例が存在するというのであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

具体的な支障事例として、コンビニの設置を挙げていたが、各府省からの回答は「業務に支障がない限り、福利厚生のための施設として設置することは認められる」と広い解釈が示されており、その他の事例についても、公立大学法人の自主的な判断により、その有効活用が可能となることで、資産の有効活用に一定の前進があると考えている。

しかし、国立大学法人においては、駐車場のための土地の第三者貸付を企画公募する事例も実際に出てきており、公立大学法人においても、土地等の第三者貸付について潜在的な支障事例やニーズが存在していると考えられる。

今回の提案内容は「公立大学法人においても国立大学法人と同様に、法人業務に関わらない用途でも、土地等の第三者貸付が可能となるよう法改正を求めるもの」であり、公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となり、必要な財務基盤の強化が図られ、教育研究水準の一層の向上に寄与するものと考えており、引き続き、法改正を提案する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【秋田県】

検討状況を随時情報提供いただくとともに、今後の検討スケジュールについて示してもらいたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次回答において、「具体的な支障事例が存在するというのであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。」とのことだが、できるだけ早く現行制度における支障事例や制度改正のニーズ等を把握していただきたい。それを踏まえて法改正をすべきではないか。

○ 国立大学法人と公立大学法人に制度上の差異がある合理的な理由(公立大学法人特有の事情)が無い限り、この差異を解消するため、早急に法改正をすべきではないか。

各府省からの第2次回答

提案団体からの提案内容や、提案募集検討専門部会からのヒアリングを踏まえ、平成30年9月3日付事務連絡において、各公立大学法人に対して土地等の第三者への貸付けに関するニーズ調査を実施したところである。(締切:9月19日)

本調査結果を踏まえ、関係省庁と連携の上、法改正を含めた対応策について検討してまいりたい。

なお、提案団体から支障事例として指摘のあった、教職員や学生などの福利厚生施設としてのコンビニ設置については、大学の設置・管理に「附帯する業務」(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 21 条第 7 号)として現行法上も認められている旨を周知徹底してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

317

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

給与支払報告書における配偶者特別控除対象者の個人番号を記入する欄の追加

提案団体

今治市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

給与支払報告書(地方税法施行規則様式 第十七号様式別表)を、配偶者特別控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記載する様式に修正すること。

具体的な支障事例

社会保障・税番号制度の開始に伴い、事業主から市へ提出される「給与支払報告書(地方税法施行規則様式第十七号様式別表)」に、受給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄が追加された。配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に当たってはその被扶養者の特定が重要であり、当市ではマイナンバーの利用による被扶養者特定により、業務の効率化を試行している。しかし、配偶者特別控除対象者に限っては様式に欄がなく、摘要欄に「(配特)氏名」と記入するのみとなり、マイナンバーを記入する欄がない。そのため、該当者のマイナンバーを1件ずつ住民基本台帳システムにより調査する作業が発生した(年間1000件程度)。また、同世帯であれば住民基本台帳により配偶者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できないため、事業主あるいは本人に対し、配特対象者の住所等を再確認する必要があるが生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーによる配偶者特定が容易に行えることにより、業務が効率化され、課税の正確性が高まる。

根拠法令等

- ・地方税法施行規則
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、山形市、ひたちなか市、川越市、蓮田市、八王子市、島田市、春日井市、小牧市、城陽市、芦屋市、南あわじ市、出雲市、宇和島市、内子町、宮崎市

- 配偶者特別控除対象者にマイナンバーを記載することにより、個人特定が可能になるため賛同するが、平成30年度から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがあるため、事業所が正しく制度を理解し、記載できるよう周知することが課題である。
- 今後の税制改正により配偶者特別控除の対象範囲が広がることから、配偶者特定の調査件数が増加するこ

とは明白であり、配偶者特定の調査を円滑に進める対策が必要である。

○本市においても扶養調査等において、マイナンバーによる個人特定は有効だと考えており、配偶者特別控除対象者のマイナンバー記載についても事務効率化に資するものとする。

○配偶者特別控除対象者が他市町村に居住している場合は、配偶者の所得調査のため、事業主へ配偶者の住所地を照会してから、その住所地に配偶者の所得を確認しなければならず、効率が悪い。

マイナンバーの記載により、少なくとも、事業主への住所地照会を省けるため、業務の効率が上がる。

○本市においても、納税者の本人特定のみならず、被扶養者の特定にマイナンバーを活用することによる業務の効率化を試行しています。

特に対象者が市外に居住している場合、従来、紙ベースで行っていた所得照会事務を、昨年からは本格稼働した『情報提供ネットワーク(統合宛名システム)』で行うという効率化の為に、マイナンバーは必要不可欠であり、現時点で、配偶者特別控除対象者について記載箇所がない給与支払報告書についてマイナンバーを記載できるよう様式変更を要望します。

○配偶者特別控除対象者が同世帯内の場合には特定が容易であるが、市外に居住している場合、氏名のみの記載では特定が困難である。

マイナンバーの記載がある場合は対象者の確定が容易に行え、所得確認等が行えるために課税の正確性が高まることとなる。

○配偶者特別控除対象者の特定において、同世帯であれば住民基本台帳の閲覧により配偶者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できない事案が生じている。

また、平成31年度申告分より配偶者特別控除の見直しが行われることにより配特対象者特定事務の増加が見込まれ、個人番号を記載する様式に修正することにより、対象者特定に要する時間の削減が図られると考える。

○配偶者特別控除対象者が世帯内にいなければ、個人特定できないため所得照会ができない。

○配偶者が、他の市区町村に居住している場合に、氏名だけでは対象者の住所を特定できない。また、所得要件を確認するための所得照会にも影響する場合がある。

○配偶者特別控除対象者に限っては様式に欄がなく、氏名のみの記載のため、単身赴任者等で市外の配偶者の場合は、氏名のみを手掛かりに調査するのは効率悪く、この点が改善されれば事務効率が図れると考える。

○本市においても、マイナンバーを利用した被扶養者の特定を行っているが、配偶者特別控除の適用については提案のとおりマイナンバーの記載が無い場合、特に市外居住者の捕捉に関し時間を要している。

マイナンバーが記載されることにより、住民基本台帳システムで住所情報を、情報提供ネットワークシステムで所得情報を把握することで事務の効率化・適正化が期待できる。

○給与支払報告書に、受給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄が追加された。市外や世帯外の配偶者控除や扶養控除対象者はマイナンバーの利用により早期に特定することが可能となったが、配偶者特別控除対象者はマイナンバー記入欄がないため、統合端末での該当者特定に時間を要してしまい、納税義務者に対して数回の変更通知を送付することとなり、その都度納税義務者からの問い合わせにも対応しなければならず、説明等に時間を浪費してしまう。

配偶者特別控除者についてもマイナンバー記入欄を設けることにより、対象者の特定や、人的控除の説明を軽減することができる。

○配偶者控除と同様に、配偶者特別控除の所得判定を行う際、世帯内に配偶者がいなければ配偶者の住所を調査することになる。その際、本人のマイナンバーがわからなければ、戸籍請求を行い住所を調べ、その後、名前、生年月日、住所からその人のマイナンバーを探し出す。このマイナンバーを特定するまでの作業にかなりの時間と労力がかかる。本市としてもマイナンバーを利用して、業務の効率化を図りたいため、配偶者特別控除の対象者であっても給与支払報告書にマイナンバーの記載を希望する。

○本市においても、配偶者特別控除対象者の調査作業に苦慮しているため、配偶者特別控除対象者のマイナンバーが記載される様式に修正されると、業務の効率化と課税の正確性が高まる。

各府省からの第1次回答

地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)により、給与支払報告書の記入様式に、特別控除対象配偶者の個人番号記入欄を追加したところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

要望事項がすで実現されており、来年度の課税事務ではマイナンバーの利用により配偶者の特定が容易になり、業務の効率化を図ることができます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

所管省より、十分な周知を行うこと。

各府省からの第2次回答

平成30年度税制改正における地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正内容については、総務省のホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)で公開している。